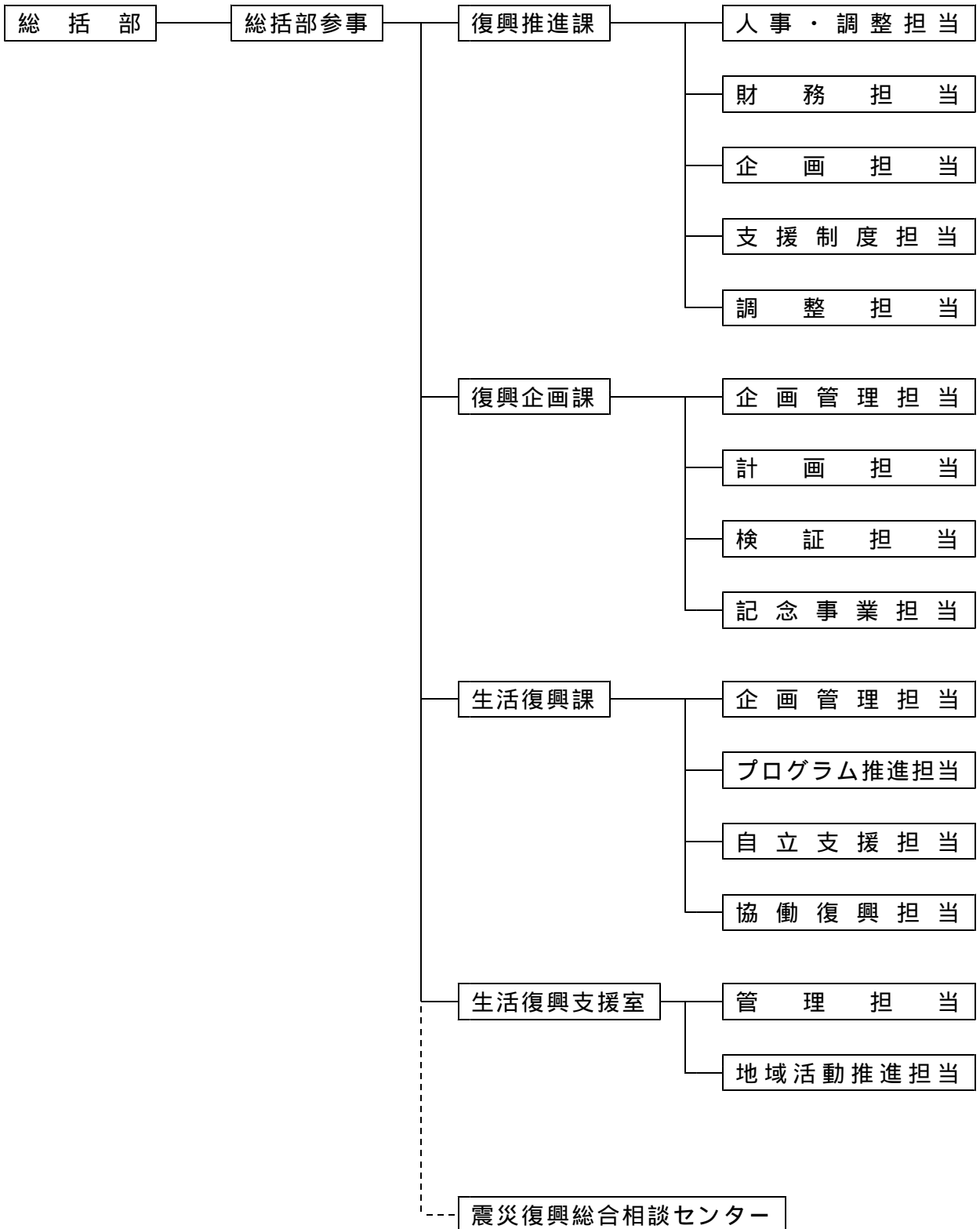
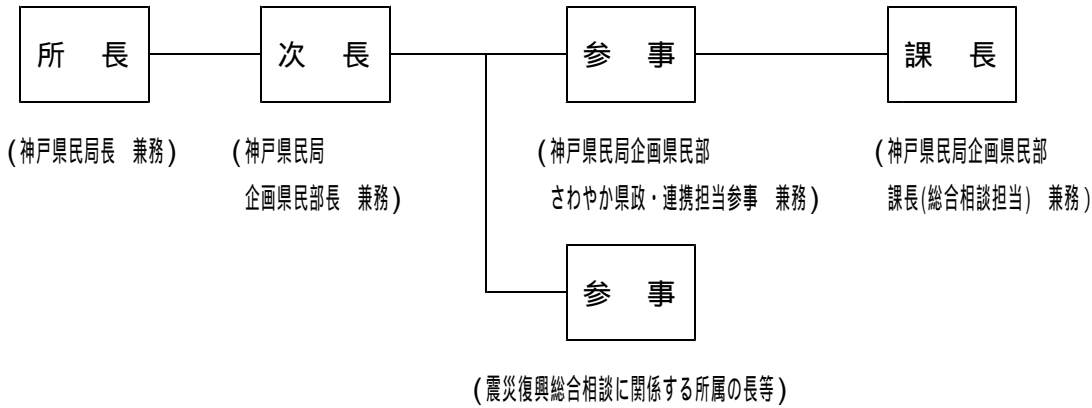


平成16年度総括部組織図



震災復興総合相談センター組織図



- ・ 総括部生活復興課長
- ・ 県民政策部県民文化局消費生活室長
- ・ 県民政策部地域協働局交通安全課長
- ・ 企画管理部教育・情報局情報政策課長
- ・ 健康生活部福祉局長寿社会課長
- ・ 産業労働部商工労働局雇用就業課長
- ・ 産業労働部商工労働局労政福祉課長
- ・ 産業労働部国際交流局国際政策課長
- ・ 県土整備部まちづくり局住宅宅地課長
- ・ 県土整備部まちづくり局建築指導課長
- ・ 県土整備部まちづくり局住宅管理室長
- ・ 神戸県民局県税部県税担当参事
- ・ 神戸県民局地域振興部産業労働担当参事
- ・ 県立神戸生活創造センター生活科学部長
- ・ 県立男女共同参画センター所長
- ・ 県立精神保健福祉センター所長

職 員 数

〔平成16年4月1日現在〕

区 分	事務職	非常勤 嘱託員	計	備 考
復興推進課	18	1	19	派遣職員33名を除く。 〔内 訳〕 (財)阪神・淡路大震災復興基金 6名 (財)阪神・淡路大震災記念協会 27名
復興企画課	11	2	13	
生活復興課	13		13	
生活復興支援室	6		6	
合 計	48	3	51	

(注) 総括部本務職員のみを計上。

復 興 推 進 課

担 当 名	主 な 所 掌 事 務
人事・調整担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 総括部の行政に係る文書及び部長印の管守に関する事。 2 総括部の職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関する事。 3 総括部の組織に関する事。 4 総括部の行政に係る事務の能率化に関する事。 5 震災復興総合相談センターに関する事。 6 本部の他局及び他課室の所掌に属しない事。
財 務 担 当	<ol style="list-style-type: none"> 1 総括部の予算、決算及び会計に関する事。 2 震災復興に関する財政制度の調査に関する事。 3 財団法人阪神・淡路大震災復興基金に関する事。
企 画 担 当	<ol style="list-style-type: none"> 1 居住安定支援制度補完事業に関する事。 2 自然災害被災者に対する住宅再建支援制度の普及・啓発に関する事。
支援制度担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会の運営に関する事。 2 自然災害被災者に対する住宅再建共済制度の設計等に関する事。
調 整 担 当	<ol style="list-style-type: none"> 1 総括部の行政の企画及び総合調整に関する事。 2 総括部の行政に係る重要事業の進行管理に関する事。 3 総括部の行政に係る広報及び広聴の推進及び連絡調整に関する事。 4 震災復興に関する行政の総合調整に関する事。 5 震災復興に関する行政に係る重要事業の進行管理に関する事。 6 震災復興に係る渉外に関する事。 7 震災復興に係る国等への要望に関する事。 8 震災復興に関する市町との連絡調整に関する事。

復 興 企 画 課

担 当 名	主 な 所 掌 事 務
企画管理担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災復興に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。 2 阪神・淡路大震災に係る国の阪神・淡路大震災復興関係省庁連絡会議との連絡調整に関すること。 3 財団法人阪神・淡路大震災記念協会に関すること。 4 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターに関すること。 5 課の庶務に関すること。
計 画 担 当	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災復興総合計画に関すること。 2 震災復興に係る状況の調査に関すること。 3 復興10年総括検証・提言事業（総括検証部会）に関すること。
検 証 担 当	復興10年総括検証・提言事業（総括検証部会を除く）に関すること。
記念事業担当	阪神・淡路大震災10周年記念事業に関すること。

生 活 復 興 課

担 当 名	主 な 所 掌 事 務
企画管理担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活復興施策の企画・調整に関すること。 2 1.17ひょうごメモリアルウォークに関すること。 3 課の庶務に関すること。
プログラム推進担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活復興に係る総合的施策の推進に関すること。 2 被災高齢者等への見守り対策に関すること。 3 生活復興に関する情報提供・相談体制の推進に関すること。
自立支援担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活復興に関する生きがい支援事業の企画・推進に関すること。 2 被災者自立支援金に関すること。 3 生活復興資金貸付制度に関すること。 4 阪神・淡路大震災に係る義援金の受入に関すること。
協働復興担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者復興支援会議 の運営に関すること。 2 生活支援委員会の運営に関すること。 3 NPOと協働した取り組みの推進に関すること。

生活復興支援室

担当名	主な所掌事務
管理担当	1 生活復興県民ネットとの連絡調整に関する事。 2 室の庶務に関する事。
地域活動推進担当	1 地域活動推進事業に関する事。

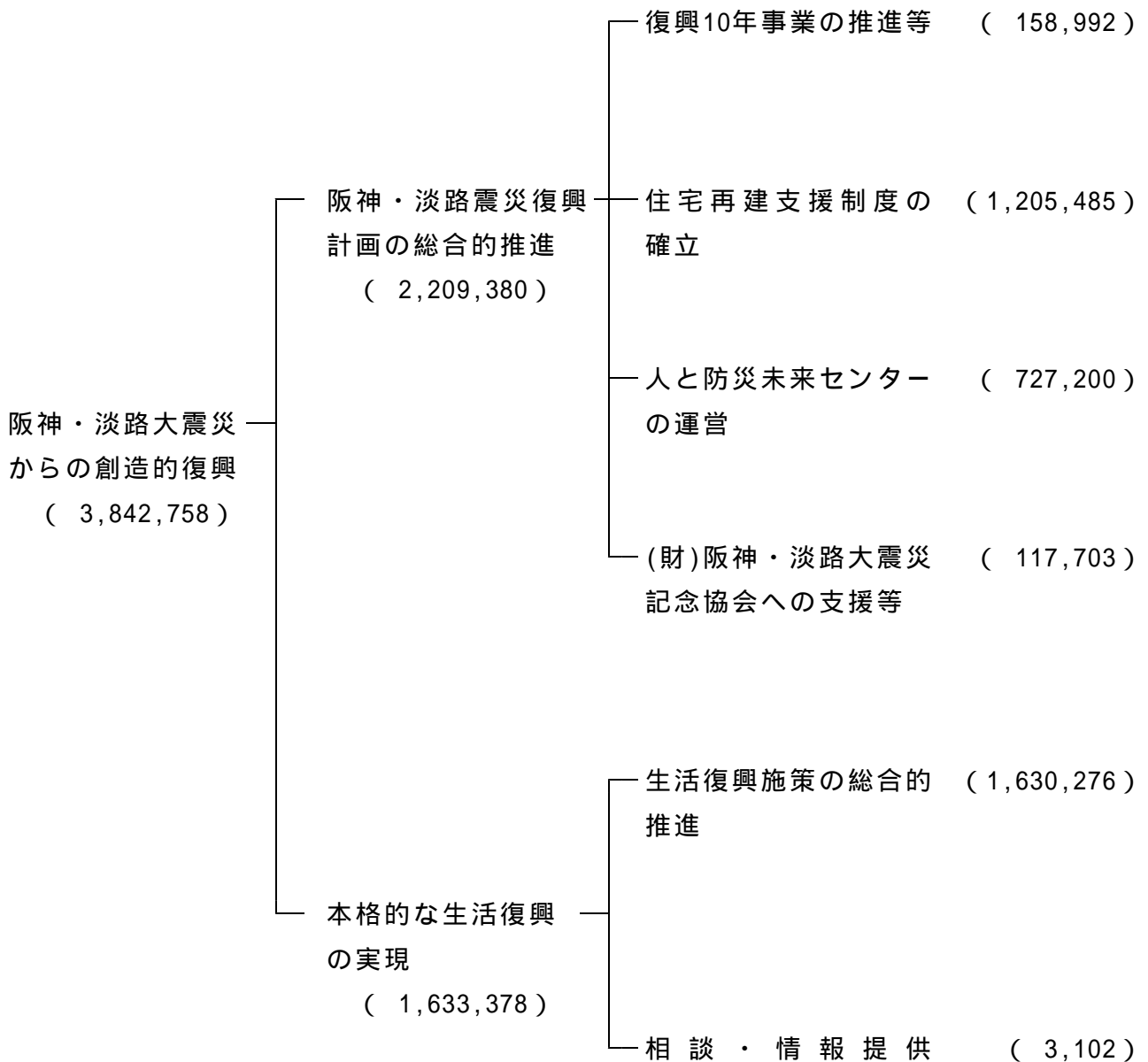
震災復興総合相談センター

主な所掌事務
1 震災復興に関する総合相談に関する事。

平成16年度重要施策体系表

総括部

(単位：千円)



平成16年度重要施策

平成16年度は、震災10年を迎え、創造的復興をめざした「阪神・淡路震災復興計画」の最終年度となることから、被災高齢者の見守り対策などの残された課題への対応に全力で取り組むとともに、これまでの復興の取り組みの成果と課題を確かめ、震災の経験と教訓を発信・継承するほか、震災を契機に生まれ広がった先駆的な取り組みの定着を図る。

1 阪神・淡路震災復興計画の総合的推進

(1) 復興10年事業の推進等

平成17年1月に震災から10周年を迎えることから、復興計画に基づく10年間の取り組みを総括的に検証し、その結果や教訓を次世代への提言として広く発信する「復興10年総括検証・提言事業」を行うとともに、16年4月から18年3月まで2年間にわたり、国内外からの多大な支援に対して感謝し、被災地の復興の成果等をアピールする「阪神・淡路大震災10周年記念事業」を展開する。

また、復興施策について、検証結果を踏まえ、「終了するもの」や「一般施策として引き継ぐもの」を明らかにするなど、ポスト10年につなぐための総合調整を行う。

(2) 住宅再建支援制度の確立

被災者生活再建支援法の改正により、本年4月に「居住安定支援制度」が創設され、公的支援の道が拓かれた。しかし、住宅本体の建築費が支援対象とならないなどの課題が残されていることから、国に対して制度の改善を引き続き働きかけるとともに、改善されるまでの間、県単独の補完制度を実施する。

また、公的な支援には限界があることから、住宅再建共済制度について、県民の意向調査等を行うとともに、引き続き、学識者等からなる調査会で詳細な制度設計などの検討を進め、自助・共助・公助が三位一体となった仕組みの実現をめざす。

(3) 人と防災未来センターの運営

人と防災未来センターの開設から3年目を迎えることから、調査研究成果の発信や体制の充実、展示の多言語化など、阪神・淡路大震災の経験や教訓を後世に継承し、国内外の災害による被害の軽減に貢献する国際的な防災拠点としての機能強化を図る。

また、国連防災世界会議が本県において開催される機会を捉えて、センターの活動を広く国内外に発信するほか、10周年記念事業（企画展等）の実施や、校外学習・修学旅行等の誘致など集客対策に努める。

(4) (財)阪神・淡路大震災記念協会への支援等

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、人類の安全と共生について、総合的な調査研究を行い、それらを広く情報発信するとともに、周年記念事業や資料の収集・保存などを行っている(財)阪神・淡路大震災記念協会の運営を支援する。

2 本格的な生活復興の実現

(1) 生活復興施策の総合的推進

復興計画最終3か年推進プログラムに基づき、被災者の本格的な生活復興に向け、一人ひとりが知識と経験を生かしながら、生きがいをもって社会に参画できるよう支援するとともに、人と人が支え合い、共に生きる、活力あるコミュニティづくりを進めるため、生活復興施策を総合的に推進する。

さらに、ポスト10年を見据え、将来にわたって、被災高齢者等を地域で“包み込む”活動が展開されるよう体制づくりを支援する。

(2) 相談・情報提供

被災者等に対し、本格的な生活復興に向けて必要な情報を円滑かつ効果的に提供するため、あらゆる分野の課題について専門的に対応でき、総合的かつ一元的な相談窓口となる「震災復興総合相談センター」において、各種相談を実施する。

また、県外居住被災者に対しても、情報紙の送付や電話訪問相談等によるきめ細かな支援を行う。

総 括 部 歳 出 予 算

(一般会計)

(単位：千円)

課 室 名	金 額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源
復興推進課	1,245,010	0	10,000	1,168,000	67,010
復興企画課	943,870	251,228	0	0	692,642
生活復興課	1,626,462	0	1,575,000	0	51,462
生活復興 支 援 室	27,416	0	8,835	0	18,581
事業費計	3,842,758	251,228	1,593,835	1,168,000	829,695
職 員 費	489,800	0	0	0	489,800
合 計	4,332,558	251,228	1,593,835	1,168,000	1,319,495

事 項 別 予 算 の 概 要

(一般会計)

(単位：千円)

事 項 名 (所管課室)	平成15年度 当初予算額 (一般財源)	平成16年度 当初予算額	財 源 内 訳				説 明
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
震 災 復 興 総 合 調 整 費 (復興推進課) (生活復興課)	63,388 (63,388)	1,245,510	0	10,000	1,168,000	67,510	(復興推進課) 1 震災復興総合調整費等 39,525 2 被災者住宅再建支援基金(仮称)造成費 1,168,335 3 住宅再建共済制度推進調査費 7,150 4 居住安定支援制度補完事業費 10,000 (生活復興課) 5 1.17ひょうごメモリアルウォーク推進事業 費 20,500
震 災 復 興 計 画 推 進 費 (復興企画課)	143,027 (143,027)	216,670	0	0	0	216,670	1 (財)阪神・淡路大震災記念協会運営費等 117,703 2 復興10年事業費 91,967 3 阪神・淡路大震災復興フォーラムin東京開催 費 7,000
災 害 対 策 費 (復興企画課)	722,010 (470,782)	727,200	251,228	0	0	475,972	1 人と防災未来センター運営費 715,800 2 人と防災未来センター震災10周年記念事業費 10,400 3 実戦的防災研究発信事業費 1,000
生 活 復 興 県 民 運 動 推 進 費 (生活復興支援室)	14,883 (14,883)	13,267	0	0	0	13,267	1 生活復興県民ネット支援事業費 4,914 2 生活復興NPO情報プラザ運営事業費 4,700 3 フェニックス出会いの広場事業費 3,653
生 活 復 興 推 進 費 (生活復興課) (生活復興支援室)	3,797,227 (38,636)	1,620,111	0	1,583,835	0	36,276	(生活復興課) 1 生活復興資金貸付事業費 1,575,000 2 被災者復興支援対策事業費等 10,907 3 県外居住被災者支援情報提供事業費 3,102 4 生活復興事務局事業推進費 16,953 (生活復興支援室) 5 生活復興事務局事業推進費 14,149
災 害 援 護 基 金 積 立 金 (復興推進課)	0 (0)	20,000	0	0	0	20,000	1 災害援護基金積立金 20,000
緊 急 雇 用 創 出 事 業 費	109,221 (0)	0	0	0	0	0	16年度は産業労働部で一括計上
事 業 費 計	4,849,756 (730,716)	3,842,758	251,228	1,593,835	1,168,000	829,695	
総務管理職員費	518,663 (518,663)	489,800	0	0	0	489,800	
合 額	5,368,419 (1,249,379)	4,332,558	251,228	1,593,835	1,168,000	1,319,495	

〔復興推進課〕

1 復興本部会議の開催

(1) 目的

阪神・淡路大震災からの早期復興を進めるため、重要事項を協議し、その調整を図ることを目的とする。

(2) 協議事項

震災復興の基本方針及び震災復興にかかる重要施策の審議調整
各部局にかかる重要事項の報告
その他の震災復興についての連絡

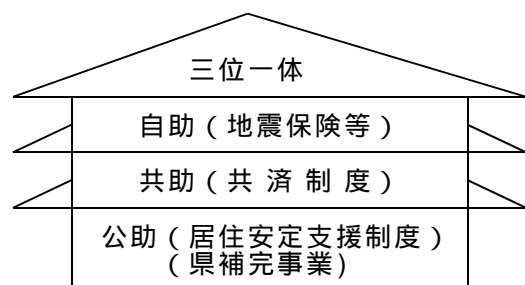
2 総合的な住宅再建支援制度の実現

震災を教訓として、地震等自然災害による被災者の復興を進めるためには、生活再建と住宅再建の新たな制度の創設が不可欠であると考え、2,500万人に及ぶ署名活動など、「総合的国民安心システム」の実現に取り組み、生活再建支援については、平成10年5月に「被災者生活再建支援法」として具体化した。

残る住宅再建支援制度についても、平成16年3月の被災者生活再建支援法改正により、「居住安定支援制度」が創設され、公的支援の道が拓かれた。

しかしながら、この制度には住宅建築費本体が支援対象にならないなどの課題があることから、県単独の補完措置を実施するとともに、国に対して制度の改善を働きかけ、公的支援制度（「公助」）の一層の充実を図る。

また、かねてから提案してきた、地震保険等の「自助」と共済制度の「共助」を適切に組み合わせる三位一体の総合的な住宅再建支援制度の実現に向けた取り組みを進める。



(1) 居住安定支援制度の運営に係る拠出金の出捐（新規） (1,168,335千円)

新たに創設された居住安定支援制度（平成16年4月施行）の制度運営に係る拠出金を財団法人都道府県会館に対して出捐し、制度の安定的な運営に資する。

〔居住安定支援制度の概要〕

- （支給対象世帯） 全壊（または全部解体）世帯、大規模半壊世帯
- （支給対象経費） 居住関係経費（解体撤去費、整地費、ローン関係経費、登記等手数料、家賃等）
- （支給限度額） 再建又は新築等（全壊）：200万円
補修（大規模半壊）：100万円
賃貸入居：50万円
- （財源） 都道府県が拠出する基金から支給
ただし、年齢・年収等の要件あり
（支給金額の2分の1相当額を国庫により補助）

(2) 居住安定支援制度の充実に向けた取り組み（新規）

居住安定支援制度補完事業の実施

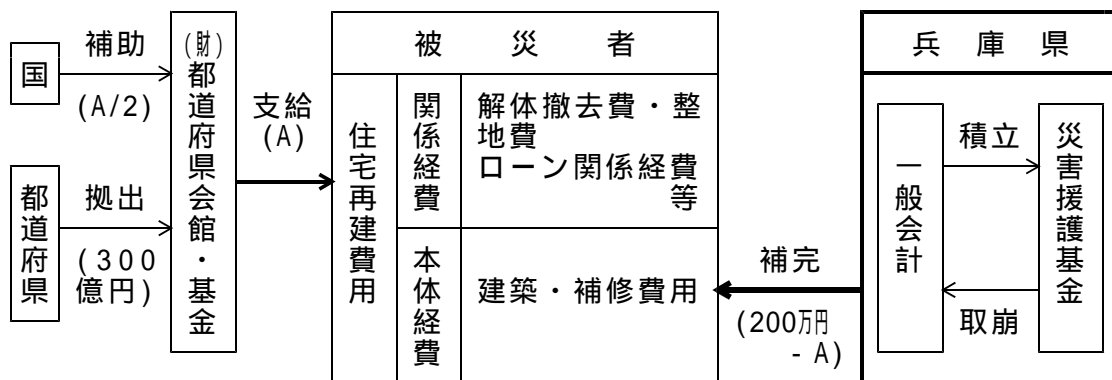
(10,000千円)

居住安定支援制度は、住宅建築費本体を対象とせず、解体撤去費、ローン関係経費、登記手数料等の関係経費のみを対象としている。

このため、被災者個々の被災状況により、関係経費のみでは法限度額満額支給を受けられないケースがあり、被災者に不公平感を生むことから、法限度額と支給額の差を埋める県単独の補完措置を、国の制度が是正されるまでの間に限り実施する。

（居住安定支援制度補完事業のスキーム）

支給限度額 200万円(全壊の場合)



居住安定支援制度充実に向けた働きかけ

今回の居住安定支援制度の創設にかかる法改正においては、施行後4年を目途に、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること等を求める附帯決議が付されたことも踏まえ、住宅建築費本体が支援対象となるよう、引き続き全国知事会等と連携して働きかけていく。

(3) 住宅再建共済制度の実現に向けた取り組み（新規）

(7,150千円)

平成15年5月に設置され、県単独による住宅再建支援制度の実現可能性について検討してきた「兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会」では、平成16年1月に検討状況報告を行い、県単独による共済制度を実現すべきとの方向性が示された。

今年度は、住宅再建共済制度の実施等についての県民の意向調査や、市町等との協議を踏まえて制度の詳細設計を進め、「自助」「共助」「公助」三位一体となった仕組みの構築を目指す。

「兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会」での継続検討

市町等との協議

県民意向調査（仮称）の実施

（調査時期）平成16年6月(予定)

（調査対象）県民5,000名

（主な調査項目）適切な負担と給付のバランス、地域別ニーズ、加入の意思等
パブリックコメントの実施

フォーラム等の実施

3 (財)阪神・淡路大震災復興基金事業の推進

阪神・淡路大震災からの早期復興のための各般の取り組みを補完し、被災者の救済及び自立支援ならびに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進めることにより、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生させるために平成7年4月1日に設立した(財)阪神・淡路大震災復興基金の事業の推進を図るとともに、今後のあり方について検討を行う。

4 震災復興総合相談の実施

震災復興総合相談センターに、県政に関することから日常生活上の諸問題に応じる「さわやか県民相談」をはじめ、住宅に関する「住まいの相談」、外国人の生活に関する「外国人県民相談」など14の相談窓口を設置し、被災者等が今後の生活再建を図るうえで必要な震災復興に関する各種相談を、総合的かつ一元的に実施する。

〔相談受付電話〕078-360-8511（専用電話がある場合は、相談窓口欄等に電話番号を記載）

受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時

県外被災者専用フリーダイヤル 0120-78-4133

相談窓口	相談日時	相談窓口	相談日時
さわやか県民相談	毎日（祝日含む） 午前9時～午後5時	労働相談	月～土曜（祝日除く） 午前10時～午後5時
フリーダイヤル 電話相談 0120-16-7830	毎日（祝日含む） 午前9時～午後9時	フリーダイヤル 電話相談 0120-2-81610	午前10時～午後7時30分
交通事故相談 【面談は要予約】	水・土曜（祝日除く） 午前10時～午後4時	高齢者総合相談 0120-01-7830	月～土曜（祝日除く） 午前10時～午後5時
法律相談 【予約制】	水・土曜（祝日除く） 午後1時～4時	外国人県民相談 078-382-2052	月～金曜（祝日除く） 午前9時～午後5時
パソコン画像 法律相談	木曜（祝日除く） 午後1時～3時		
登記相談 【予約優先】	第2・4土曜（祝日除く） 午後1時～4時	住まいの相談 078-360-2536	月～金曜（祝日除く） 午前10時～午後5時
障害者職業相談 078-361-0681 【面談は要予約】	月～金曜（祝日除く） 午前10時～午後5時	納税相談	月・水・金・土曜（祝日除く） 午前10時～午後5時
IT（パソコン初心者）相談 078-362-8623 【面談は要予約】	月～金曜（祝日除く） 午前10時～午後5時	国の行政相談 078-360-5440	火～金曜（祝日除く） 午前9時～午後5時
エイズ電話相談 078-360-4946 【電話相談のみ】	月～木曜（祝日除く） 午前10時～午後5時	税務相談	第2水曜 （4～6月、9～12月） 午前10時～午後4時

〔復興企画課〕

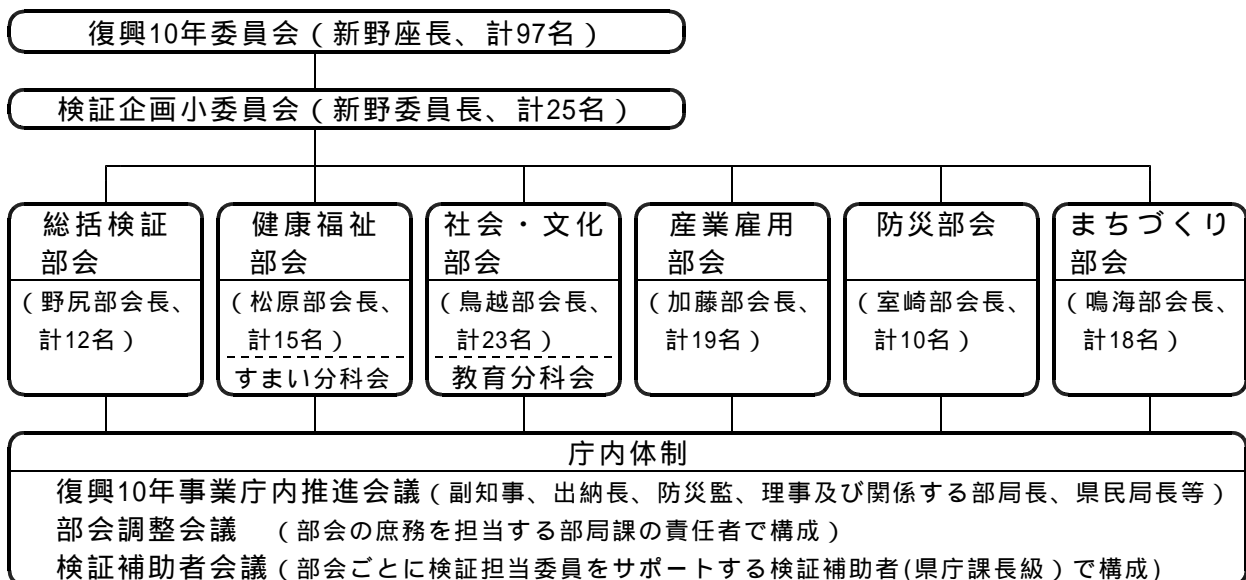
1 復興10年事業の推進 (98,967千円(別途復興基金800,000千円))

平成17年1月に震災から10年を迎えるにあたり、10年間の取り組みを総括的に検証し、その結果や教訓を次世代への提言として広く発信するとともに、国内外からの多大な支援に対して感謝し、被災地の復興の成果等をアピールする「復興10年事業」を推進する。

(1) 復興10年総括検証・提言事業

行政、県民、企業、団体、NPO/NGO等の初動対応から本格復興までの復興過程における取り組みについて、客観的、多面的に検証し、その結果や教訓を次世代への提言として広く国内外に発信することにより、安全で安心して暮らせる社会づくりに貢献する。

(推進体制) 復興10年委員会のもとに、検証企画小委員会及び6検証部会を設置
検証テーマごとに、検証担当委員(1名)を配置



(検証の手法)

関係資料、データの整理

行政(県・市町)、団体、有識者等からのヒアリング

ワークショップによる県民との意見交換

(地域別ワークショップ) 平成16年6月 被災地県民局単位

(総括ワークショップ) " 7月 神戸市内

被災地の復興現地調査 等

創造的復興フォーラム(仮称)による発信(新規)

検証の結果や先導的な取り組み、仕組みなどを未来への提言として広く国内外に発信するため、創造的復興フォーラム(仮称)を開催する。

復興10年総括検証・提言報告会:平成17年1月12日~14日

復興10年総括フォーラム:平成17年1月17日

(2) 阪神・淡路大震災10周年記念事業

阪神・淡路大震災10周年を機に、県・被災市町、団体・グループ、NPO/NGO、企業等が互いに連携を図り、被災地が一体となって、「阪神・淡路大震災10周年記念事業」を展開する。

事業の推進にあたっては、「阪神・淡路大震災記念事業推進会議」(構成：県、被災市町、関係団体、マスコミ等)において、記念事業実施の呼びかけや、事業助成などのバックアップを行う。

(テーマ) 「1.17は忘れない」

(意義・目的) 経験と教訓の継承 心からの感謝
 がんばりの確認、励まし 先導的取り組みの発信

(開催期間) 平成16年4月～平成18年3月

平成18年秋に開催されるのじぎく兵庫国体、全国障害者スポーツ大会は記念事業として位置づけ

(開催場所) 原則として、被災地内(10市10町)。ただし、記念事業の意義・目的に沿う事業については、被災地外でも対象とする。

(助成額)

区分	共同企画事業	自主企画事業
助成率	助成対象経費の合計額から、入場料収入等を控除した金額の1/2以内	助成対象経費の合計額の1/2以内
限度額	市町事業 : 500万円 県事業、県民局事業 : 1,000万円 特認事業 : 5,000万円	200万円 特認事業 : 500万円

共同企画事業：県、関係県民局、被災市町と各種団体で構成される実行委員会
 が実施する事業

自主企画事業：各種団体が実施する事業

(シンボルマーク)



(ロゴマーク)



(3) 「阪神・淡路大震災 復興フォーラムin東京」(仮称)の開催(新規)

総括検証・提言事業を踏まえ、全国に発信すべき震災の教訓を発信するとともに、国内外からの多大な支援に対して感謝し、被災地の復興成果を広くアピールする。

(開催日時) 平成17年2月

(開催場所) 東京都内

- 2 阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラムのフォローアップと総括（9,661千円）
平成14年12月に策定した「阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム」に基づき、被災高齢者の生活再建やまちのにぎわいづくりなど、残された課題の解決に万全を期するとともに、復興事業の進捗状況等の把握や「生活復興調査」の実施などを通じて、震災復興の現状や課題を分析するなど、プログラムのフォローアップを行う。

また、10か年の復興計画終了後を見据え、所期の目的を達成し終了する事業と、一般施策等として継続すべき事業を見定めるなど、プログラムの総括を行い、復興の過程で生まれ広がった先駆的な取り組みを、成熟社会を支える仕組みとして定着・発展させていく。

生活復興調査の実施

被災地域住民を対象に、くらしむきやしごとなど生活復興の状況等に関するアンケート調査を実施する。

（調査数） 被災地域の成年男女3,300名（住民基本台帳からの無作為抽出）

（調査フレーム） 「すまい」「つながり」「まち」「こころとからだ」「そなえ」「くらしむき」「行政とのかかわり」の生活再建課題7要素から被災者の生活復興感等を分析

（調査時期） アンケート調査：平成17年1月(予定)、調査結果の分析：平成17年度

《阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラムの概要（平成14年12月策定）》

（目標年次） 2005年（平成17年）

（対象地域） 兵庫県内の災害救助法対象地域である10市10町

（基本目標と分野別重点プログラム（5体系23項目））

1 21世紀に対応した福祉のまちづくり ～ 少子・超高齢社会における本格的な生活復興～

- (1) 被災高齢者の見守り体制の整備
- (2) 被災高齢者の健康づくり・生きがいづくり
- (3) こころのケアの推進
- (4) 住み続けたい住まいづくり

2 世界に開かれた、文化豊かな社会づくり ～ 参画と協働の“創造的市民社会”づくり～

- (1) 県民ボランティア活動の推進
- (2) 子どもの体験活動や子育て環境づくりなどの促進
- (3) 文化を活かした個性ある地域づくり

3 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり

～ 産業構造の転換期におけるしごと活性社会づくり～

- (1) 中小企業・地場産業等の第二創業・経営革新への支援
- (2) 商店街・小売市場の活性化対策
- (3) しごとの創造と多様なワークスタイルづくり
- (4) 新産業創造の推進と成長産業の育成
- (5) 国内外企業の立地促進
- (6) 構造改革特区の形成推進～国際経済拠点構想、神戸医療産業都市構想などの推進～
- (7) 新しいライフスタイルを創出する地域産業の新展開
- (8) 地域資源を活かしたツーリズムの推進

4 災害に強く、安心して暮らせる都市づくり ～震災の経験と教訓の継承・発信～

- (1) 地域の防災力を高める安全・安心なまちづくり
- (2) 実戦的な防災体制の構築
- (3) 防災の担い手づくりの推進
- (4) 国際防災・人道支援拠点の形成
- (5) 住宅再建支援制度の実現
- (6) 周年記念事業の推進

5 多核・ネットワーク型都市圏の形成 ～復興市街地整備の推進とまちのにぎわいづくり～

- (1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業の早期完成と未着工地区の対応
- (2) まちのにぎわいづくりの推進

3 (財)阪神・淡路大震災記念協会への支援 (108,042千円)

(1) 趣旨

「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、人類の安全と共生について、総合的な調査研究及び実践を行うとともに、その成果の公開等を行うことにより、災害対策はもとより、大都市機能の改善等、人と自然が共存する安全かつ適正な国土の形成に資し、もって21世紀文明の創造に寄与する」ことを目的として、平成9年12月26日に設立された(財)阪神・淡路大震災記念協会の運営を支援する。

(2) (財)阪神・淡路大震災記念協会の事業内容

人類の安全と共生にかかる総合的な調査研究
 震災復興の記念となる事業の企画・立案等
 阪神・淡路大震災にかかる既存情報の収集整理・保存
 阪神・淡路大震災周年記念事業の啓発及び実施
 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターの管理運営

4 阪神・淡路震災復興支援10年委員会との連携

震災復興を側面的・長期的に支援する各種イベントを発案・実施するために設立された「阪神・淡路震災復興支援10年委員会」との連携を図る。

5 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」の運営 (727,200千円(別途雇用交付金30,714千円))

阪神・淡路大震災の経験と教訓を後世に継承し、国内外の災害による被害の軽減に貢献するとともに、いのちの尊さや共生の大切さなどを発信する「人と防災未来センター」の適切な運営を図る。

(1) 展示事業

「防災未来館」では、大震災の被害の実態や経験、及び復興が進む現在までの姿を迫力ある映像や被災者などから提供された貴重な資料などで伝える。

「ひと未来館」では、防災未来館の展示と一体となり、震災により再認識した「いのちの尊さ」と「共に生きることの素晴らしさ」を映像などで体感できる展示を行う。

(入館者数)平成15年度 532,173人(防災未来館349,584人、ひと未来館182,589人)

累 計 788,962人

震災10周年記念特別企画展の開催（新規）

阪神・淡路大震災から10周年を迎えるにあたり、その経験と教訓の風化を防ぎ、将来の大地震の被害軽減に貢献するため、改めて大震災を振り返るとともに、南海地震等来るべき巨大地震についての情報を紹介し、非常時に備える意識の高揚を図る。

（テーマ） 「阪神・淡路大震災から学ぶ 巨大地震への備え」（仮称）

（期間） 平成16年9月～平成17年3月（予定）

(2) 資料収集・保存事業

阪神・淡路大震災に関する一次資料や、震災対策にかかる書籍、文献、論文、CD-ROM、ビデオ等の資料・研究成果の収集・保管・公開を行う。

また、今後の研究・展示等に活用しやすい環境を整えるため、一次・二次資料の整理及びコンピュータへの情報入力を進め、資料のデータベース化を図る。

（収集資料数） 一次資料：160,518点

二次資料：25,958点（平成16年3月末現在）

阪神・淡路大震災「わたしたちの復興史」プロジェクト

被災者が震災からどのように復興したのかを、写真・映像等により地理情報システム（GIS）を活用して可視化することにより、市民・地域のマルチメディア復興史として集大成し、国内外に効果的に発信する。

(3) 人材育成事業

ア 専任研究員の育成

大学院修士・博士課程修了者等を専任研究員（常勤）として3～5年任期で採用し、上級研究員を中心とする体系的な研究指導や、災害対策専門研修などを通じて、総合的・実戦的な防災の専門家として育成する。

（専任研究員） 9名（平成16年4月1日現在）

イ 災害対策専門研修

地方公共団体のトップ及び防災担当職員を対象として、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた、実戦的かつ体系的な専門研修を行う。

コース名	対象者	定員	期間・回数
トップマネジメントコース (トップフォーラム)	知事、市町村長等	20名	1日 年1回
マネジメントコース (A)	地方公共団体における防災・危機管理担当責任者など	40名	2週間 年2回
マネジメントコース (B)	Aコースの対象者を補佐する者及びAコースの対象者のうち経験年数が浅い者など	60名	3週間 年2回
特設コース	地方公共団体の防災担当者など	20名 程度	2日間 年2回

ウ ボランティアコーディネーター研修

災害対策に際して、被災者、ボランティア団体、関係団体等との活動調整等を担うボランティアコーディネーターの養成研修を行い、行政とボランティアの相互理解と連携を促進する。

（期間）3日程度（定員）20名程度

エ 特別研修

独立行政法人 国際協力機構(JICA)からの受託事業として、我が国の防災体制をモデルケースにしながら防災対策等を学ぶ国別研修を実施し、阪神・淡路大震災の経験と教訓を世界に向けて発信する。

- (平成16年度実施予定)・テヘラン地震防災カウンターパート研修
 ・トルコ国別特設災害復興研修
 ・中米地域防災対策研修

(4) 災害対策専門家派遣事業

国内外で大規模災害が発生した際に、情報収集活動を行うとともに、状況を十分に把握したうえで、センターの専門家を被災地へ派遣し、震災の教訓を踏まえた情報提供を行うとともに、今後の災害に活かせる教訓を導き出すための調査を実施する。

(平成15年度実施状況)

災害名(発生日)		派遣期間	派遣者数
国内	宮城県沖地震(H15.5.26)	H15.5.30	専任研究員4名
	九州地方の梅雨前線豪雨被害(H15.7.19頃)	" 7.22~24	専任研究員等2名
	宮城県北部地震(H15.7.26)	" 7.28~30	専任研究員等3名
	北海道十勝沖地震(H15.9.26)	" 9.27~28	センター長等5名
海外	アルジェリア北部大地震(H15.5.21)	H15.6.12~19	専任研究員1名
	イラン南東部地震(H15.12.26)	H16.1.10~19	副センター長等2名

(5) 調査研究事業

専任研究員が、上級研究員(非常勤)等の指導の下、災害対策行政対応や応急避難対応など災害発生時の応急対応や復旧・復興に活かせる実戦的・総合的な調査研究を進めるとともに、来るべき東海、東南海、南海地震に備え、センターとして取り組むべき研究テーマを設定するなど、調査研究内容及び体制の充実を図る。

(研究分野(10分野))

災害対策行政対応	応急避難対応	救命・救急対応	2次災害対応
資源動員対応	情報対応	ボランティア対応	インフラ対応
被災者支援対応	地域経済対応		

実戦的防災研究発信事業(新規)

震災から10周年を迎えるにあたり、専任研究員による研究成果と防災に関する新しい価値(「実戦的防災研究」)の創造を効果的に発信する。

学術誌の創刊

(研究内容) 現場と直結した防災の実戦的・総合的な調査研究の成果等

(対象者層) 行政職員、学術機関研究者、NGO・NPO職員等

学術誌創刊記念シンポジウムの開催

(時期) 平成17年1月(予定) (場所) H A T神戸

(内容) 基調講演、パネルディスカッション、分科会等

(6) 交流・ネットワーク事業

防災に関する人と情報が交流するシステムを構築するとともに、国際防災・人道支援協議会を中心に、国際的な防災関係機関との情報共有、連携を強化するほか、国連防災世界会議にも積極的に関与するなど、国内外の防災関係機関との交流・ネットワークづくりの拠点となることをめざす。

国際防災・人道支援フォーラムの開催

(開催日) 平成17年1月頃

(主催) 実行委員会(国際防災・人道支援協議会、兵庫県で構成)

〔生活復興課〕

1 生活復興施策の総合的推進

被災者の本格的な生活復興に向け、一人ひとりが知識と経験を生かしながら、生きがいをもって社会に参画できるよう支援するとともに、人と人とが支え合い、共に生きる、活力あるコミュニティづくりなどを進めるため、市町との連携を密にしながら、生活復興施策を総合的に推進する。

2 1.17ひょうごメモリアルウォーク2005の実施 (20,500千円)

阪神・淡路大震災から10年の節目を迎える平成17年の「防災とボランティアの日」に、震災10周年にふさわしい追悼行事を実施するとともに、緊急時の避難路となる「山手ふれあいロード」をともに歩き、ゴール地点等では国内外から受けた支援への感謝や、復興の姿を発信する多彩な行事を開催する。

〔平成15年度の実施状況〕

(事業名称) 1.17ひょうごメモリアルウォーク2004 - 復興の歩み確かめる -

(事業内容) 山手ふれあいロードウォーク

(長田区～神戸東部新都心、西宮市～神戸東部新都心等の東西5コ - ス)

震災9周年「追悼のつどい」等

(参加者数) 約5,300人

3 被災高齢者への見守り体制の充実

(1) 高齢世帯生活援助員設置事業 (復興基金285,102千円)

災害復興公営住宅等の高齢者などへの個別訪問及び電話訪問により、安否確認や生活指導・相談等を行う「高齢世帯生活援助員(SCS)」を設置する。

(設置人員) 102人

(2) 夜間・休日見守り・安心システムの推進

ア 夜間・休日「安心ほっとダイヤル」開設事業 (復興基金88,446千円)

LSA、SCSによる見守り対象世帯等の夜間・休日の不安解消のため、フリーダイヤルによる電話相談窓口を開設する。

(開設時間) 平日夜間：18:00～24:00

休日：9:00～24:00

イ 緊急通報ペンダント等普及促進事業 (復興基金127,109千円)

SCSによる見守り対象世帯等への緊急通報ペンダント等の普及を促進し、緊急通報体制の充実を図る。

緊急通報ペンダント (15年度実績) 212個

ガスメーターを活用した見守りシステム (") 220戸

- (3) ラジオによる被災高齢者等への語りかけ事業 (復興基金33,443千円)
 ラジオ放送を通じて、高齢者が抱える様々な問題についてのアドバイスや、地域コミュニティへの参加の呼びかけ等を行うことにより、生きがいある暮らしのきっかけづくりを行う。
 AM神戸「おむすび ほっかほか訪問」(月～金曜日 午前6:32～(8分間))
- (4) 支援者間のネットワークの充実
- ア 地域見守りネットワーク会議支援事業 (復興基金7,590千円)
 災害復興公営住宅等の小地域を単位とした各種支援者相互の情報交換の会議の開催を支援し、被災高齢者等への見守り体制の強化を図る。
 (実施箇所) 88か所
- イ 地域見守り支援者専門研修会開催事業 (復興基金1,800千円)
 支援者の一層のスキルアップを図るため、支援者専門研修会を市区等の単位で開催する。
 (開催地) 被災地の市・区単位毎に15か所程度
- (5) 地域見守りフォーラム開催事業 (復興基金1,750千円)
 高齢者の見守りを日常的に行っている住民などに加え、自らも見守り活動の担い手となりうる元気な被災高齢者自身の意識啓発のためのフォーラムを開催する。
 (開催地) 5地区(神戸東、神戸西、阪神北、阪神南、東播磨・淡路)
- (6) コミュニティサポート支援事業(新規) (復興基金23,380千円)
 被災高齢者等への見守り体制の一層の充実を図るため、災害復興公営住宅等における住民相互の見守り活動グループの育成を促進するとともに、モデル事業として小地域見守り促進プログラムの策定を支援する。
- コミュニティサポートグループの育成支援
 (対象住宅) SCS等が見守り活動を行っている災害復興公営住宅等
 (支援対象) 住民相互の見守り活動グループの育成等を行うSCSや住民、各種支援者、NPO、ボランティア団体等
- 小地域見守り促進プログラムの策定支援
 (対象住宅) SCS等が見守り活動を行っている災害復興公営住宅等
 (策定方法) SCSや民生委員等が、住民相互の見守り活動グループと協力しながら策定
 (策定内容) 効果的な見守り活動のための地域情報の収集、具体的な計画の策定等

(7) 地域見守り活動のつどいの開催（新規） （復興基金4,496千円）

阪神・淡路大震災から10周年を迎え、被災高齢者の見守り活動等を行っている住民、ボランティア、NPO等に感謝の意を表すとともに、ユニークな見守り活動の事例を紹介し、見守り活動の一助となるバッジの交付を行うことにより、住民相互の見守り活動の裾野の広がりと一層の促進を図る。

（時期） 平成17年3月

（場所） 神戸市内

（内容） モデル事例や先進事例の発表 等

4 被災者の社会参画・活動への支援

(1) いきいき仕事塾の開設 （復興基金28,130千円）

被災地に住む高齢者の生きがいづくり・仲間づくりのため、知識等を習得できる各種講座を開設する。

いきいき仕事塾（本塾）

（募集人員） 800人（16会場）

（受講回数） 週1回、計8回で修了

巡回型「いきいき仕事塾」（災害復興公営住宅の集会所等へ出向いて講座を開設）

（募集人員） 480人（24会場）

（受講回数） 週1回、計4回で修了

(2) いきいき仕事塾修了生への支援 （復興基金11,302千円）

いきいき仕事塾の修了生が、ボランティアをはじめとする自主的な活動を行い、積極的に社会参加していけるような意識の高揚ときっかけづくりを行う。

いきいきネットワークの編成・交流会の開催

ボランティア活動等を希望する者を「いきいきネットワーク」に登録し、活動グループを編成するとともに、会員の交流と活動成果の発表のため、交流会を開催する。

（登録者数） 636人（平成16年4月1日現在）

いきいき仕事塾修了生が開設する講座への助成

いきいきネットワークに登録しているグループが、災害復興公営住宅に入居する被災高齢者等を対象に開催する講座に対して助成する。

（助成額） 1講座当たりの開催回数に応じ、9～18万円以内

（対象数） 20か所程度

講座開設マニュアルの作成（新規）

仕事塾修了生等が自主的講座を開設する際の資料として活用できるよう、仕事塾を開設してきたノウハウ等を掲載したマニュアルを作成する。

いきいきマーケットの開催（新規）

仕事塾修了生の積極的な社会参加と地域との交流を促進するため、仕事塾で学んだ手作り品等を展示・販売できる場を開設する。

いきいき文化祭の開催（新規）

仕事塾修了生の社会参加への気運を高めるため、これまでの学習成果や自主的活動を発表する場を設ける。

（時期） 平成17年3月（予定）

（場所） 神戸市内（予定）

（内容） 講演、活動発表、作品展示・実演、仕事塾開設記録集の配布

(3) 災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業 (復興基金35,049千円)

NPO、ボランティアグループが地元自治会などと連携・協力して行う、災害復興公営住宅で暮らす高齢者のふれあい交流事業などに助成する。

（補助団体） 20団体、28団地（平成15年度末現在）

（助成額） 対象住宅の戸数、事業期間に応じ15～100万円以内

(4) 生活復興のためのNPO活動支援事業 (雇用交付金78,507千円)

国の「緊急地域雇用創出特別交付金」を活用して、被災高齢者の見守りや被災者の元気づけ、コミュニティづくりや災害復興公営住宅の自治会活動等を担う人材育成支援など生活復興につながる事業を、NPOに委託して実施する。

（委託団体数） 12団体

（雇用予定人員） 60人

(5) 被災地空き地活用パイロット事業 (復興基金30,842千円)

まちづくり協議会や自治会、商店街組合、グループ等が被災地の空き地を地域のイベントや憩いの場として活用し、まちの賑わいを創出する活動に対して支援する。

（実施団体数） 20団体程度

（助成額）

Aタイプ（活動期間 6か月以上）150万円を上限（整地費100万円、活動費50万円）

Bタイプ（活動期間 3か月以上）70万円を上限（整地費50万円、活動費20万円）

(6) 生活復興資金貸付への利子補給 (復興基金580,159千円)

被災者の生活復興に必要な資金として、生活復興資金の貸付を受けた利用者に対し、利子補給を行う(貸付は11年度で終了)。

(貸付件数) 27,582件

(貸付額) 51,614百万円

(貸付限度額) 300万円

(利率) 年3.0%(復興基金からの利子補給により実質無利子)

(7) 被災者自立支援金の支給 (復興基金360,000千円)

住家が全壊等した世帯で、世帯主の年齢や世帯全員の総所得が一定の要件を満たす被災世帯に対し支援金を支給し、生きがいある自立した生活再建ができるよう支援する。

(支給金額) 複数世帯 50~150万円、単身世帯 37.5~120万円

(支給実績) 支給世帯数 約146千世帯、支給額約1,414億円(平成15年度末現在)

5 県外居住被災者に対する支援

(1) 県外居住被災者支援情報提供事業 (3,102千円)

県外に居住する被災者のニーズに即した県外居住被災者向け情報紙「ひょうご便り」を作成し、送付する。

(発行部数) 約1,500部(年4回程度送付)

(2) 「ふるさとひょうごカムバックプラン2」による登録制度の実施

兵庫県に戻りたい被災者を登録して、個別に必要な支援につなぐ登録制度を行う。

(登録者数) 296世帯(平成15年度末現在)

(3) ひょうごカムバックコール&メール事業 (復興基金9,245千円)

兵庫県に戻りたい被災者に「電話訪問相談員」が、電話や手紙によるきめ細かな相談・情報提供を行う。

6 被災者復興支援会議の運営 (10,438千円)

被災者と行政の間に立つ第三者機関として、被災者や支援団体等の意見・要望等を把握するとともに、被災者の生活復興に関する支援策を総合的に検討し、被災者や行政に提言・助言を行い、被災者の生活復興と自立を支援するために設置された「被災者復興支援会議」(学識者等15名で構成)の活動を支援する。

(1) 移動いどばた会議の開催

被災者の生活復興の現状や課題等を把握するため、被災者の生活の場や支援者の活動の場へ赴き、意見交換を行う。

(2) 連続フォーラムの開催

支援会議 が、阪神・淡路大震災からの復興の歩みを振り返って抽出したキーワードに関する集中的な議論を展開する、連続フォーラム“みんなの復興宣言 - 体験を力に、教訓を未来に - ”を毎月開催する（計10回）。

（キーワード）安全安心、率先提言、持続共生、現場主義、震災文化（発信と継承）、地域力・市民力、インパクト（元気激励）、合意形成、自律連帯、参画協働

(3) 総合フォーラムの開催（新規）

支援会議の活動を総括するとともに、将来の災害や市民社会の課題に対して役立つ支援会議の仕組み、ノウハウを発信する。

総合フォーラムの開催

震災復興の過程から得られた教訓、支援会議の果たした役割を総括し発信するため、支援会議メンバー等によるパネルディスカッションを行う。

活動報告書の作成

支援会議の提言、助言や移動いどばた会議など、これまでの活動を取りまとめた報告書を作成する。

(4) 全体会議及び提案

移動いどばた会議やフォーラム等を通じて得られた情報などをもとに、被災者の生活復興に向けた課題等について「全体会議」で討議し、解決に向けての考え方や方策を行政ほか関係機関に提案するとともに、被災者に対して助言を行う。

（全体会議） 月1回程度開催

(5) 情報誌の作成、配布

支援会議 の活動状況をはじめ、被災者や行政に向けた提案、生活復興への支援情報等を掲載した情報誌を作成し、災害復興公営住宅、ボランティア団体、行政等をはじめ広く配布する。

（発行部数） 約4,000部（年4回程度発行）

7 生活支援委員会の運営

(469千円)

被災者が抱える課題のうち、市町では解決困難な事例などについて個別に対応方策を検討する。

（委員数） 15人

〔生活復興支援室〕

県民、各種団体、ボランティアグループ、企業等が被災者の生活復興に向けて展開してきた様々な活動の連携を図り、より充実、発展させていくため、幅広いエネルギーの結集を図ったネットワークを形成し、生活復興県民運動をより広範に展開する「生活復興県民ネット」の活動を支援する。

《生活復興県民ネットの概要（平成16年4月1日現在）》

（発 足） 平成8年10月8日

（構 成） 県域の主要な団体、企業、労働組合 等（56団体、4個人）

（機 関） 幹事会（56団体、4個人）、役員会（33名）、企画委員会（31名）

（事務局） 職員13名

（場 所） 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー10階

- 1 生活復興県民ネットの運営支援 (4,914千円(別途復興基金4,915千円))
生活復興県民ネットの活動方針や新規事業等についての検討を行う企画委員会を開催するほか、事務局運営の充実を図るため生活復興県民ネット参加団体から派遣された事務局参与を設置するなど、生活復興県民ネットの運営を支援する。
- 2 地域活動に関する情報提供
 - (1) 地域活動ステーションの運営支援 (復興基金9,936千円)
住民等が身近なところで地域活動に関する情報の収集・発信や交流ができる拠点として、地域活動ステーションの運営を支援する。
（設置数） 259カ所（平成16年4月1日現在）
（支援内容） ファクス又はパソコンの貸与、掲示板・カタログスタンド・レターケースの貸与、運営経費の補助
 - (2) ひょうごコミ²ネット(コミュニティ&コミュニケーション)の管理・運営 (復興基金5,184千円)
住民が主体的に地域活動に参加できるように、インターネットのホームページやファクスを利用して、地域活動に役立つ様々な情報を双方向に収集・発信する。
（会員数） 559団体・個人（平成16年4月1日現在）
（ホームページ） アドレス：<http://com2.net-hyogo.chuo.kobe.jp/>
掲載内容：地域活動団体・グループ情報、地域活動ステーション情報、施設情報、助成団体情報、助成情報、
出合いの広場情報（イベント、募集情報等）
（ファクスシステム） 送信頻度：週一回定期送信
送信内容：イベント情報、お知らせ情報、募集情報

(3) 生活復興NPO情報プラザの運営 (4,700千円(別途復興基金4,700千円))

各種団体・ボランティアグループ等が交流を深め、情報交換を行うための広場として、利用団体とも協働しながら、より一層の活用促進を図る。

(施設内容) 印刷コーナー、図書コーナー、情報コーナー、ミーティングコーナー、セミナー室 等

(場所) ひょうごボランティア - プラザ内(神戸クリスタルタワー10階)

(4) 活動情報サポーターによる情報提供 (復興基金3,464千円)

災害復興公営住宅等への訪問活動や地域行事等への参加呼びかけを行い、被災高齢者の仲間づくり、生きがいづくりに取り組む団体・グループ等を「活動情報サポーター」として支援する。また、活動情報サポーターをはじめ、地域活動団体が意見交換等を行う交流会を開催する。

(支援内容)・活動情報サポーター研修会、地域活動団体交流会の開催
・イベント情報誌の提供

3 地域活動団体の交流の場の提供

(1) フェニックス出合いの広場事業 (3,653千円(別途復興基金3,653千円))

被災者の生活復興や地域活動に役立つプランの実現を図るため、人材、アイデア、ノウハウ、もの、資金等を必要としているグループと提供できるグループがお互いの情報を持ち寄り、マッチングするための場を設ける。

(マッチングの場)・情報誌「ハートネット」への掲載(毎月25日、14,000部発行)
・インターネットホームページ「ひょうごコミ²ネット」への掲載

(2) 地域活動見本市の開催 (復興基金1,952千円)

地域活動の取り組み事例の報告や発表、成果物を公開、展示する場として、「地域活動見本市」を開催する。こうした機会を通じて、地域組織とNPO団体等の交流・連携と、地域活動の一層の活性化を図る。

(開催場所) 神戸市内

(3) 地域活動コーディネーターの設置 (復興基金8,960千円)

事務局内にコーディネーターを設置し、地域活動に関する相談、情報提供、マッチングを行う。

(設置数) 3名

4 地域活動のレベルアップ

(1) 地域活動推進講座の開催支援

(復興基金25,173千円)

一人ひとりが地域活動の主体的な担い手となり、いきいきと暮らしていくための具体的な知識や技術を学ぶとともに、仲間づくりのきっかけとなるような講座を開催するグループ・団体を支援する。

(助成講座数) 130講座程度

(助成額) 1講座あたり18万円以内

(2) 地域活動スキルアップ事業

(復興基金1,065千円)

地域活動を実践しているグループ・団体、個人が、専門的知識を学び、資質向上やスキルアップを図り、その成果を今後の地域活動に生かすための学習機会を提供する。

(開催場所) 神戸等3地域

(3) まちの再発見運動の支援

(復興基金21,227千円)

まちのにぎわいづくりや、異世代交流、地域住民のコミュニティづくりを促進するため、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会等の地域組織による、まちの再発見を通じた、誰もが「住んでいてよかった」「住みつづけたい」と思えるまちづくりに向けた取り組みを支援する。

(助成件数) 40件程度

(助成額) 1件当たり50万円以内

5 生活復興県民ネット活動記録集の編集(新規)

(復興基金1,931千円)

被災者の生活復興の取り組みを広く県民運動として支援してきた生活復興県民ネットの仕組みとそのノウハウの継承を図るため、これまで展開してきた各事業の概要、事業効果等を分析・評価のうえ、活動記録集として編集する。

阪神・淡路大震災の 復旧・復興の状況について



- 目 次 -

阪神・淡路大震災の被害状況

- 1 地震の概要
- 2 兵庫県内の被害状況等
- 3 ライフラインの被害と復旧
- 4 鉄道・道路の復旧
- 5 被害総額
- 6 義援金受入額

復旧・復興に向けた取り組み

- 1 推進体制
- 2 復興計画の推進
- 3 復興の状況
 - (1) 概況
 - (2) 生活の復興
 - (3) 復興まちづくり
 - (4) 産業の復興
- 4 震災の経験と教訓の発信

平成 1 6 年 5 月
兵 庫 県

阪神・淡路大震災の被害状況

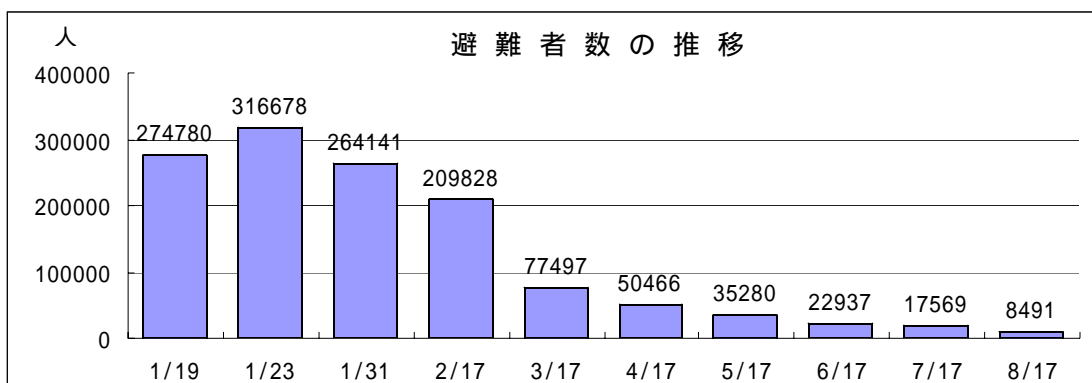
1 地震の概要

平成7年1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3の大地震が発生した。人類未曾有の高齢社会下における都市直下型地震であり、甚大な人的被害と家屋の倒壊・焼失、都市基盤の損壊、商業・業務機能の停滞といった様々な被害を引き起こした。

震源地	淡路島北部（北緯34度36分、東経135度02分）
震源の深さ	16km
規模	マグニチュード7.3
各地の震度	7（神戸、芦屋、西宮、宝塚、北淡、一宮、津名の一部） 6（神戸、洲本） 5（豊岡） 4（姫路など）

2 兵庫県内の被害状況等（平成15年12月25日現在）

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 災害救助法の適用 | 10市10町
（神戸・尼崎・明石・西宮・洲本・芦屋・伊丹・宝塚・三木・川西の10市、津名・淡路・北淡・一宮・五色・東浦・緑・西淡・三原・南淡の10町） |
| (2) 死者数 | 6,401 人
H7.1～6月の死者に係る死因では窒息・圧死が77.0%、年齢別では65歳以上が43.7%を占める。（厚生省調べ） |
| (3) 行方不明 | 3 人 |
| (4) 負傷者数 | 40,092 人 |
| (5) 家屋被害 | 248,412 棟 448,930 世帯 |
| 全壊家屋(全焼を含む) | 111,123 棟 191,617 世帯 |
| 半壊家屋(半焼を含む) | 137,289 棟 257,313 世帯 |
| (6) 避難者数(ピーク時：H7.1.23) | 316,678 人 1,153 箇所 |



応急仮設住宅が全て完成したことに伴い、平成7年8月20日をもって災害救助法による避難所の設置運営を終了

3 ライフラインの被害と復旧

区分	主な被害	復旧年月日
電気	約260万戸が停電(大阪府北部含)	H7.1.23 倒壊家屋等除き復旧
ガス	約84万5千戸が供給停止	H7.4.11 倒壊家屋等除き復旧
水道	約127万戸が断水	H7.2.28 仮復旧完了 H7.4.17 全戸通水完了
下水道	被災施設：18処理場、47ポンプ場 管渠延長約316km	H7.4.20 仮復旧完了 H11.4.27 復旧工事完了
電話	交換機系：約28万5千回線が不通 加入者系：約19万3千回線が不通	H7.1.18 交換設備復旧完了 H7.1.31 倒壊家屋等除き復旧

4 鉄道・道路の復旧

鉄 道	復旧完了日	道 路	復旧完了日
J R 山 陽 新 幹 線	H 7 . 4 . 8	阪神高速道路(神戸線)	H 8 . 9 . 30
J R 東 海 道 ・ 山 陽 線	H 7 . 4 . 1	" (湾岸線)	H 7 . 9 . 1
阪 神 電 鉄	H 7 . 6 . 26	" (北神戸線)	H 7 . 2 . 25
阪 急 電 鉄	H 7 . 6 . 12	名 神 高 速 道 路	H 7 . 7 . 29
神 戸 電 鉄	H 7 . 6 . 22	第 二 神 明 道 路	H 7 . 2 . 25
山 陽 電 鉄	H 7 . 6 . 18	中 国 自 動 車 道	H 7 . 7 . 21
神 戸 市 営 地 下 鉄	H 7 . 2 . 16		
神 戸 新 交 通	H 7 . 8 . 23		
神 戸 高 速 鉄 道	H 7 . 8 . 13		

5 被害総額 9兆9,268億円(平成7年4月5日推計)

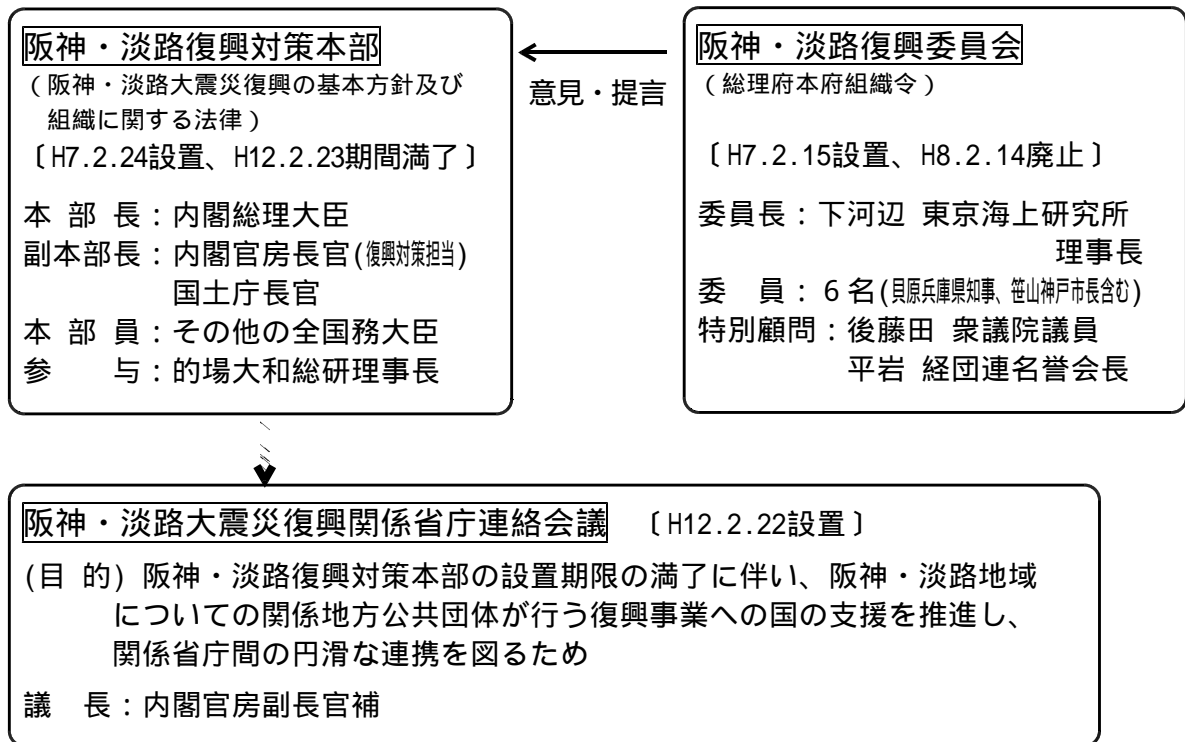
項 目	被 害 額
建築物	約 5兆8,000億円
鉄 道	約 3,439億円
高速道路	約 5,500億円
公共土木施設(高速道路を除く)	約 2,961億円
港 湾	約 1兆 円
埋立地	約 64億円
文教施設	約 3,352億円
農林水産関係	約 1,181億円
保健医療・福祉関係施設	約 1,733億円
廃棄物処理、し尿処理施設	約 44億円
水道施設	約 541億円
ガス・電気	約 4,200億円
通信・放送施設	約 1,202億円
商工関係	約 6,300億円
その他の公共施設等	約 751億円
合 計	約 9兆9,268億円

6 義援金受入額 1,793億円(平成15年2月28日現在)

復旧・復興に向けた取り組み

1 推進体制

(1) 国の組織



(2) 県の組織

平成7年兵庫県南部地震災害対策本部〔H7.1.17 午前7時 設置〕

平成7年兵庫県南部地震災害対策総合本部〔H7.1.18 改組〕

総合本部に緊急対策本部及び災害復旧対策本部を設置し、その下に13部を置いた。

緊急対策本部：情報対策部、緊急渉外対策部、緊急救援活動部、緊急物資対策部、応急住宅部
緊急医療福祉対策部、緊急輸送対策部

災害復旧対策本部：ライフライン部、輸送対策部、商工業対策部、庁内対策部、廃棄物対策部、施設応急対策部

阪神・淡路大震災復興本部〔H7.3.15 設置〕

21世紀の地域づくりを先導する創造的復興をめざして、震災復興事業をより強力に推進するため、既存の組織の枠組みを超えた総合的な推進体制として設置された。

設置当初は、総括部、国際部、地域部、渉外部、防災部、福祉部、保健環境部、商工部、労働部、農林水産部、土木部、都市住宅部の12部で構成

(平成16年4月1日現在)

部名	分掌事務
総括部	阪神・淡路大震災からの復興に関する総合的企画及び調整に関する事務
県民政策部	震災復興に関する地域振興及び県民の生活文化の向上に関する事務
企画管理部	震災復興に関する市町、私立学校の振興及び情報発信に関する事務並びに防災及び高圧ガス等の取締りに関する事務
健康生活部	震災復興に関する健康、社会福祉及び環境の保全に関する事務
産業労働部	震災復興に関する商業及び工業の振興、労働、科学技術の振興並びに国際交流に関する事務
農林水産部	震災復興に関する農業、林業及び水産業の振興に関する事務
県土整備部	震災復興に関する交通体系の整備及び道路、河川、港湾その他土木に関する事務並びに都市計画及び住宅に関する事務
臨海都市整備部	震災復興に関する臨海部の都市開発の企画及び調整に関する事務

2 復興計画の推進

「阪神・淡路震災復興計画」の策定〔平成7年7月〕

単に震災前の状態に回復するだけでなく、21世紀の成熟社会を拓く「創造的復興」を目指し、「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」を策定した。

【復興計画の概要】

- 目標年次 2005年（平成17年）
- 対象地域 兵庫県内の災害救助法対象地域である10市10町
- 基本理念 人と自然、人と人、人と社会が調和する「共生社会」づくり
- 基本目標
 - ・21世紀に対応した福祉のまちづくり
 - ・世界に開かれた、文化豊かな社会づくり
 - ・既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり
 - ・災害に強く、安心して暮らせる都市づくり
 - ・多核・ネットワーク型都市圏の形成

緊急復興3か年計画の策定〔住宅・産業：平成7年8月、インフラ：同11月〕
復興に向けた取り組みのうち、特に緊急を要するインフラ、住宅、産業の3分野については、「緊急復興3か年計画」を策定した。この計画の推進により、震災前の水準に戻すという目標は、平成10年3月総量的にほぼ達成された。

区分	インフラ	住宅	産業
計画目標	57,000億円 (予算ベース)	125,000戸 (発注ベース)	100.0 (純生産ベース)
達成状況	58,700億円 (103%)	169,000戸 (135%)	101.7

(注) 達成状況欄

- ・インフラ：平成9年度までの累計
- ・住宅：平成10年3月末までの累計（公団・公社賃貸住宅の空家募集含む）
- ・産業：平成9年度の純生産を、震災前（平成5年度）を100として比較したもの（建設業除く）

阪神・淡路震災復興計画推進方策の策定〔平成10年3月〕

震災後3年間の取り組みと成果について横断的な点検を行い、復興計画をさらに効果的かつ着実に推進していくため、各分野ごとに重要課題とそれを解決するための具体的な戦略を示すため「阪神・淡路震災復興計画推進方策」を策定した。

震災対策国際総合検証事業の実施〔検証報告会：平成12年1月〕

震災から5周年を迎えるにあたり、初動体制から復興過程に及ぶ全領域にわたって国内外の第一人者である専門家に検証委員を委嘱し、国際的視点に立った震災対策の総合検証を実施した。

阪神・淡路震災復興計画後期5か年推進プログラムの策定〔平成12年11月〕

前期5か年の取り組みの検証や県民などからの意見・提言を踏まえ、残された課題に取り組むとともに、震災復興の中で生まれ広がってきた新しい地域社会づくりの動きを復興の原動力として活かすため、「阪神・淡路震災復興計画後期5か年推進プログラム」を策定した。

阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラムの策定〔平成14年12月〕

被災地の現況や、これまでの取り組みについて検証を行った上で、残された課題の基本的な考え方や課題を整理し、課題解決に向けた施策の方向や一般施策として引き継ぐべき施策の方向、残り3か年で重点的に取り組むべき事業などをとりまとめた「阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム」を策定した。

基本的な課題認識

- ・残された3か年で、高齢者の見守り体制や生きがいづくりなどの生活復興、事業の進捗に格差が出ている市街地整備の一層のスピードアップなど、残された課題の解決に向けて全力で取り組む
- ・震災を契機に生まれた先駆的な取り組みや新しいしくみについて、課題を見極めつつ、成熟社会を支えるしくみとして定着させる

分野別重点プログラム

5つの基本目標、23項目の施策課題に即して、「現状と課題」、「残り3か年の施策の基本方向」、「残り3か年で重点的に取り組む事業」を記載（事業数：288事業）

3 復興の状況

(1) 概況

被災者自身の懸命の努力はもとより、政府をはじめ、被災地内外の様々な支援が相まって、被災地域の復興は着実に進んできた。

被災地全体としては、人口や鉱工業生産指数、観光入込客数、有効求人倍率等の主な経済指標がおおむね震災前水準にまで回復している。

しかしながら、閉じこもりがちな被災高齢者に対する生活支援、格差が見られる復興市街地整備事業のスピードアップやまちのにぎわいの回復、地域経済の活性化など、被災者や被災地の抱える課題が個別・多様化しており、それぞれの状況に配慮したきめ細かな対応が引き続き求められている。

また、復興の過程では、ボランティア活動やコミュニティ・ビジネス、まちづくり活動などの先駆的な取り組みや、住民、団体・NPO、企業・労働組合などの連携の輪が生まれ広がってきており、これらの取り組みやしきみについては、成熟社会を支えるしきみとして定着させていかなければならない。

そこで、多様な主体がともに手をたずさえて主体的に地域づくりに取り組む「参画と協働」を基調として、残された課題に的確に対応するとともに、震災の経験と教訓を活かし、21世紀の成熟社会を先導する地域として被災地を再生する「創造的復興」を着実に進めていく必要がある。

【人口の推移】

平成13年11月1日推計人口により、被災地全体の人口が初めて震災前を上回った。

なお、最も落ち込んだのは平成8年4月1日推計人口：3,426,847人（162,279人）。

区分	H7.1.1	H7.10.1	H9.10.1	H11.10.1	H12.10.1	H13.10.1	H14.10.1	H15.10.1	H16.4.1
被災地	3,589,126 (100)	3,442,310 (95.9)	3,458,286 (96.4)	3,500,472 (97.5)	3,569,392 (99.5)	3,587,605 (99.9)	3,602,569 (100.4)	3,614,742 (100.7)	3,612,068 (100.6)
兵庫県	5,526,689 (100)	5,401,877 (97.7)	5,442,131 (98.5)	5,494,441 (99.4)	5,550,574 (100.4)	5,568,305 (100.8)	5,580,858 (101.0)	5,588,268 (101.1)	5,580,725 (101.0)

()内の数値はH7.1.1との比較。H7.10.1とH12.10.1は国勢調査人口、その他は推計人口。

【市区町別人口の状況】

市町名	対震災前比
神戸市	99.6%
東灘区	104.9%
灘区	101.3%
中央区	102.3%
兵庫区	91.5%
北区	103.6%
長田区	80.2%
須磨区	91.1%
垂水区	94.2%
西区	119.5%

市町名	対震災前比
尼崎市	93.7%
明石市	102.9%
西宮市	107.6%
洲本市	93.6%
芦屋市	103.2%
伊丹市	101.5%
宝塚市	105.7%
三木市	96.5%
川西市	109.3%

市町名	対震災前比
津名町	95.3%
淡路町	87.7%
北淡町	90.8%
一宮町	90.2%
五色町	107.2%
東浦町	102.7%
緑町	104.0%
西淡町	88.8%
三原町	98.5%
南淡町	90.2%

H7.1.1推計人口とH16.4.1推計人口との比較。

(2) 生活の復興

被災者の本格的な生活復興を進めていくため、高齢者等の生きがいづくりや、コミュニティづくり、こころのケアなど一層きめ細かな支援が必要である。

ア 被災高齢者等の見守りへの取り組み

災害復興公営住宅等において、高齢世帯生活援助員や民生委員など各種支援者による見守り活動を展開しているほか、「まちの保健室」の開設や保健師による健康相談等に取り組んでいる。

一方、将来の超高齢者会に向けて、地域ぐるみでの高齢者の見守りがさらに重要になってくることから、住民相互の見守りを行うボランティアグループの育成など、地域で高齢者を包み込む仕組みづくりに積極的に取り組む必要がある。

イ 被災者のこころのケアへの取り組み

震災によるトラウマやPTSD（心的外傷後ストレス障害）や、精神的不安等に対応するため、各健康福祉事務所にこころのケア相談室を設置して相談などの取り組みを行っている。

また、震災により心に傷を受け、精神的に不安定な状況にある児童生徒（H15.7調査：1,908人）は、ピーク時（H10.7調査：4,106人）に比べ半減しているものの引き続き在籍することから、教育復興担当教員の配置（16年度：55人）など、児童生徒のこころの理解とケアに対応している。

さらに、震災後蓄積した多くの貴重な経験を礎とし、トラウマ等に関する研究や研修を行う全国初の施設として、本年4月「兵庫県こころのケアセンター」を開設した。

ウ 地域活動、ボランティア活動の拡がり

復興を契機に、市民同士が連帯した支え合いによって、地域社会の公共的領域を担っていこうとする気運が高まり、ボランティア活動が拡がりを見せている。また、地域社会の担い手としての責任ある参画、コミュニティ・ビジネスなど新しい働く場づくりへの挑戦など、生きがいある自律的なライフスタイルが生まれてきている。

【生活復興プログラムの経緯】

仮設住宅期 仮設住宅から恒久住宅への移行が開始される時期	平成9年2月17日発表「生活復興支援詳細プログラム」
恒久住宅移行期 恒久住宅への移行支援とコミュニティづくりを応援する時期	平成10年2月17日発表「生活復興支援プログラム～ホップ・ステップ・ジャンプ元気応援プログラム～」
	平成11年2月9日発表「生活復興支援総合プログラム」 「生活復興支援プログラム ～ホップ・ステップ・ジャンプ 元気応援プログラム～」 「生活復興支援プログラム2～地域活動応援プログラム～」 「生活復興支援プログラム3～恒久住宅への移行支援～」 添付「被災地コミュニティ・ビジネス応援プラン」
本格的な生活復興期 仮設住宅から恒久住宅への移行が完了し、本格的な生活復興を行っていく時期	平成12年2月17日発表 「生活復興協働プログラム2000～住みつづけたいまちへ～」
	平成13年2月16日発表 「生活復興協働プログラム2001～一人ひとりが力を活かして～」
	平成14年2月15日発表 「生活復興協働プログラム2002～ともに手をたずさえて～」

15年度以降の生活復興関連施策は、最終3か年推進プログラムに基づく各年度実施事業に含めてまとめている。

(3) 復興まちづくり

ア 住まいの復興

被災者の生活復興を支える住宅については、計画戸数125,000戸に対して173,300戸が供給された。そのうち、災害復興公営住宅については、バリアフリー化に努め、シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）、コレクティブハウジング（協同居住型住宅）を含めて、計画戸数38,600戸に対して42,137戸の供給を行った。

イ 応急仮設住宅の解消

ピーク時（平成7年11月15日現在）46,617戸の入居があった応急仮設住宅（建設戸数：48,300戸）については、平成12年1月14日をもって入居世帯が全て解消し、平成12年3月末までに解体撤去を完了した。また、応急仮設住宅のうち再利用が可能なものについては、トルコや台湾の大地震の被災者用仮設住宅等に提供した。

ウ 災害復興公営住宅等の入居者負担の軽減

災害復興公営住宅等の被災入居者負担を軽減するため、低所得者等に対して入居開始から10年間、家賃低減対策を行っている。

また、低中所得の被災者が入居する民間賃貸住宅の家賃の一部を補助しているが、政令月収20万円以下の世帯については、平成14年度から4年間の延長措置を講じている。

エ 安全・安心なまちづくり

多核的な新都市づくり、多元多重の交通体系等の整備が着実に進められているほか、広域的な防災拠点や防災システム等の防災基盤の整備などを推進している。

オ 復興都市計画事業の推進

復興土地地区画整理事業

被災市街地復興推進地域の13地区（20事業地区）の全てにおいて、事業計画決定がなされており、平成16年5月1日現在、仮換地指定率は94%となっている。

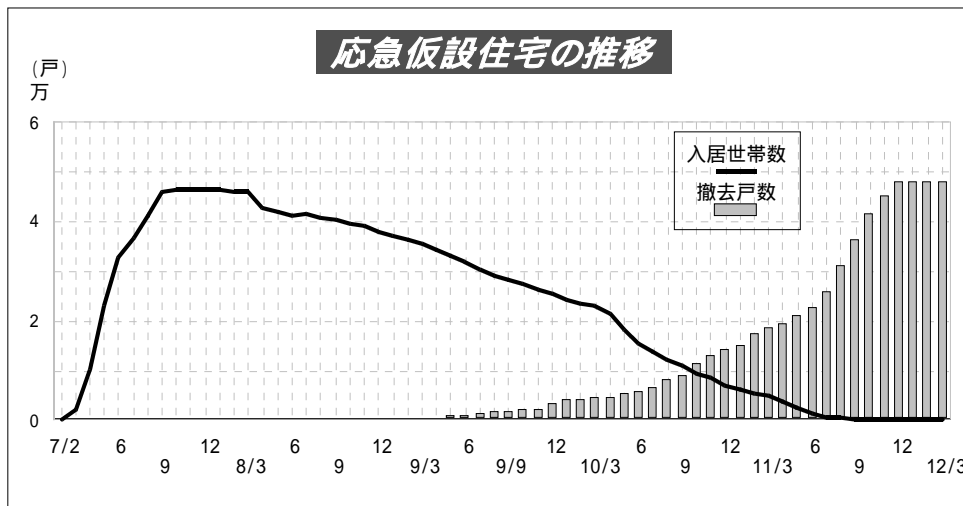
復興市街地再開発事業

被災市街地復興推進地域の6地区（15事業地区）の全てにおいて、事業計画決定がなされており、平成16年5月1日現在、事業面積33.4haのうち24.8ha（74%）が管理処分計画決定されている。

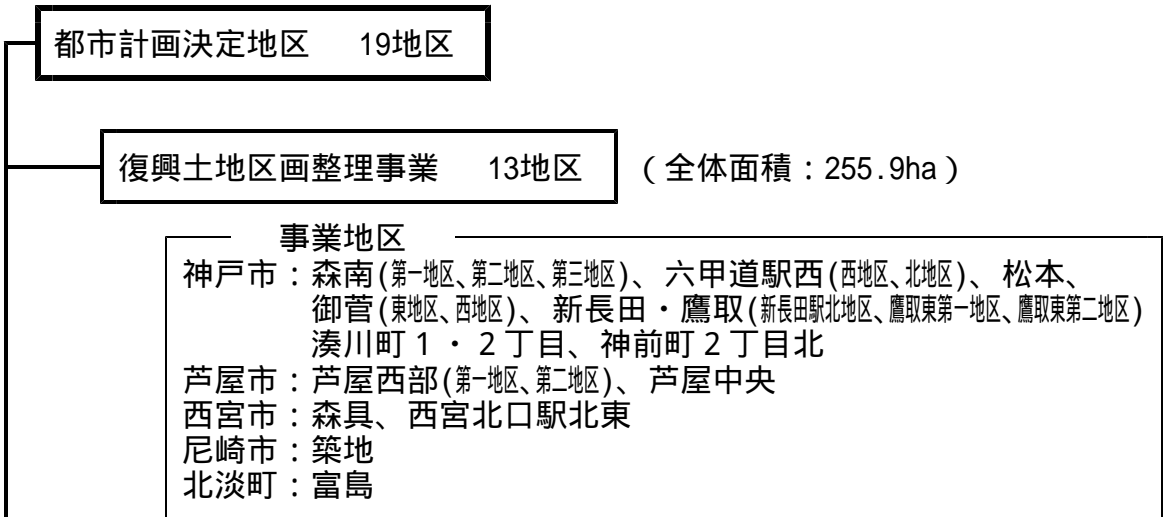
カ まちのにぎわいづくり

被災地において、住民主体による復興まちづくりの主たる担い手となってきたまちづくり協議会やまちづくりNPO等が持続・発展していくよう引き続き支援するとともに、再開発商業施設への入居促進や空き地の活用等による多彩なイベントの開催を支援し、まちのにぎわいを創出する。

【応急仮設住宅の推移】



【復興都市計画における面的整備事業の状況】



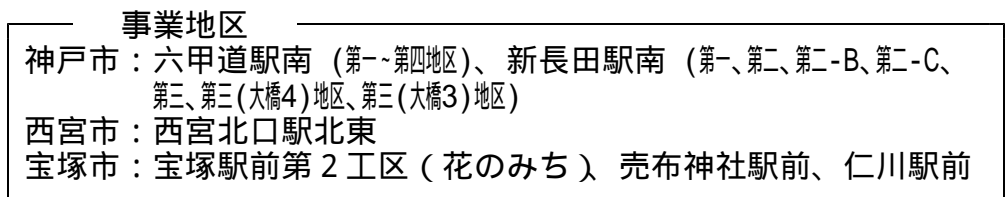
(平成16年5月1日現在)

事業地区	決定地区	仮換地指定開始地区	工事着工地区	工事完了事業地区
20	20	20	20	10

《工事完了事業地区》

神前町2丁目北	H12.12完了
鷹取東第一地区	H13.2完了
六甲道駅西地区(西地区)	H13.7完了
森具地区	H13.10完了
芦屋中央地区	H14.5完了
湊川町1・2丁目	H14.9完了
森南地区(第一地区)	H15.2完了
森南地区(第二地区)	H15.2完了
御菅地区(東地区)	H15.4完了
芦屋西部地区(第一地区)	H15.5完了

復興市街地再開発事業 6地区 (全体面積：33.4ha)



(平成16年5月1日現在)

事業地区	決定地区	管理処分決定地区	建築工事着工地区	工事完了事業地区
15	15	14	14	8

《工事完了事業地区》

売布神社駅前地区	H11.10完了
六甲道駅南第一地区	H12.4完了
宝塚駅前第2工区(花のみち)	H12.9完了
西宮北口駅北東地区	H13.3完了
六甲道駅南第三地区	H13.12完了
仁川駅前地区	H15.3完了
六甲道駅南第四地区	H15.9完了
六甲道駅南第二地区	H16.3完了

(4) 産業の復興

ア 概況

被災地域の産業は、震災後3か年で総生産が震災前の水準に回復するなど、産業の本格復興に向けた動きが見られた。その後、復興特需の終焉や全国的な景気低迷により足踏み状態が続いていたが、このところ、経済・雇用情勢に持ち直しの動きが出てきている。

イ 中小企業・商店街等の活性化

震災直後には、被災中小企業を支援するため、倒産防止や早期事業再開に向けた金融面の支援や、仮設工場等の整備等による事業の場の確保に努めた。

現時点では、当面の復旧・復興を支援する施策の利用状況は減少傾向にあるが、経営基盤の一層の強化につなげるため、新技術・新商品の開発等による新分野への進出や経営革新を促すための支援等を行っている。

また、商店街・小売市場では、景気の低迷等に伴うまちのにぎわいの喪失や未だ本格再建されていない商店街の一体感の確保などが課題となっており、にぎわいを取り戻すためのイベント開催の支援等、まちづくりと一体となった商業の活性化を進めている。

ウ 新産業創造の推進と成長産業の育成

景気低迷からの脱却や産業構造改革の推進に向けては、被災地をはじめとする本県の有する工業技術等のポテンシャルを最大限に引き出す必要があり、新たな産業の育成が急務となっている。

このため、新産業創造キャピタルや新産業創造プログラム等の公的資金支援制度、ベンチャー企業と投資家とのマッチングを図るベンチャーマーケット事業など、起業家の掘り起こしから事業化に至るまでのきめ細かな支援を進めてきた。

こうした支援の成果もあり、被災地の開業率は、全国・全県の水準を上回るなど、産業の本格復興に向けた取り組みの成果が現れつつある。

エ 特区的手法の先駆的な提案と実行

本県では、震災からの本格復興をめざした神戸エンタープライズゾーン構想や国際経済拠点構想の提案、産業集積条例の制定など、特区的手法を一貫して推進してきた。国による構造改革特区制度の実施に際しても積極的に提案・申請を行い、現在までに被災地では8件の構造改革特別区域計画が認定されているが、引き続き新たな特区構想や、特区における新たな特例措置等の提案に向けて更に検討を進める。

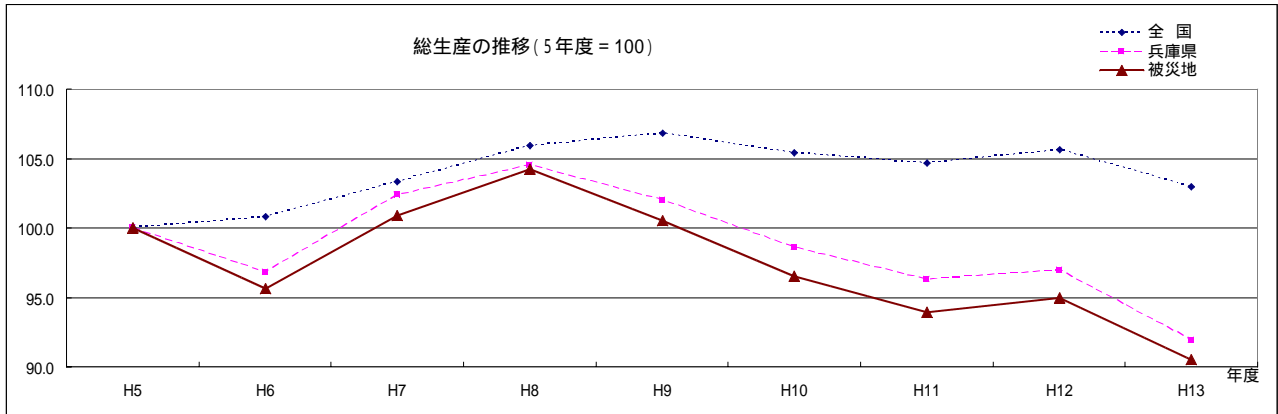
【被災地における構造改革特区（区域にかかる市町）】

先端医療産業特区（神戸市） 国際みなと経済特区（神戸市）
国際経済特区（尼崎市、西宮市、芦屋市）、 自然産業特区（淡路町、北淡町、東浦町）、
くにうみツーリズム特区（淡路島全域）、 六甲有馬観光特区（神戸市）
人と自然との共生ゾーン特区（神戸市） 尼崎計算教育特区（尼崎市）

オ しごと・雇用創出5万人作戦の推進

厳しい経済・雇用情勢の打開に向けて、「ひょうご経済・雇用再活性化プログラム」に基づき、平成16年度までの5万人のしごと・雇用創出を目標として、「元気な兵庫」の基盤となる経済・雇用の再活性化方策を推進している。

【総生産】



(単位：億円、%)

区分	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
被災地	129,241 (100)	123,541 (95.6)	130,449 (100.9)	134,684 (104.2)	129,923 (100.5)	124,714 (96.5)	121,341 (93.9)	122,725 (95.0)	116,971 (90.5)
兵庫県	201,549 (100)	195,058 (96.8)	206,294 (102.4)	210,576 (104.5)	205,542 (102.0)	198,648 (98.6)	194,176 (96.3)	195,529 (97.0)	185,287 (91.9)
全国	4,878,912 (100)	4,916,396 (100.8)	5,040,375 (103.3)	5,167,288 (105.9)	5,211,532 (106.8)	5,144,179 (105.4)	5,106,873 (104.7)	5,154,251 (105.6)	5,025,855 (103.0)

県統計課「県民経済計算」「市町民経済計算」、内閣府「国民経済計算年報」

【鉱工業生産指数】

(平成6年 = 100)

区分	平成6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
兵庫県	100.0	97.9	103.7	111.9	105.7	103.6	106.8	98.3	99.2	109.8
全国	100.0	103.2	105.6	109.4	101.9	102.2	108.0	100.6	99.4	102.6

県統計課「兵庫県鉱工業指数(年報)」、経済産業省「鉱工業指数年報」

【開業率】

(単位：%)

区分	兵庫県		全国
	被災地域	全県	
平成8年 11年	5.5	4.6	4.1
平成11年 13年	4.9	4.1	3.8

総務省「事業所・企業統計調査」

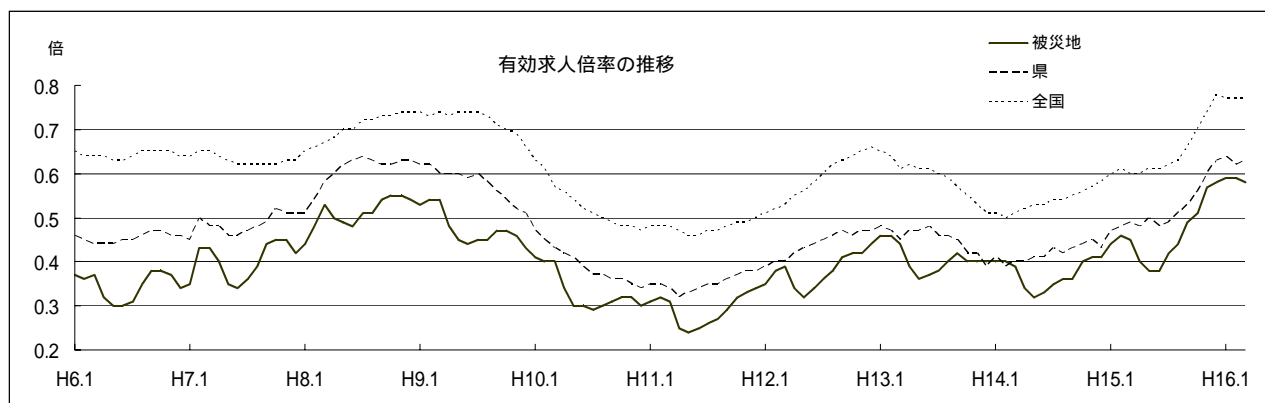
【観光入込客数】

(単位：千人、%)

区分	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
神戸市	27,500 (100)	21,600 (78.5)	12,280 (44.7)	21,130 (76.8)	22,710 (82.6)	25,130 (91.4)	26,310 (95.7)	25,250 (91.8)	27,670 (100.6)	25,986 (94.5)
阪神地域	28,901 (100)	27,722 (95.9)	22,033 (76.2)	25,821 (89.3)	26,686 (92.3)	27,607 (95.5)	27,878 (96.5)	28,361 (98.1)	27,837 (96.3)	28,001 (96.9)
三木・明石	7,270 (100)	7,163 (98.5)	6,787 (93.4)	7,656 (105.3)	7,097 (97.6)	8,075 (111.1)	7,981 (109.8)	7,902 (108.7)	8,057 (110.8)	7,067 (97.2)
淡路地域	8,890 (100)	7,886 (88.7)	6,009 (67.6)	7,029 (79.1)	7,233 (81.4)	22,975 (258.4)	15,027 (169.0)	17,310 (194.7)	10,347 (116.4)	10,336 (116.3)
被災地計	72,561 (100)	64,371 (88.7)	47,109 (64.9)	61,636 (84.9)	63,726 (87.8)	83,787 (115.5)	77,196 (106.4)	78,823 (108.6)	73,911 (101.9)	71,390 (98.4)

県観光交流課「観光客動態調査」

【有効求人倍率】



(単位：倍)

区 分	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	H16. 3
被災地	0.39	0.36	0.41	0.52	0.44	0.31	0.30	0.40	0.39	0.38	0.49	0.58
兵庫県	0.50	0.46	0.50	0.62	0.54	0.37	0.37	0.46	0.43	0.44	0.55	0.63
全 国	0.71	0.64	0.64	0.72	0.69	0.50	0.49	0.62	0.56	0.56	0.69	0.77

各年度の数値は全て原数値。直近の月末発表値については、全国及び兵庫県の数値は季節調整値、被災地の数値は原数値となっている。

4 震災の経験と教訓の発信

(1) 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」の開設

阪神・淡路大震災の経験や教訓を後世に継承し、国内外の災害による被害の軽減に貢献するとともに、いのちの尊さや共生の大切さなどを世界に発信するため、平成14年4月に「防災未来館」、平成15年4月26日に「ひと未来館」を開設した。

館内展示や、人材育成、災害専門家の派遣、調査研究といったセンターの活動を積極的に展開するとともに、「ひと未来館」に入居する国際的防災関係機関等と連携し、国際防災・人道支援拠点機能の強化を図っていく。

(場所) 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

(規模) 地上7階地下1階、延床面積18,400㎡

(防災未来館-8,200㎡、ひと未来館-10,200㎡)

(機能) 大震災にかかる資料等の収集・保存・展示
いのちの尊さと、共に生きることの素晴らしさの発信
災害対策にかかる実戦的な人材の育成及び災害専門家の派遣
災害対策に関する実戦面を重視した総合的な調査研究
国内外の防災関係機関等との交流ネットワーク

(2) 被災者住宅再建支援制度の実現

震災の教訓から地震等自然災害による被災者の復興を進めるためには、生活再建と住宅再建の新たな制度が不可欠であるとの考えのもと、被災10市10町等とともに「総合的国民安心システム」を提唱(平成9年4月)した。

このうち、生活再建については平成10年5月に「被災者生活再建支援法」として実現するとともに、住宅再建支援制度についても、公的な支援制度として、平成16

年3月に被災者生活再建支援法が改正され、解体撤去費・整地費、ローン関係経費等を支援対象とする居住安定支援制度が創設された。

しかし、この制度には住宅建築費本体が支援対象にならないなどの課題があることから、今後、国に対して制度の改善を働きかけるとともに、法に基づく支給額と法限度額との差額を埋める県単独の補完措置を実施する。

また、公的な住宅再建支援制度のみでは、支給水準や支給対象などの点において限界があることから、住宅所有者間の相互扶助を基本とする共済制度について、平成15年5月に「兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会」を設けて検討を行ってきた。本年1月には同調査会の検討状況報告において、県単独制度を実現すべきとの方向性が示されたことから、今後県民の意向を踏まえて詳細な制度設計等の検討を進め、「自助」「共助」「公助」三位一体となった仕組みの構築を目指す。

(3) 復興10年事業の実施

創造的復興の目標年次である平成17年の1月に震災から10周年を迎えるにあたり、復興10年間の取り組みを総括的に検証し、その結果や教訓を次世代への提言として広く国内外に発信するとともに、国内外からの多大な支援に対して感謝し、被災地の復興の成果等をアピールする復興10年事業を推進している。

ア 復興10年総括検証・提言事業

10年間にわたって進めてきた創造的復興への取り組みについて、6分野53テーマにわたり、被災地現地調査や関係者へのヒヤリング、ワークショップによる県民との意見交換等を通じて総括的な検証を進めている。

検証の結果や教訓等を次世代への提言としてとりまとめ、平成17年1月に開催する創造的復興フォーラム（仮称）等の場で発信する。

イ 震災10周年記念事業

震災10周年を一つの節目として、国内外からの支援に対する感謝の表明や、震災で学んだ経験と教訓、復興の過程で芽生えた先導的な取り組み等を広く発信するため、県・被災市町・団体・企業等が連携を図りながら、「1・17は忘れない」をテーマに、平成16年4月～18年3月の期間で多彩な記念事業を展開する。

記念事業の推進を図るため、県・被災市町・関係団体等からなる阪神・淡路大震災記念事業推進会議を設立し、事業実施の呼びかけや、事業助成などのバックアップを行っている。

(4) 1.17ひょうごメモリアルウォークの実施

震災で学んだ経験と教訓を新しい兵庫づくりにつなげていくことをねらいとして、「防災とボランティアの日」である平成17年1月17日に、被災地をともに歩き風化しがちな防災意識を新たに作る「山手ふれあいロードウォーク」や、震災犠牲者への追悼式典等からなる「1.17ひょうごメモリアルウォーク」を実施することとしている。

震災9周年となる平成16年1月17日には、「1.17ひょうごメモリアルウォーク2004/復興の歩みを確かめる」として開催し、約5,300人が参加した。

震災復興総合相談センター相談件数

平成15年度

(単位:件)

相談項目	15年度 相談件数	月別相談件数											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
さわやか県民相談	11,512	1,024	1,309	983	1,000	1,273	890	957	810	818	746	858	844
交通事故相談	193	8	25	16	11	19	25	16	17	15	12	7	22
法律相談	600	57	48	41	47	59	47	53	54	48	52	47	47
パソコン画像法律 相談	189	15	20	15	18	10	14	20	16	16	13	16	16
登記相談	111	6	16	6	4	15	7	9	12	10	8	10	8
障害者職場適応 相談	118			4	8	5	8	20	8	17	8	22	18
IT(パソコン初心者) 相談	1,192	57	102	108	133	122	99	100	85	87	104	94	101
エイズ電話相談	356	37	43	38	28	24	16	24	25	28	32	24	37
労働相談	1,562	107	145	147	163	141	110	137	118	124	107	122	141
高齢者総合相談	789	63	74	52	74	66	70	76	43	48	70	78	75
外国人県民相談	4,501	413	398	372	409	386	368	363	303	298	395	410	386
住まいの相談	3,705	300	370	314	321	315	287	374	264	242	268	318	332
納税相談	87	33	2	7	7	3	10	1	3	3	7	8	3
国の行政相談	9	0	3	1	0	1	2	1	1	0	0	0	0
税務相談	6	0	2	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0
合 計	24,930	2,120	2,557	2,105	2,223	2,439	1,953	2,151	1,760	1,756	1,822	2,014	2,030
うち震災	448	50	47	43	35	54	29	36	27	17	39	39	32
うち面談	5,274	462	559	430	445	709	378	439	358	366	369	395	364

年度別

(単位:件)

相談項目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
県民相談7830	相談件数	8,315	6,182	5,806	6,620	6,337	6,141	5,703	5,493	相談件数 11,512
	うち震災	5,515	561	656	571	369	184	121	70	
一般県民相談	相談件数	7,457	4,371	5,586	6,942	8,017	6,555	6,360	7,649	うち震災 170
	うち震災	5,662	760	2,111	2,391	1,892	523	129	302	
交通事故相談	相談件数	479	361	245	274	225	260	212	233	193
	うち震災	1	0	0	0	0	0	0	0	
法律相談	相談件数	318	387	462	608	596	582	586	572	600
	うち震災	131	43	10	9	13	3	5	0	
パソコン画像法律相談	相談件数									189
	うち震災									
登記相談	相談件数	156	57	96	93	108	58	79	62	111
	うち震災	85	3	8	5	3	2	3	0	
知的障害者職業自立支援相談 (H15～障害者職場適応訓練)	相談件数							111	69	118
	うち震災							1	0	
IT(パソコン初心者)相談	相談件数								459	1,192
	うち震災								0	
エイズ(電話)相談	相談件数	1,333	665	676	704	733	637	443	381	356
	うち震災	0	0	0	0	0	0	0	0	
労働相談	相談件数	637	565	506	1,343	1,728	1,679	1,691	1,733	1,562
	うち震災	239	50	20	23	14	3	8	0	
高齢者総合相談	相談件数	1,271	1,250	1,171	1,195	978	839	721	740	789
	うち震災	676	116	110	56	17	1	1	0	
外国人県民相談	相談件数	3,750	5,419	5,829	5,893	5,315	5,171	5,819	5,079	4,501
	うち震災	1,756	194	88	143	53	16	9	6	
住宅相談(H15～住まいの相談)	相談件数	24,255	16,680	27,649	20,145	14,728	7,442	4,200	3,454	3,705
	うち震災	24,255	14,932	24,670	16,136	11,603	3,577	993	484	
納税相談	相談件数	930	331	193	173	114	86	131	159	87
	うち震災	683	85	76	54	22	4	3	3	
国の行政相談	相談件数	21	15	5	4	7	8	9	7	9
	うち震災	19	4	1	0	2	1	2	1	
税務相談	相談件数	15	11	16	12	7	10	3	11	6
	うち震災	9	0	2	2	0	0	0	0	
医療相談	相談件数	614	875	554	393	251	186	254	364	
	うち震災	215	55	39	23	13	5	3	0	
余暇相談	相談件数	889	920	982	818	891	724	747		
	うち震災	43	7	2	6	2	1	1		
幼児教育相談	相談件数	575	523	506	513	563	410	419		
	うち震災	42	10	12	9	5	0	4		
消費生活相談	相談件数	8,090	7,575	7,472	8,230	8,337	6,982			
	うち震災	2,149	295	97	85	54	41			
税関相談	相談件数	91	108	100	47	15	6			
	うち震災	0	0	0	0	0	0			
こころの相談	相談件数	1,540	1,653	1,422	1,164	1,362				
	うち震災	713	216	109	44	38				
福祉ボランティア相談	相談件数	577	195	89	41					
	うち震災	415	93	11	0					
教育相談	相談件数	305	224	139	89					
	うち震災	112	32	15	16					
年金・保険相談	相談件数	628	328	182						
	うち震災	418	37	6						
応急仮設住宅相談	相談件数		162							
	うち震災		162							
中小企業総合相談	相談件数	369								
	うち震災	369								
全相談件数		62,615	48,857	59,686	55,301	50,312	37,776	27,488	26,465	24,930
うち震災		43,507	17,655	28,043	19,573	14,100	4,361	1,283	866	448
全体に占める割合(%)		69.5	36.1	47.0	35.4	28.0	11.5	4.7	3.3	1.8

阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム 平成16年度実施事業
 ~ 創造的復興の総仕上げと検証・発信 ~

震災から9年。被災地の復興は、人口が震災前水準に回復したのをはじめ、経済・雇用情勢も、鉱工業生産指数や有効求人倍率等の指標に見られるように、やや持ち直しの動きが出ているほか、復興市街地整備事業も相当進むなど、全体としてみると、課題は残しながらも概ね順調に進んでいる。また、人と防災未来センターや兵庫県災害医療センターをはじめとする国際防災人道支援拠点の形成や、被災地で8特区が認定された構造改革特区、災害時における住宅再建支援の道を拓いた居住安定支援制度の実現など、創造的復興の取り組みも着実に進展している。

10か年の震災復興計画の最終年度となる平成16年度は、これまでに実施した災害復興公営住宅団地コミュニティ調査や復興モニター調査をはじめとする各種調査や「阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム」のフォローアップ結果を踏まえ、残された課題の解決に全力で取り組むなど、創造的復興の実現をめざして、ラストスパートをかけるとともに、これまでの取り組みの成果と課題を確かめ、その教訓を継承・発信していく一年である。

そのため、「コミュニティサポート支援事業」などによる住民同士の連携による見守りのしくみづくりや、「ひょうごファッション発信事業」などによる地場産業への支援、「新しい住宅耐震改修工法の開発」や「県立広域防災センター（仮称）の開設」などによる防災対策、「被災地修景計画策定支援事業」などによる被災地をきれいにする運動など、ポスト10年を視野に入れた取り組みを進める。

また、復興10年の取り組みを総括的に検証し、その結果を来年1月に開催する「創造的復興フォーラム（仮称）」や「国連防災世界会議」などを通じて、国内外に情報発信する「復興10年総括検証・提言事業」を実施するとともに、「兵庫国際絵画コンペティション」や「復興10周年記念ガラコンサート」など、感謝の気持ちと震災の教訓を発信する「阪神・淡路大震災10周年記念事業」を推進する。

1 21世紀に対応した福祉のまちづくり

~ 少子・超高齢社会における本格的な生活復興 ~

(: H16新規・拡充事業)

項目	主な事業	問い合わせ窓口
(1) 被災高齢者の見守り体制の整備	< 災害復興公営住宅におけるSCS（高齢世帯生活援助員）等によるきめ細かな見守り体制の充実 > SCSによる支援[復興基金] ・ 災害復興公営住宅に居住する被災高齢者等を対象に、安否確認、生活指導・相談、一時的な家事援助等を行う。 民生委員・児童委員による支援 ・ 高齢者等福祉サービスを必要とする人の生活上の悩みや困りごとの相談活動を各市町の区域単位で行う。 夜間・休日「安心ほっとダイヤル」開設事業[復興基金] ・ LSA、SCSによる見守り対象世帯等の夜間・休日の不安解消のため、フリーダイヤルによる電話相談窓口を開設する。	生活復興課 （内線2312） 社会福祉課 （内線2925） 生活復興課 （内線2312）

項 目	主 な 事 業	問い合わせ窓口
	<p>緊急通報ペンダント等の普及促進事業[復興基金] ・SCSによる見守り対象世帯等への緊急通報装置（ペンダント）の普及を促進するとともに、ガスメーターを活用した見守りシステムを整備する。</p> <p>ラジオによる被災高齢者等への語りかけ事業[復興基金] ・ラジオ放送を通じて高齢者が抱える問題についてのアドバイス等を行う。</p> <p>「まちの保健室」事業[復興基金] ・コミュニティプラザでの健康相談や閉じこもり高齢者等への訪問活動、子育て中の親への相談・家庭訪問などを行う。</p> <p>「まちの保健室」キャラバン隊による訪問事業[復興基金] ・SCS等関係者とのチームにより災害復興公営住宅の閉じこもりがちな高齢者等を訪問する。</p> <p>地域見守りネットワーク会議開催支援事業[復興基金] ・災害復興公営住宅ごとの小地域を単位とする各種支援者によるネットワーク会議の開催を支援する。</p> <p>地域見守り支援者専門研修会開催事業[復興基金] ・支援者の一層のスキルアップを図るため、支援者専門研修会を市区毎に開催する。</p> <p><被災地におけるLSA（生活援助員）による活動の継続と充実> LSAによる支援 ・シルバーハウジング等に居住する高齢者を対象に、生活相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応などの支援を行う。</p> <p>LSA活動強化事業 ・LSAに対する専門相談会及び研修・交流会を開催し、LSA活動の支援体制を強化する。</p> <p><コミュニティプラザにおける活動の支援> 災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業[復興基金]（拡充） ・災害復興公営住宅等における高齢者の元気アップや生きがいづくりのためのふれあい事業等への支援について、50戸未満の小規模団地にも助成対象を拡大する。</p> <p>被災高齢者自立生活支援事業 ・災害復興公営住宅に入居している高齢者世帯を対象に、生きがい交流事業や近隣住民との連携等を通じて、良好なコミュニティを形成し、生きがいを持って安心して自立生活が営めるよう支援する。</p> <p>被災地域コミュニティプラザ設置運営費補助事業[復興基金] ・住民相互が助け合い、高齢者等が安心して暮らせるよう支援する、福祉コミュニティづくりの推進拠点である「コミュニティプラザ」の設置・運営に要する費用を助成する。</p>	<p>生活復興課 （内線2312）</p> <p>生活復興課 （内線2312）</p> <p>健康増進課 （内線3250）</p> <p>健康増進課 （内線3250）</p> <p>生活復興課 （内線2312）</p> <p>生活復興課 （内線2312）</p> <p>長寿社会課 （内線2944）</p> <p>長寿社会課 （内線2944）</p> <p>生活復興課 （内線2318）</p> <p>長寿社会課 （内線2944）</p> <p>社会福祉課 （内線2926）</p>

項 目	主 な 事 業	問い合わせ窓口
	<p>< 超高齢社会を見据えた住民同士の連携による見守り体制のしくみづくり ></p> <p>地域見守りフォーラム開催事業[復興基金] ・高齢者の見守りを日常的に行っている住民や支援者、自らも見守り活動の担い手となりうる元気な被災高齢者などを対象にしたフォーラムを開催する。</p> <p>コミュニティサポート支援事業[復興基金]（新規） ・住民相互の見守り活動グループの育成や、小地域見守り促進プログラムの策定を支援する。</p> <p>地域見守り活動のつどいの開催[復興基金]（新規） ・被災高齢者の見守り活動を行っている住民やボランティア、NPO等が集まり、見守り事例を発表する。</p> <p>生活復興のためのNPO活動支援事業 ・被災高齢者の見守りや、復興住宅で自治会活動等を担う人材の育成支援など、生活復興につながる事業をNPOに委託して実施する。</p>	<p>生活復興課 （内線2312）</p> <p>生活復興課 （内線2312）</p> <p>生活復興課 （内線2312）</p> <p>生活復興課 （内線2318）</p>
<p>(2) 被災高齢者の健康づくり・生きがいづくり</p>	<p>< 「まちの保健室」事業や保健師・栄養士による支援など、きめ細かな訪問・相談活動等を通じた健康づくりへの支援の充実 ></p> <p>「まちの保健室」事業[復興基金] ・コミュニティプラザでの健康相談や閉じこもり高齢者等への訪問活動、子育て中の親への相談・家庭訪問などを行う。</p> <p>「まちの保健室」キャラバン隊による訪問事業[復興基金] ・SCS等関係者とのチームにより災害復興公営住宅の閉じこもりがちな高齢者等を訪問する。</p> <p>保健師・栄養士による支援 ・高齢者等支援を要する世帯への訪問指導や健康相談、健康づくりのための住民相互による声かけなどコミュニティづくりへの支援を行う。</p> <p>< NPOや自治会、支援者等との協働による高齢者の生きがいづくりへの支援など、多様なメニューによる生きがいづくりへの支援の充実 ></p> <p>いきいき仕事塾の開設[復興基金] ・おおむね55歳以上の高齢者を対象に、被災各地域において、生きがいづくりや仲間づくりにもつながる知識等を習得するための講座を開設する。</p> <p>巡回型いきいき仕事塾の開設[復興基金] ・災害復興公営住宅等のコミュニティプラザや集会所等に向いて、いきいき仕事塾の講座を開設する。</p> <p>いきいき仕事塾修了生への支援[復興基金]（拡充） ・いきいき仕事塾修了生の交流会の開催や開設講座への助成に加え、講座開設マニュアルを作成するとともに、「いきいき文化祭」や「いきいきマーケット」を開催する。</p>	<p>健康増進課 （内線3250）</p> <p>健康増進課 （内線3250）</p> <p>健康増進課 （内線3251）</p> <p>生活復興課 （内線2315）</p> <p>生活復興課 （内線2315）</p> <p>生活復興課 （内線2315）</p>

項 目	主 な 事 業	問い合わせ窓口
	<p>災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業 [復興基金]（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復興公営住宅等における高齢者の元気アップや生きがいづくりのためのふれあい事業等への支援について、50戸未満の小規模団地にも助成対象を拡大する。 <p>活動情報サポーター[復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活復興県民ネットにボランティアとして登録し、災害復興公営住宅等への訪問活動等の際、情報提供や地域行事等への参加呼びかけを行う。 	<p>生活復興課 （内線2318）</p> <p>生活復興支援室 （360-5888）</p>
(3) こころのケアの推進	<p><こころのケア相談室や精神保健福祉センター等によるこころのケアのネットワークの強化></p> <p>こころのケア相談室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころのケア相談室を健康福祉事務所(保健所)に設置し、震災のみならず、さまざまな要因で発生するトラウマ・PTSD(心的外傷後ストレス障害)等へ対応するため、こころのケアに関する相談指導・普及啓発を実施する。 <p><教育復興担当教員や教員のカウンセリング能力向上等による児童・生徒に対するこころのケアの継続></p> <p>教育復興担当教員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の小中学校に配置し、児童生徒の心の理解とケアに適切・迅速な対応するとともに、保護者、関係機関と密接な連携による円滑な学校運営、教育活動を推進する。 <p>スクールカウンセラーの配置(拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のこころのケアや問題行動等の課題解決に資するため、公立中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、スクールカウンセラーに対する指導、助言を行うスーパーバイザーを配置する。 <p>キャンパスカウンセラーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校に臨床心理士等の専門家をカウンセラーとして派遣し、生徒の問題行動の多様化・深刻化に対応するとともに教育相談活動の推進を図る。 <p>教員のカウンセリング能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修等の研修・講座やスクールカウンセラー派遣事業を活用した校内研修会・会議などの機会を利用して教員のカウンセリング能力を高め、生徒指導上の資質の向上を図る。 <p><「兵庫県こころのケアセンター」の整備></p> <p>兵庫県こころのケアセンターの開設(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころのケアに関する各種の実践的研究や研修等を行う全国初の拠点施設を神戸東部新都心に開設する。 	<p>障害福祉課 （内線3291）</p> <p>学事課 （内線5678）</p> <p>義務教育課 （内線5719）</p> <p>高校教育課 （内線5734）</p> <p>義務教育課 （内線5723）</p> <p>障害福祉課 （内線3291）</p>

項 目	主 な 事 業	問い合わせ窓口
(4) 住み続けたい住まいづくり	<p>< 入居者ニーズにあった災害復興公営住宅の運営・活用 ></p> <p>いきいき県住推進員による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復興県営住宅における自治会の設立や運営に係る支援、入居者と地域住民との交流事業の支援等、コミュニティ支援の充実を図る。 <p>若年世帯の優先入居</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率が40%以上の既存団地において夫婦又は婚約者との年齢合計が80才未満の世帯に対し優先募集を実施する。 <p>公営住宅入居希望者の入居促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募状況に応じた被災者優先枠を設け、公営住宅に入居を希望する被災者の入居を促進する。 <p>災害復興公営住宅の家賃対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復興公営住宅の入居者の家賃の一部を減額する。 <p>< 災害復興公営住宅の空き室活用等の検討 ></p> <p>災害復興公営住宅に隣接した福祉施設の併設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復興公営住宅等の敷地内にデイサービスセンター等の社会福祉施設を設置する。 <p>県営住宅の空き駐車場の周辺住民への開放（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の空き駐車場の一部を周辺住民に開放する。 <p>県営住宅の空き室の集会所活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の空き室を集会所等として活用する。 <p>< 住宅再建資金融資に対する利子補給、民間賃貸住宅家賃補助など、民間住宅再建への支援の継続 ></p> <p>被災者住宅再建・購入支援事業補助[復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融公庫の災害復興住宅融資等を受け、新たに住宅を建設または購入する被災者に対し、利子補給を行う。 <p>民間賃貸住宅家賃負担軽減事業[復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災により住宅を失った被災者が、民間賃貸住宅に入居する場合、家賃の一部補助を行う。 <p>被災者向けコレクティブ・ハウジング等建設事業補助[復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協同生活を営める居住空間を備えたコレクティブ・ハウジング等を建設する場合、その費用の一部を助成する。 <p>< 公営住宅における新しい住まいづくりの推進 ></p> <p>シルバーハウジングの供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向けの設備・仕様（バリアフリー化）を備える公営住宅に、L S Aを派遣し安全・安心な日常生活を営むことのできるシルバーハウジングの供給を、住宅政策と福祉政策の連携のもと推進する。 <p>< 県外居住被災者への支援 ></p> <p>ひょうごカムバックコール&メール事業[復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県に帰ることを希望している県外居住被災者に電話相談員が電話や手紙によるきめ細かな相談・情報提供を行う。 <p>兵庫県に戻りたい被災者の登録制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外に居住し、兵庫県に帰ることを希望している被災者を登録し、個別に必要な支援につないでいく。 	<p>住宅管理室 (内線4775)</p> <p>住宅管理室 (内線4775)</p> <p>住宅管理室 (内線4775)</p> <p>住宅管理室 (内線4775)</p> <p>長寿社会課 (内線2950)</p> <p>住宅管理室 (内線4775)</p> <p>住宅管理室 (内線4775)</p> <p>民間住宅室 (内線4721)</p> <p>民間住宅室 (内線4721)</p> <p>住宅宅地課 (内線4639)</p> <p>住宅整備課 (内線4757)</p> <p>生活復興課 (内線2312)</p> <p>生活復興課 (内線2312)</p>

項 目	主 な 事 業	問い合わせ窓口
	<p><コミュニティプラザで活動するNPOや自治会等への助成制度等による支援の充実></p> <p>災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業 [復興基金]（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復興公営住宅等における高齢者の元気アップや生きがいづくりのためのふれあい事業等への支援について、50戸未満の小規模団地にも助成対象を拡大する。 <p>被災地域コミュニティプラザ設置運営費補助事業 [復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民相互が助け合い、高齢者等が安心して暮らせるよう支援する、福祉コミュニティづくりの推進拠点である「コミュニティプラザ」の設置・運営に要する費用を助成する。 <p>地域づくり活動応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動のノウハウの形成と共有を図るため、地域団体の創意工夫による地域特性を生かした取組や、地域団体の連合組織等による広域的な取組等に対し、助成する。 <p><「生きがいしごと」に関するマッチング、情報提供、相談等の推進></p> <p>生きがいしごとサポートセンターの運営[復興基金]（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・ビジネスやNPO等、生きがいしごとで新たに働こうとする者や、既に働いている者に対する情報提供、人材養成等の支援を行う。 <p><被災者復興支援会議との協働の取組みの推進></p> <p>被災者復興支援会議 総合フォーラムの開催(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者と行政の間に立つ第三者機関として活動している被災者復興支援会議の取り組みを総括、情報発信する。 	<p>生活復興課 (内線2318)</p> <p>社会福祉課 (内線2926)</p> <p>参画協働課 (内線2789)</p> <p>雇用就業課 (内線3776)</p> <p>生活復興課 (内線2318)</p>
(2) 子どもの体験活動や子育て環境づくりなどの促進	<p><学校と地域の連携やNPO・ボランティアグループなどの参画による子どもの体験活動促進のしくみづくり></p> <p>まちの子育てひろば事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所や児童館等に「まちの子育てひろば」を開設し、ボランティアによる子育て相談や、子どもの体験活動を深めるなど、地域全体で子育てを支えるしくみづくりを推進する。 <p><「冒険遊び場(プレパーク)」の設置など、子どもたちが主体的に活動できる居場所づくり></p> <p>「子どもの冒険ひろば」パイロット事業の推進（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが遊びなどを通じて生きる力を育んでいけるよう、子どもの冒険ひろばを各地に開設する。 <p>若者ゆうゆう広場事業の推進（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年が自由に立ち寄り、集まった仲間と楽しく交流できる若者ゆうゆう広場を開設する。 	<p>社会福祉課 (内線2724)</p> <p>青少年課 (内線2748)</p> <p>青少年課 (内線2744)</p>

項 目	主 な 事 業	問い合わせ窓口
	<p><子どもたちが健やかに育つ安全・安心な子育て環境づくり></p> <p>児童虐待防止市町ネットワークシステムの充実強化 ・児童虐待防止に向け、市町域を単位とする関係機関・団体等が相互に連携した実効あるネットワークシステムへの支援により、こどもセンターへの速やかな通報体制を確保し、関係機関の連携による個別ケースへの適切な対応を図る。</p> <p>保育環境の整備・充実 ・保育ニーズの多様化に対応し、健全な保育環境を充実するため、保育所の専門機能を活用して延長保育や一時保育、乳児保育、駅前保育センターなど多様な保育サービスを提供する。</p> <p>「すくすく相談員」の設置 ・民間保育所に「すくすく相談員」を配置し、保護者に対する相談機会の拡充を図り、保育所事業の利用機会を提供し、地域の子育ての実践機能の強化・充実を図る。</p> <p>育児ファミリーサポートセンター事業 ・育児の援助を受けたい者と育児の援助を行いたい者とを組織化し、地域のネットワークにより子育てを支援する。</p>	<p>児童課 (内線2927)</p> <p>児童課 (内線2984)</p> <p>児童課 (内線2984)</p> <p>雇用就業課 (内線3732)</p>
(3) 文化を活かした個性ある地域づくり	<p><芸術文化の鑑賞機会の提供と活動支援の継続></p> <p>被災地芸術文化活動への助成 [復興基金] ・被災地内に拠点を有し、芸術文化活動を継続的に行っている芸術文化団体等に、県内での活動費の一部を助成する。</p> <p>震災復興10周年記念国際公募展「兵庫国際絵画コンペティション」の開催(新規) ・「生きる」ことの尊さや「心の復興」の大切さを改めて認識するとともに、復興の成果を世界にアピールするため、「再生」をテーマとした国際的公募展及び心の復興イベントを開催する。</p> <p>震災復興10周年記念「ドレスデン国立美術館展 - 世界を映す鏡 - (仮称)」の開催(新規) ・心に安らぎを与えてくれる多くの作品を所蔵するドレスデン国立美術館の協力を得て、「人間」と「希望」をテーマにした展覧会を開催する。</p> <p>震災復興10周年記念公募展「ひょうごの夢・未来展(仮称)」の開催(新規) ・子どもたちが描く絵画を通じ、震災からの復興のイメージを発信する展覧会を開催する。</p> <p><芸術文化センター(仮称)の整備></p> <p>芸術文化センター(仮称)の整備推進 ・震災からの心の復興、文化の復興のシンボルとするとともに、自ら創造し、県民とともに創造する「パブリックシアター」として、質の高い創造・公演事業や、親しみやすい芸術文化普及事業、県民の参画・体験型事業、県民がセンター運営に参画する機会づくりなどを行う。</p>	<p>芸術文化課 (内線2850)</p> <p>社会教育課 (内線5756)</p> <p>社会教育課 (内線5756)</p> <p>社会教育課 (内線5756)</p> <p>芸術文化センター整備課 (内線2765)</p>

項 目	主 な 事 業	問い合わせ窓口
	<p>附属交響楽団の設立準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化センター（仮称）の専属芸術創造団体としての附属交響楽団の設立に向けて、楽員の募集・選考等を行う。 <p>大震災からの復興10周年記念ガラコンサート等の開催（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興10周年を記念して、特別ゲストを招いて、大晦日から新年を迎える「ジルヴェスター・ガラ・コンサート」を行う。 ・平成17年1月17日に、メモリアルウォーク・コースや追悼式典会場等で、特別編成オーケストラによる「1.17アウトリーチ・アンサンブル・コンサート」を行う。 	<p>芸術文化課 （内線2850）</p> <p>芸術文化センター整備課 （内線2765）</p>

3 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり
 ~ 産業構造の転換期におけるしごと活性社会づくり ~

項 目	主 な 事 業	問い合わせ窓口
<p>(1) 中小企業・地場産業等の第二創業・経営革新への支援</p>	<p>< 中小企業・地場産業等の第二創業、経営革新、技術高度化等への支援 ></p> <p>中小企業経営革新支援事業 ・ 中小企業経営革新支援法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業者・組合等が行う新商品・新技術開発等を支援する。</p> <p>中小企業支援ネットひょうごの機能強化（拡充） ・ 中小企業を機動的かつ効果的に支援する総括コーディネーターを設置するとともに、市場・経営戦略の構築等を支援する。</p> <p>地域産業活性化支援事業[復興基金] ・ 被災地の地場産業等中小企業を主たる構成員とする業種団体等が行う販路開拓、人材養成、イメージアップ等の経費を助成する。</p> <p>地場産業新分野進出・新製品開発支援事業 ・ マーケティングに基づく研究・製品開発から、製造・販路開拓に至るまでの各段階において必要とされる取り組みをトータルに支援する新たな枠組みを整備する。</p> <p>地場産品流通ルート開拓事業（新規） ・ 産地企業と大手小売業者との商談会を開催する。</p> <p>地域活性化創造技術研究開発事業（新規） ・ 機械金属業の基盤的技術産業の新製品・技術開発に助成する。</p> <p>ひょうごファッション発信事業（新規） ・ 兵庫発のファッションの情報発信を行うため、コンテストやファッションショーを開催する。</p> <p>小規模製造企業復興推進事業[復興基金] ・ 被災した小規模製造企業（従業員20人以下）で構成するグループ・団体が、復興のため共同で実施する調査研究、展示会開催、カタログ作成等の事業に対して助成する。</p> <p>第二創業・新分野進出支援事業（新規） ・ 第二創業・新分野進出等による成長分野での新事業開発を支援する。</p> <p>生活・サービス産業創出支援事業（新規） ・ 生活産業をはじめとしたサービス産業等の新分野進出等による成長分野での新事業開発を支援する。</p> <p>工業技術センターの技術支援事業 ・ 技術総合調整窓口（ハローテクノ）や移動工業技術センターの活用により、中小企業の多様な技術ニーズに的確に対応するとともに、企業等との共同研究を実施して、製品化・事業化を進める。</p>	<p>経営支援課 （内線3656）</p> <p>経営支援課 （内線3656）</p> <p>工業振興課 （内線3580）</p> <p>工業振興課 （内線3580）</p> <p>工業振興課 （内線3580）</p> <p>工業振興課 （内線3576）</p> <p>工業振興課 （内線3580）</p> <p>工業振興課 （内線3580）</p> <p>新産業担当課長 （内線3664）</p> <p>新産業担当課長 （内線3664）</p> <p>工業振興課 （内線3590）</p>

項 目	主 な 事 業	問い合わせ窓口
(2) 商店街・小売市場の活性化対策	<p><やる気・意欲のある商店街等による、にぎわいづくりやコミュニティ機能向上とまちづくりと一体となった商業活性化の取り組みの推進></p> <p>被災商店街空き店舗等活用支援事業[復興基金] ・被災地の商店街・小売市場が空き店舗、空き地を活用して行う実験的店舗運営事業や新規開業者誘致事業に助成する。</p> <p>被災地商店街等にぎわい創出イベント事業[復興基金] ・復興の遅れている被災地の商店街・小売市場が実施する地域と一体となったイベントの継続実施を支援する。</p> <p>空き店舗活用支援事業 ・商店街等の空き店舗を借り上げて、保育所や高齢者交流施設等を設置・運営する事業等に助成する。</p> <p>やる気商店街・小売市場活性化支援事業 ・意欲の高い商店街や小売市場等の団体が取り組む活性化プランづくりやイベント開催、先導的な活性化事業等に対して支援を行い、厳しい経営環境にある商店街・小売市場の活性化を促進する。</p> <p>安全・安心な商店街づくり推進事業（新規） ・商店街等が防犯カメラシステム等を設置する経費を助成する。</p> <p><本格復興の遅れている商店街等の基盤施設整備等への支援></p> <p>商店街・商業集積活性化事業 ・阪神・淡路大震災により被災した商店街の再生を図るため、アーケード、街路灯、カラー舗装等の整備に対して支援する。</p> <p>災害復旧高度化事業 ・被災した事業協同組合の組合員が店舗を新設する事業に融資する。 ・事業再開後の健全な経営、円滑な運営の確保を図るため、診断助言を通じてアフターフォローを実施する。</p> <p>被災地事業再開・新規開業事業 ・被災事業所の事業再開又は震災により離職した者の新規開業を支援するため、中小企業診断士等による経営支援を行うとともに、事業再開・新規開業のめどのついた者に融資を行う。</p>	<p>商業振興課 （内線3579）</p> <p>商業振興課 （内線3579）</p> <p>商業振興課 （内線3579）</p> <p>商業振興課 （内線3579）</p> <p>商業振興課 （内線3565）</p> <p>商業振興課 （内線3565）</p> <p>商業振興課 （内線3565）</p> <p>経営支援課 （内線3648）</p> <p>経営支援課 （内線3555・3649）</p>
(3) しごとの創造と多様なワークスタイルづくり	<p><雇用のセーフティネットの充実></p> <p>失業者の生活安定のための融資制度 ・厳しい経済雇用情勢を踏まえ、失業者の再就職を支援するとともに、一時的な失業による生活不安を解消するため、失業者支援資金及び離職者生活安定資金を貸し付ける。</p>	<p>労政福祉課 （内線3730）</p>

項 目	主 な 事 業	問い合わせ窓口
	<p>離職者等に対する生活支援相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民局の合同労働相談開催時に生活設計アドバイザーを派遣し、生活支援相談を実施する。 <p><ワークシェアリングの導入促進></p> <p>世代間ワークシェアリング導入モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年者の失業問題、壮年者の長時間残業、高齢者の継続雇用等に対応するため、ワークシェアリングを活用して、各年齢層の雇用機会のバランスを確保する最適な組み合わせのモデルを構築し、労使と連携の上、県内におけるワークシェアリングの一層の導入促進を図る。 <p><中高年齢者に対する職業訓練、情報提供・相談やカレッジ等のきめ細かな支援や、雇用のミスマッチの解消、創造性豊かな人材の育成></p> <p>被災地若年者元気あっぷプログラム事業[復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業意識が希薄、または職場適応力が未形成な被災地の若年者を対象に元気あっぷサポーターが中長期的な視点から、キャリアカウンセリング、相談援助等を実施し、その就職・職場定着を図る。 <p>Hyogoしごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の設置・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厳しい雇用環境に置かれている壮中高年齢者に対し、しごとに関する情報提供・相談やカウンセリング、職業能力開発の支援など、就職活動に関するワンストップサービスを行う。 <p>高校生就職支援総合プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内高校生を対象に、キャリアデザイン講座や早期個別カウンセリングを行い、職業選択・決定能力の形成を図る。 <p>兵庫しごとカレッジシステムの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専修学校等職業能力開発サービスの実施機関、経営者団体、商工団体、労働団体、行政機関等が相互に連携し、企業の人材ニーズを的確に把握するとともに、能力開発の側面から雇用のミスマッチを解消するための新たな仕組みとして、「兵庫しごとカレッジシステム」を運営する。 <p>若者しごと倶楽部（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年失業者等への相談・情報提供、職業選択支援や中長期的な就職支援を行うキャリアマネジメント、職業紹介等を行う。 <p>デュアルシステムの実施（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年者のキャリア形成を図るため、教育訓練機関での座学訓練と企業での実習を組み合わせた訓練コースを開設する。 <p>被災者就業支援事業[復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中高年齢被災者に対する能力開発、情報提供、相談やカウンセリング等を通じて就職・就業を支援する。 	<p>労政福祉課 (内線3730)</p> <p>雇用就業課 (内線3776)</p> <p>雇用就業課 (内線3717)</p> <p>雇用就業課 (内線3717)</p> <p>能力開発課 (内線3748)</p> <p>雇用就業課 (内線3712)</p> <p>能力開発課 (内線3749)</p> <p>雇用就業課 (内線3717)</p> <p>能力開発課 (内線3749)</p> <p>雇用就業課 (内線3772)</p>

項 目	主 な 事 業	問い合わせ窓口
	<p><新たな雇用・就業機会につながるコミュニティ・ビジネスの創出></p> <p>被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業[復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・ビジネスを考えている団体等から事業計画を広く募集・選定し、事業立ち上がり経費の助成や経営コンサルタント等の派遣を行う。 <p>コミュニティ・ビジネスコンサルティング事業[復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・ビジネスを新たに始めようとする団体及び既に運営している団体に対して経営コンサルタント等を派遣する。 <p>「地域共生ビジネス」の創出支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・ビジネス等、地域に根ざした「地域共生ビジネス」の創出を推進するため、きめ細かい相談支援を行うなど、支援スキームの充実を図る。 <p>生きがいしごとサポートセンターの運営[復興基金] (拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・ビジネスやNPO等、生きがいしごとで新たに働こうとする者や既に働いている者に対する情報提供、人材養成等の支援を行う。 	<p>雇用就業課 (内線3777)</p> <p>雇用就業課 (内線3777)</p> <p>経営支援課 (内線3516)</p> <p>雇用就業課 (内線3777)</p> <p>雇用就業課 (内線3777)</p>
<p>(4) 新産業創造の推進と成長産業の育成</p>	<p><起業家、ベンチャー企業の一点突破型の挑戦への継続的な支援></p> <p>起業家育成システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業希望者等を対象に、ベンチャービジネスの育成から投資・業務提携まで総合的に支援する。 <p>産学連携新産業創出支援事業(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独創的な技術シーズを活用した産学連携等による事業化プロジェクトを支援する。 <p><被災地における成長産業分野の発展への支援></p> <p>地域産業情報化推進事業[復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地場産業団体や業界団体等が共同で取り組む情報システムの開発・活用のための事業に補助する。 <p>兵庫県産学官連携イノベーションセンターの運営推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の研究成果等の技術シーズ探索から事業化に至るまで切れ目なく一貫した支援を行う「兵庫県産学官連携イノベーションシステム」を積極的に展開する。 <p>中小企業等技術移転事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業等が保有する技術シーズ、特許やノウハウを、地元中堅・中小企業等に移転する。 <p>TLOひょうごの運営推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等の研究成果を特許権化し、企業に移転し事業化する。 	<p>新産業担当課長 (内線3664)</p> <p>新産業担当課長 (内線3664)</p> <p>新産業担当課長 (内線3528)</p> <p>工業振興課 (内線3519)</p> <p>工業振興課 (内線3519)</p> <p>工業振興課 (内線3519)</p>

項 目	主 な 事 業	問い合わせ窓口
	<p>兵庫県COEプログラムの実施（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> 産学官の研究機関または研究者からなる共同研究チームを対象に立ち上がり期の予備的、準備的な研究を支援することにより、新産業・新事業の創出を促進する。 <p>国際フロンティア産業メッセの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 成長産業分野における国際的な技術・ビジネス交流基盤の形成のため、地域が一体となった取り組みとして、継続的に産業メッセを開催する。 <p>循環型社会先導プロジェクト推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県企業が有する技術集積等を活かし、複合的な連携を図る先導的なプロジェクトを事業化する異分野・異業種の企業グループを支援する。 <p>兵庫情報ハイウェイの民間開放</p> <ul style="list-style-type: none"> 高速大容量の情報通信基盤「兵庫情報ハイウェイ」の一部を、民間事業者に対し、無償で開放することにより、地域の情報格差の是正や産業の情報化を促進する。 <p>ITクリエイティブビレッジ事業（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタルコンテンツ関連企業等に対し、低廉かつ情報通信基盤が整備されたオフィススペースを提供し、デジタルコンテンツ系企業の集積拠点を形成する。 	<p>新産業担当課長 （内線3659）</p> <p>工業振興課 （内線2245）</p> <p>新産業担当課長 （内線3659）</p> <p>情報政策課 （内線4579）</p> <p>新産業担当課長 （内線3549）</p>
(5) 国内外企業の立地促進	<p>< 産業集積条例を活用した「新産業構造拠点地区」等形成の促進 ></p> <p>産業集積条例に基づく企業立地の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域特性に応じて、「新産業構造拠点地区」、「国際経済拠点地区」、「産業集積促進地区」、「構造改革特別地区」を指定し、不動産取得税の軽減、雇用創出型産業集積促進補助金等の支援策を講じる。 <p>< 産業基盤、生活環境、国際機関の集積、安全・安心など、被災地の特色を活かした戦略的な外国・外資系企業の誘致 ></p> <p>ひょうご投資サポートセンター（HIS）の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県への進出を検討している外国・外資系企業を対象に、本県の経済環境・生活環境・諸手続き等に関する情報の総合的な提供やアドバイス等の支援を行う。 <p>対日投資ビジネスサポートセンター・神戸（仮称）設置事業（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人ビジネスマンに対する短期の無料オフィスの提供等を行う。 <p>海外企業ビジネスチャンス発掘事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外で本県への進出や本県企業との取引に関心を持つ外国の企業を発掘し、ビジネス取引の活性化や本県進出を促進する。 <p>外国・外資系企業の誘致ツール整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県の有する立地優位性を強調した効果的な誘致ツールを整備し、誘致対象企業等へ情報を提供する。 	<p>企業立地課 （内線3662）</p> <p>国際経済課 （内線3535）</p> <p>国際経済課 （内線3666）</p> <p>国際経済課 （内線3666）</p> <p>国際経済課 （内線3666）</p> <p>国際経済課 （内線3666）</p>

項 目	主 な 事 業	問い合わせ窓口
	<p>首都圏外国・外資系企業誘致対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏において、外国・外資系企業の本県への誘致を促進するため、ネットワーク構築事業の実施や国際交流ネットワークの強化を図る。 <p>新時代日中ビジネス交流促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県の友好省であり、世界の工場として急速に発展している広東省から企業誘致を支援するため、広東省政府・企業に対して、現地での投資促進セミナー開催等のPR活動や進出支援体制の整備を図る。 <p>トップマネジメントセミナー開催事業（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県とゆかりのある大手外国・外資系企業の代表者を招聘し、知事との懇談及びセミナーを実施する。その席で、知事より兵庫県の魅力等をPRするとともに、県に対する産業政策のアドバイス等を受け、本県の企業立地施策の参考とする。 	<p>国際経済課 （内線3666）</p> <p>国際経済課 （内線3669）</p> <p>国際経済課 （内線3559）</p>
<p>(6) 構造改革特区の形成推進～国際経済拠点構想、神戸医療産業都市構想などの推進～</p>	<p><震災以来、特区の実現を一貫して推進してきた実績を生かした、被災地における「構造改革特区」の活用促進></p> <p>構造改革特区の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全県的な推進会議等において、県内各特区計画の実現方策や課題等について更に協議するとともに、特区構想提案の増加と地元の特区利用の増進を図るため、民間企業やNPO等を対象に、特区制度や提案方法等についての説明会を開催し、積極的な制度の活用を促す。また、真に実効性のある特区制度確立のため、「規制改革」「財政支援」「補助融資」の一体的な実施を、引き続き国に対し働きかける。 	<p>地域担当課長 （内線2237）</p> <p>国際経済課 （内線3535）</p>
<p>(7) 新しいライフスタイルを創出する地域産業の新展開</p>	<p><新たなライフスタイルを創出する楽農生活（アグリライフ）の推進></p> <p>楽農生活推進大作戦の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民誰もが気軽に実践できる楽農生活を推進するために、市民農園倍増作戦など三つの目標（目標平成18年度）を掲げて、楽農生活推進大作戦を全県的に展開する。 <p>地域農産物供給体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産を核として、加工・流通・情報・交流等の取り組みを推進するための各種施設等の整備に対して、支援を行う。 <p><「食」の安全・安心と食生活・食文化を支える産業の育成></p> <p>ひょうごの「食」ブランドの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県産の農畜水産物や加工食品について、県が安全性を科学的に確認するなど、安全・安心を基本とした認証制度を創設し、推進する。 	<p>総合農政担当課長 （内線3949）</p> <p>農業経営担当課長 （内線3945）</p> <p>消費流通担当課長 （内線4044）</p>

項 目	主 な 事 業	問い合わせ窓口
	<p>「ひょうご安心ブランド認定制度」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内農産物に対する信頼性を高め、より安心できる「ひょうご安心ブランド農産物」の生産供給拡大を推進する。 <p>「食」の安全・安心相談室の設置と消費者活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者からの「食」に関する相談・苦情に対する助言や情報提供を行う「食」の安全・安心相談室を設置するとともに、「食」に関するセミナー等を開催する。 <p>食品事業者への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県版HACCP認定制度の拡充強化や食品安全貸付の実施等の対策を行うとともに、食品事業者への「食」の安全・安心に関する指導・助言を行う相談窓口を設置する。 <p>食品の監視体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食」の安全・安心に関する監視体制の充実強化を行い、「食」の安全・安心相談室からの通報等に迅速に対応できるよう連携強化を図る。 	<p>普及教育課 (内線4070)</p> <p>消費生活室 (内線2795)</p> <p>生活衛生課 (内線3275)</p> <p>経営支援課 (内線3555)</p> <p>消費流通担当課長 (内線4050)</p> <p>生活衛生課 (内線3273)</p> <p>消費生活室 (内線2795)</p> <p>消費流通担当課長 (内線4050)</p>
(8) 地域資源を活かしたツーリズムの推進	<p><震災復興のシンボルイベントとしての神戸ルミナリエの継続的な実施></p> <p>神戸ルミナリエ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災犠牲者の鎮魂と街の復興・再生への希望を託して開催する「光の彫刻」。 <p><歴史、文化、自然、地場産業など多彩な地域資源を活かしたツーリズム振興やグリーン・ツーリズム等の推進></p> <p>ひょうごツーリストインフォメーションデスクの運営支援など国際ツーリズムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際ツーリスト受入のための環境づくりを進め、外客誘致を図るため、海外向け宣伝活動の実施、外客受け入れ体制の整備等を進める。 <p>体験・交流型ツーリズムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多彩な体験・交流型ツーリズムを推進するため、複数の市町にまたがる広域的な地域における連携の仕組みづくり、情報集約・発信、プロモーション等の事業計画を募集し、支援する。 <p>産業ツーリズム促進事業（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業ツーリズムを推進するため、登録施設に対する支援制度や産業ツーリズムバスを創設する。 	<p>神戸県民局 (361-8636)</p> <p>観光交流課 (内線3571)</p> <p>観光交流課 (内線3577)</p> <p>観光交流課 (内線3571)</p>

項 目	主 な 事 業	問い合わせ窓口
	<p>グリーン・ツーリズムの推進 ・農山漁村地域に出かけ農林水産業体験等を行うグリーンツーリズムバスや、滞在型市民農園の活用等により、農林水産業の体験・交流を推進する。</p> <p>エコツーリズムの推進 ・エコツーリズムバス等を活用し、環境関連施設での学習機会や自然環境等にふれる機会を提供する。</p> <p>ブルー・ツーリズムの推進 ・漁業体験学習や豊かな自然とのふれあい等地域資源を活かした豊かさやすらぎが実感できる交流を推進する。</p> <p>温泉を活用した地域魅力づくりの推進 ・温泉地の新たな魅力の発掘、活性化方策の検討などを実施し、阪神・淡路百名所の温泉地をはじめ、温泉を活用した地域の魅力づくりを進める。</p> <p>国際教育旅行誘致事業（新規） ・国際教育旅行に適したツーリズム資源を開拓するとともに、韓国における誘客プロモーション活動を行う。</p>	<p>総合農政担当課長 （内線3949）</p> <p>環境政策課 （内線2793）</p> <p>漁港課 （内線4184）</p> <p>観光交流課 （内線3577）</p> <p>観光交流課 （内線3571）</p>

4 災害に強く、安心して暮らせる都市づくり
 ~ 震災の経験と教訓の継承・発信 ~

項 目	主 な 事 業	問い合わせ窓口
<p>(1) 地域の防災力を高める安全・安心なまちづくり</p>	<p>< 市町と連携した自主防災組織の充実と活動の活性化 > 自主防災組織の育成支援 ・ 自主防災活動の充実強化の取り組みを総合的に支援するとともに、地域防災を支える人づくりを推進し、地域防災力の向上を図る。 震災10周年「地域防災のつどい」開催事業（新規） ・ 地域における消防防災関係者等によるシンポジウム等を行う「地域防災のつどい」を県民局単位で開催する。</p> <p>< 住宅や公共施設の耐震化の推進 > 被災建築物応急危険度判定制度の推進 ・ 被災建築物応急危険度判定制度に基づく判定士の養成を推進する。 被災宅地危険度判定制度の推進 ・ 被災宅地危険度判定制度に基づく判定士の養成を推進する。 住宅の耐震改修の促進 ・ 住宅の耐震診断・改修計画の策定及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助し、耐震改修の促進を図る。 簡便で低コストの新耐震改修工法の開発（新規） ・ 従来の耐震改修工法と同等以上の耐震性を持った、より簡便で低コストの新しい工法を募集し、優秀な工法を表彰、PRする。 県有施設耐震化の推進 ・ 復興10か年を迎える平成16年度までに対象となる全ての県有施設について耐震診断を実施するとともに、県有施設の耐震改修を計画的に推進する。</p> <p>< 三木震災記念公園（仮称）など広域防災拠点の整備促進 > 三木震災記念公園（仮称）の整備 ・ 震災の教訓を踏まえ、安全とゆとりを基調とした県域の総合的な防災拠点をめざすとともに、地域の優れた自然環境を活かした県民のスポーツ・レクリエーション拠点として、学習・訓練ゾーン及び総合防災公園ゾーンの整備を進める。</p> <p>< 六甲山「水と緑の回廊」の形成に向けた取り組みの推進 > 六甲山系グリーンベルト整備事業 ・ 六甲山麓地域の土砂災害に対する安全性を高めるとともに、緑豊かな都市環境や自然環境、緑地景観の保全・創出を図るため、市街地に接する山麓から山腹までの斜面に一連の防災樹林帯を形成する。</p>	<p>消防課 （内線3431）</p> <p>消防課 （内線3431）</p> <p>建築指導課 （内線4719）</p> <p>開発指導室 （内線4850）</p> <p>建築指導課 （内線4719）</p> <p>建築指導課 （内線4719）</p> <p>防災拠点整備室 （内線5352）</p> <p>防災拠点整備室 （内線3163）</p> <p>公園緑地課 （内線4476）</p> <p>砂防課 （内線4461）</p>

項 目	主 な 事 業	問い合わせ窓口
	<p>< 「安全・安心」を確保するための都市基盤の着実な整備 ></p> <p>山手ふれあいロード構想の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿線の文化・歴史施設を活用したネットワークの形成、災害時には緊急車両専用道路となる緊急交通路や、都市内の貴重なオープンスペースとしての機能を持つポケットパークの整備と有効活用など、ハード・ソフト両面からの構想を推進する。 <p>大阪湾岸道路西伸部の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪湾岸道路西伸部として、阪神高速道路湾岸線 8・9 期（六甲アイランド～名谷ジャンクション間約21キロ）の整備を促進する。 	<p>街路課 （内線4480）</p> <p>技術企画担当課長 （内線4574）</p> <p>道路計画課 （内線4386）</p>
(2) 実戦的な防災体制の構築	<p>< 防災情報システムの充実強化 ></p> <p>インターネットを活用した防災情報の提供の推進（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象情報や地震情報、ハザードマップ等の地図情報等をインターネットで情報提供する。 <p>< 津波災害対策の推進 ></p> <p>東南海・南海地震対策の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波被害想定調査（詳細調査）の実施や拡声機能付き緊急警報装置の設置など、地域ごとの津波対策を推進する。 <p>< 兵庫県災害医療センターを核とした災害救急医療システムの運営 ></p> <p>兵庫県災害医療センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 平時は救命救急センターとして広域的に救命救急医療を提供し、災害時には基幹災害拠点病院として、被災患者を受け入れ、また、被災地に救護班を積極的に派遣し、災害救急医療を提供する。 <p>災害救急医療システムの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害医療センター内に、災害救急医療情報指令センターを設置して災害救急医療に関する情報を集約・提供し、全県的な災害救急医療の確保に関する調整・要請等を行う。 	<p>防災通信室 （内線3151）</p> <p>防災企画課 （内線3135）</p> <p>病院局経営課 （内線3464）</p> <p>医療課 （内線3218）</p>
(3) 防災の担い手づくりの推進	<p>< 総合的・体系的な防災に関する人材育成の推進 ></p> <p>防災協働社会を担う人材の育成（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織のリーダー等に対し、防災に関する体系的、実戦的な講座を開設するとともに、県立広域防災センターの施設を活用して、自主防災組織等各種団体のニーズに応じた防災に関する学習機会を提供する。 	<p>防災企画課 （内線3135）</p>

項 目	主 な 施 策	問い合わせ窓口
	<p>県立広域防災センターの開設（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時には県消防学校として、消防職員・団員の教育訓練や、自主防災組織等のリーダー、一般県民を対象とした体系的、実戦的な防災研修を行うとともに、災害時には、救助物資の集配送、災害応急活動要員の集結、宿泊など、救助の拠点としての機能を果たす。 <p>災害、救急医療に関する人材養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県災害医療センターにおいて、医療系教育機関、神戸新都心に立地する関連機関と協力し、調査研究、医療従事者等への教育研修、訓練、災害時に指導的な役割を果たす人材の養成等を行う。また、被災地への医療従事者の派遣、兵庫県災害医療センターの医療スタッフの確保、医療ボランティアの県内外での活動支援のために、研修・訓練の実施、組織化、情報の提供等を行う。 <p><人と防災未来センターを活用した防災ボランティアや防災専門家の育成></p> <p>人と防災未来センターを活用した防災ボランティアや防災専門家の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体・NPO 等とも連携し、相互に交流・情報交換のできる研修を実施するとともに、子どもたちを対象とした防災学習を実施する。 	<p>消防課 （内線3411）</p> <p>医療課 （内線3218）</p> <p>復興企画課 （内線2675）</p>
<p>(4) 国際防災・人道支援拠点の形成</p>	<p><人と防災未来センターの機能強化による震災の経験と教訓の継承・発信></p> <p>人と防災未来センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の災害による被害の軽減に貢献するため、災害対策に関する調査研究や専門家の派遣等を行うとともに、国際的な防災関係機関等とネットワークを構築し、国際的な防災・人道支援拠点として、積極的に国内外へ情報発信を行う。 <p>人と防災未来センター震災10周年記念事業の開催（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大震災から10周年を迎えるにあたり、大震災の経験と教訓の風化を防ぎ、将来の大震災の被害軽減に貢献するため、改めて大震災を振り返るとともに、南海地震等来るべき巨大地震の情報を紹介し、災害に備える意識の高揚を図る。 <p>人と防災未来センター実戦的防災研究発信事業の推進（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する実戦的な研究の発表の場を提供する新たな学術誌を創刊するとともに、新しい防災研究のあり方をテーマにシンポジウムを開催し、研究施設としてのセンターの存在を国内外に広くアピールする。 <p><人と防災未来センター等を核とした国際防災・人道支援関連機関のネットワーク体制の強化></p> <p>国際防災・人道支援拠点形成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際防災・人道支援協議会の取り組みを支援し、国際的な防災・人道支援関係機関の一層の機能発揮を図る。 	<p>復興企画課 （内線2675）</p> <p>復興企画課 （内線2675）</p> <p>復興企画課 （内線2675）</p> <p>防災拠点整備室 （内線3166）</p>

項 目	主 な 施 策	問い合わせ窓口
	<p>国連防災世界会議の開催（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災の教訓と復興の状況等を国内外にアピールするとともに、世界の防災対策の充実強化に貢献するため、国連、国と連携し、「国連防災世界会議」を開催する。 	<p>国連防災世界会議担当課長 （内線3159）</p>
(5) 住宅再建支援制度の実現	<p><住宅再建支援制度の実現に向けた取り組みの継続></p> <p>被災者住宅再建支援基金（仮称）への拠出（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国都道府県からの拠出金により基金を造成し、今後生じる自然災害による居住の安定の確保を支援する。 <p>居住安定支援制度補完事業の実施（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の居住安定支援制度を補完し、住宅の再建、購入、補修を支援する県単独の事業を実施する。 <p>住宅再建共済制度の推進（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会を継続設置し、県単独の共済制度の創設と全国制度の実現に向け、県民意向調査を実施し、制度の詳細設計等を検討する。 	<p>復興推進課 （内線2682）</p> <p>復興推進課 （内線2682）</p> <p>復興推進課 （内線2688）</p>
(6) 周年記念事業の推進	<p><震災経験と教訓を発信する復興10年事業の推進></p> <p>復興10年事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興10年間の取り組みを総括的に検証し、国内外に発信する「復興10年総括検証・提言事業」と、国内外からの支援に感謝し、被災地の復興の成果等をアピールする「阪神・淡路大震災10周年記念事業」を推進する。 <p>創造的復興フォーラム（仮称）の開催（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興10年総括検証から導き出された教訓と未来への提言を国内外へ情報発信する。 <p>阪神・淡路大震災復興フォーラムin東京（仮称）の開催（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国に発信すべき震災の教訓や被災地の復興成果を広くアピールする。 <p><1.17ひょうごメモリアルウォークなど、震災の経験と教訓を継承・発信していくための取り組み></p> <p>1.17ひょうごメモリアルウォーク2005（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災とボランティアの日」である1月17日に被災地とともに歩くとともに震災犠牲者への追悼式典を開催し、震災で学んだ経験と教訓を新しい兵庫づくりにつなげていく。 <p>震災復興・国際感謝の集いの開催（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災復興を支援していただいた諸外国の代表者等を本県に招聘し、復興を世界にアピールする。 <p>ひょうご神戸クリエイターズウィークの開催（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地神戸のファッション都市としての復興をPRするため、メッセや展示会、コンテスト等を開催する。 <p>“震災の記憶”伝承プレート設置支援事業[復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の体験や思いなど、様々なメッセージを記録した伝承プレートの設置に要する費用を助成する。 	<p>復興企画課 （内線2686・2659）</p> <p>復興企画課 （内線2686）</p> <p>復興企画課 （内線2659）</p> <p>生活復興課 （内線2323）</p> <p>国際交流課 （内線2101）</p> <p>産業政策担当課長 （内線3660）</p> <p>復興企画課 （内線2675）</p>

5 多核・ネットワーク型都市圏の形成

～復興市街地整備の推進とまちのにぎわいづくり～

項 目	主 な 事 業	問い合わせ窓口
<p>(1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業の早期完成と未着工地区の対応</p>	<p><復興市街地整備事業のさらなるスピードアップ> 復興土地区画整理事業 ・防災空間にもなるゆとりある生活空間や公共施設等を整備し、住環境を向上させる。 復興市街地再開発事業 ・道路・公園等の公共施設の整備や不燃化共同建築物の建設を行うことにより、快適・健全で防災性の高い都市環境を整備する。</p> <p><復興市街地整備事業地区におけるにぎわいの確保> 被災市街地復興土地区画整理事業地区内土地利用促進事業[復興基金] ・対象地区内に新たに住宅等を建設・購入する者に対して利子補給する。 復興市街地再開発商業施設等入居促進事業[復興基金] ・商業施設等として保留床を取得するための資金融資に対する利子補給や賃借に対する家賃補助を行う。</p>	<p>市街地整備課 (内線4687)</p> <p>市街地整備課 (内線4684)</p> <p>市街地整備課 (内線4687)</p> <p>市街地整備課 (内線4684)</p>
<p>(2) まちのにぎわいづくりの推進</p>	<p><まちづくり協議会やまちづくりNPO等による復興まちづくりと一体となったまちのにぎわいづくりへの支援> 復興まちづくり支援事業[復興基金] ・被災市街地における住民主体の復興まちづくりを支援するため、アドバイザーやコンサルタントの派遣、まちづくり活動への助成を行う。</p> <p><空き地の活用等によるまちのにぎわいの創出> 被災地商店街等にぎわい創出イベント事業[復興基金] ・復興の遅れている被災地の商店街・小売市場が実施する地域と一体となったイベントの継続実施を支援する。 被災地“花・緑いっぱい”推進事業[復興基金] (拡充) ・住民団体や空き地所有者による花づくり活動や緑化活動に助成する。 被災地修景計画策定支援事業[復興基金](新規) ・住民団体の連携による推進協議会が緑化計画を策定するための経費を助成する。 被災地修景歩道緑化支援事業[復興基金](新規) ・住民団体の連携による推進協議会が行う歩道の緑化活動に助成する。 街路樹足元緑化支援事業[復興基金](新規) ・街路樹の足元や街路樹の伐採跡の緑化活動に助成する。</p>	<p>都市政策担当課長 (内線4632)</p> <p>商業振興課 (内線3564)</p> <p>都市政策担当課長 (内線4632)</p> <p>都市政策担当課長 (内線4632)</p> <p>都市政策担当課長 (内線4632)</p> <p>都市政策担当課長 (内線4632)</p>

項 目	主 な 事 業	問い合わせ窓口
	<p>住宅等花・緑支援事業[復興基金]（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民団体の連携による推進協議会が行う建物、住宅の緑化活動に助成する。 <p>生け垣等緑化事業[復興基金]（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域単位で住民が主体となって取り組む緑化活動に助成する。 <p>被災地空き地活用パイロット事業[復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会、自治会、商店街組合、グループ等が空き地を活用して、まちの賑わい創出をする活動に助成する。 <p>まちの再発見運動支援事業[復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、老人クラブ、子ども会等による、自然や歴史等の地域資源等を活用したまちのにぎわいづくりの取り組みに助成する。 	<p>都市政策担当課 長 （内線4632）</p> <p>都市計画課 （内線4660）</p> <p>生活復興課 （内線2318）</p> <p>生活復興支援室 （360-5888）</p>

兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会委員名簿

(H16.4.1現在)

氏 名	所 属 ・ 職
室崎 益輝	独立行政法人消防研究所理事長
加藤 恵正	兵庫県立大学経済経営研究所長
井野 盛夫	富士常葉大学環境防災学部教授
荻野 哲	(財)全国労働者福祉・共済協会企画部長
中島 克元	神戸まちづくり協議会事務局長
小林 郁雄	(株)コー・プラン代表
石井布紀子	(有)コラボねっと代表
梶本日出夫	神戸市助役
和久 克明	兵庫県参与
蒲池 孝一	公認会計士
廣井 脩	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授

(: 座長)

住宅再建支援制度に関する今までの検討状況

平成16年1月

兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会

1 制度の必要性

(1) 住宅再建支援制度の必要性

【今までの検討状況】

- ・ 自然災害で住宅に大きな被害を受けた被災者が、自立した生活の再建を図る上で、その生活の基盤となる住宅の再建は欠かせない要素である。

とりわけ、高齢社会下の大都市を直撃した阪神・淡路大震災では、自力再建力の弱い高齢者の多くが住宅の再建を断念し、住み慣れた地域を離れて新しい住環境への移行を余儀なくされたことで、体調を崩したり、閉じこもりがちになったり、さらには、助け合いや支え合いの場となるべきコミュニティの形成・維持に困難な状況が生じるなど、高齢者の生活を巡る様々な新しい課題が顕在化した。

こうした阪神・淡路大震災の経験を踏まえると、住宅再建支援制度は、自然災害からの復興を進める上の基本的な対策として必要であり、また、被災者の自立を促し、被災地域の再生を促進する施策として、社会的ベネフィットの観点からも不可欠である。

《関連データ》

【被災者の居住形態の変化】

(単位：世帯)

区 分	震災前(実態)		震災後(希望)		差 引(増減率)
		%		%	
公営住宅	3,515	9.5	25,401	68.3	21,886(622.6%)
民間賃貸住宅	16,737	45.0	1,065	2.9	15,672(93.6%)
持 家	10,221	27.5	6,077	16.3	4,144(40.5%)
そ の 他	998	2.7	801	2.2	197(19.7%)
無 回 答	5,705	15.3	3,832	10.3	1,873(32.8%)
計	37,176	100.0	37,176	100.0	

(注) 応急仮設住宅入居者調査(調査時期：平成8年2月～3月)

対象数：48,300戸

回答数：37,176世帯(有効回答数)

入居世帯の概要：世帯主が65歳以上 41.8%、総収入300万円未満 69.6%

【災害復興公営住宅の高齢者】

(平成14年12月現在)

区 分	入居者数	うち65歳以上	高齢化率
県 営	16,021	6,840	42.7%
市町営	26,840	11,089	41.3%
合 計	42,861	17,929	41.8%

参考：全国高齢化率 17.3%(平成12年国勢調査)

【被災高齢者等の見守り対策・コミュニティ対策（主なもの）】

区 分	主 な 対 策
見守り対策	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り支援者の配置（平成15年度） 高齡世帯世話付住宅生活援助員（L S A）115人 高齡世帯生活援助員（S C S）102人 ・ラジオによる被災高齢者等への語りかけ事業 ・夜間、休日「安心ほっとダイヤル」開設 ・緊急通報ペンダントの普及促進 ・「まちの保健室」及び「まちの保健室」キャラバン隊による訪問事業 ・保健師・栄養士による支援 ・いきいき仕事塾、巡回型いきいき仕事塾の開設
コミュニティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業 ・被災地域コミュニティプラザ設置運営費補助事業 ・復興住宅コミュニティプラザ活動支援事業

【阪神・淡路大震災における住宅再建支援策】

主 な 支 援 策	対象戸数等	支援額等
災害復興公営住宅建設費（1戸当たり約1500万円）	約25,000戸	約3,800億円
公営住宅家賃低減化対策（1戸当たり約320万円）	約25,000件	約 800億円
民間賃貸住宅家賃補助（1戸当たり最高210万円）	約37,000件	約 355億円
持ち家再建等支援	約58,000件	約 572億円
<ul style="list-style-type: none"> ・被災者住宅再建・購入利子補給（1戸当たり最高約142万円） ・被災マンション建替支援利子補給 ・住宅債務償還（ダブルローン）対策 ・高齢者住宅再建支援補助 ・県・市町単独住宅融資利子補給 ・その他利子補給等 	<ul style="list-style-type: none"> 35,281件 4,071件 2,080件 10,588件 4,202件 1,778件 	<ul style="list-style-type: none"> 約 365億円 約 56億円 約 21億円 約 48億円 約 24億円 約 58億円

（注1）民間賃貸住宅の家賃補助は、8年（10月）～11年3万円/月、12年度2万円/月、13～17年度は1万円/月

（注2）被災者住宅再建・購入利子補給は、住宅金融公庫で1,140万円（利子補給限度額）以上を2.5%、5年据置の場合

(2) 住宅所有者間の相互扶助制度の必要性

【今までの検討状況】

・ 阪神・淡路大震災からの復興過程で、自助努力には限界があること、公的支援にも自ずと限界があること、その隙間を埋めるのは互いの助け合い（共助）であることを改めて認識した。

とりわけ、被災者の住宅再建については、「自助」の仕組みである地震保険が、多額の保険料負担等から加入率が上がらないなど、十分機能していないことや、今回創設される居住安定支援制度においては、支援対象が解体撤去費等の居住関係経費に限定されており、建築費用に充てられないため、支給水準や支給対象からみて十分な再建の確保ができないことなどから、「自助」「公助」いずれにおいても、限界がある。

このため、これら「自助」「公助」の仕組みに加えて、住宅所有者が、災害時に住宅を再建するための費用に充てる資金を、平常時から寄せ合う「共助」の仕組みが必要である。

この「共助」の仕組みは、地震保険への加入のような経済活動ではなく、自らの住宅の再建はもとより、被害を被った者の住宅再建を多くの住宅所有者が相互に支援し合うという助け合いの精神に基づく仕組みである。

このことは、阪神・淡路大震災の教訓を、次代に伝える仕組みとしても重要な意義がある。この教訓を活かした制度を全国民で共有し、今後の災害に備えるため、全国制度として実現できるよう全国に向けて働きかけることは、被災地の責務とも言える。

その意味で、当面、兵庫県単独制度として「共助」の仕組みを検討することとする。

《関連データ》

【地震保険金額500万円を受け取る場合】

- ・ 1660円の火災保険に加入(附帯率30%) 保険金1660万円 × 30% 500万円
- ・ 保険料(年額:神戸市の木造住宅で試算)
火災分(24,930円/年) + 地震分(10,560円/年) = 計 35,490円/年

【地震保険の加入率】(平成15年3月末)

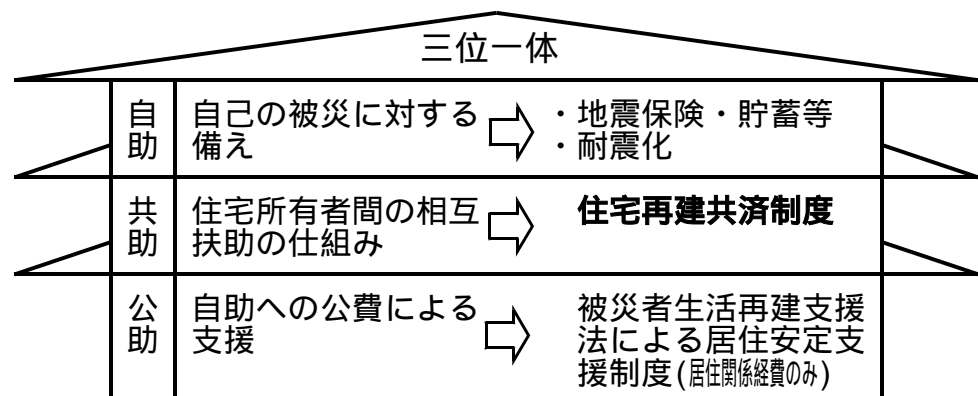
区分	兵庫県	全国 (平均)	東京 (最高)	佐賀 (最低)
地震保険加入率	12.4%	16.4%	24.2%	5.3%

【地震保険と火災保険の関係】

区分	地震との因果関係	
	有り	無し
火災保険	不支給	支給
地震保険	支給 _{1、2}	不支給

1 地震保険の支給金額は、火災保険の30～50%

2 地震発生日から10日を経過した後に生じた損害については、不支給



2 制度成立の条件

(1) 限られた地域での制度成立の基礎的条件

【今までの検討状況】

- 「大数の法則」にのらないとされる地震等の自然災害を対象とした住宅再建共済制度を実施する場合、できるだけ広くリスクを分散することが望ましいが、今後100年間の被害想定により、被災のリスクについて住宅千戸当たりの被害戸数を全国と兵庫県とで比較すると、全国86戸に対し、兵庫県は89戸とほぼ同じである。このことは全国の縮図と言われる兵庫県の特徴とも言える。

従って、全国の住宅所有者についての共済制度が、リスク分散等の観点から成り立つとすれば、県単独でも制度化が可能であることが推知できる。

《関連データ》

【今後100年の全国の被害想定と兵庫県での被害想定】

区 分	過去100年ベースの想定地震災害			住宅戸数 (千戸)	住宅千戸 当たり被 害戸数 (戸)
	全壊(戸)	半壊(戸)	全壊換算(戸)		
全 国	3,632,169	2,165,347	4,353,951	50,246	86
兵庫県	136,769	181,381	197,229	2,214	89
北但馬(25)	2,638	1,263	3,059	-	-
阪神・淡路(95)	134,131	180,118	194,170	-	-
東京都 関東大震災(23)	2,550,290	428,822	2,693,230	5,670	474
福井県(48)	88,488	143,792	136,418	275	496
鳥取県(43,00)	34,172	57,365	53,293	215	247
神奈川県丹沢(24)	429,621	698,135	662,332	3,409	194
静岡県 北伊豆ほか2 (30,35,74)	159,349	258,941	245,662	1,388	176
秋田県 秋田仙北ほか1 (14,83)	24,893	40,455	38,380	413	92
新潟県(64)	15,126	24,580	23,319	844	27
愛知県 東南海ほか1 (45,46)	32,771	53,253	50,522	2,681	18

- (注) 1 想定被害戸数は住宅等再建支援制度研究会(自然災害被災者支援促進協議会)の報告書(H12.1)の被害想定を用いた。但し、阪神・淡路大震災については、実被害数から今後の建替等に伴う耐震性の向上・防災対策の進捗を考慮し、実際の被害戸数より3割の減少を見込んだ。
- 2 全壊換算 = 全壊 + 半壊 × 1/3
- 3 住宅戸数は、平成10年度住宅・土地統計による(5年に1度の調査)

(2) 県単独制度を行うにあたってクリアすべき課題

仕組みへの公的バックアップ

【今までの検討状況】

- ・ 自然災害が、時に異常巨大となり、住宅所有者の相互扶助だけで対応できない場合も想定されることから、制度の安定的運営のためには、制度をバックアップする公的な関与が不可欠である。そして、このことは、加入者の制度に対する信頼を担保する意味でも重要な要素である。

従って、公費での担保力の限界も考慮しつつ、巨大災害発生時における、公的バックアップの方策を総合的に検討する必要がある。

県民合意の形成

【今までの検討状況】

- ・ 住宅所有者間の相互扶助の仕組みであることに鑑みると、住宅所有者全員の加入が理想であるが、その実現は現下の社会・経済情勢等厳しい客観情勢下では困難であると言わざるを得ない。

このため、出来る限り多くの住宅所有者に加入してもらうよう、この仕組みが県民の助け合いの精神に基づくものであることへの理解を求める努力を重ね、かつて県下で435万人署名を集めた「自然災害に対する国民的保障制度を求める兵庫県民会議」のノウハウ等を活かして、県民合意による制度として実現する方策等を検討する必要がある。

市町の積極的関与

【今までの検討状況】

- ・ 県民総意の制度として実現するため、県民に身近な市町の積極的な取り組みが欠かせない。

このため、全国における制度化の検討に際して指摘された問題点を踏まえて、市町の負担軽減を図り、市町が理解が得られる制度となるよう県・市町の綿密な協議の下で合意形成を図る必要がある。

3 制度の対象

(1) 住宅再建共済制度の基本的な考え方

【今までの検討状況】

住宅再建共済制度は、

被災による損失の補填ではなく、住宅の再建等を支援する仕組みであること、

住宅再建にかかる自らの努力（自助）、国の制度として検討されている公的支援（公助）と適切に組み合わせる、助け合いの精神に基づく「共助」の仕組みを構築するものであること、

住宅所有者間の助け合いを基本として、リスクを共有する相互扶助の仕組みであること、

を基本に、

ア いかなる自然災害も対象とする制度であること、

イ 住宅所有者であれば誰もが加入できる低負担であること、

ウ 住宅の自力再建の呼び水となる給付水準であること、

に配慮し、住宅所有者が、平常時から住宅再建支援に必要な資金を寄せ合う仕組みとして構築する。

この場合、制度の運営や負担のあり方等から、公的なバックアップを検討する必要がある。

(2) 対象災害

【今までの検討状況】

- ・ 自然災害の種類と規模の如何を問わず、全ての異常な自然現象を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による住宅被害を対象とする。

《参考》

被災者生活再建支援法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

地震保険に関する法律

(定義)

第二条第二項第二号

地震若しくは噴火又はこれらによる津波(以下「地震等」という。)を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害(政令で定めるものに限る。)を政令で定める金額によりてん補すること。

(3) 対象の建物

【今までの検討状況】

本制度の給付対象となる建物は、全ての私有住宅を基本とし、

ア 民間賃貸住宅も制度の給付対象とする。

ただし、従前入居者が住み慣れた地域に戻れるよう、制度上の配慮が必要である。

イ 公営住宅等の再建は、行政や公的な団体が、自らの責任において行うべきであり、本制度の対象にする必要はない。

ウ セカンドハウス等は、当該建物における個々の居住実態を把握することが困難であることから、加入者が居住実態があるとして申請する場合は、対象とする。

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 従前入居者の、再建された民間賃貸住宅への再入居を図るための制度上の配慮の適否又は内容。

[主な意見]

- ・ 阪神・淡路大震災の経験からすると、従前入居者が元の土地に戻れる制度上の配慮が必要
- ・ 家主に従前入居者の優先入居を義務づけることは、家主の加入の阻害要因になる
- ・ 従前入居者が元の地域に戻れる配慮は、家主の加入・未加入を問わず、別の対策を考える必要がある。共済制度をむやみに複雑にするだけではないか
- ・ 給付により家賃の高騰を防ぎ、入居者の激減緩和にもつなげるのではないか

(4) 対象世帯

【今までの検討状況】

・ 全半壊の認定を受けた住宅について、被災者による再建・購入、又は、補修等住宅再建の態様により、対象世帯を決定する。

・ 加入者が、再建・購入、補修しない場合は、相応な見舞金を給付する。

・ 加入者と再建者等が異なり、両者間に相当な継承性（相続等）が認められる場合は給付できるものとし、その具体的ケースを想定し、ケース毎に支給の可否を検討する。

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 「相当な継承性」が認められる様々な具体的なケースと、それぞれの支給の可否、また、その判断基準。
- ・ 見舞金を給付する場合の支給要件と適切な支給水準。
- ・ 再建場所を県内に限定することの適否。

[主な意見]

- ・ 親が加入者で、子が再建した場合等の受給権の継承性について、予め想定できないケースは、個々のケース毎に不服申立機関として設置する第三者機関で検討すればどうか

4 給付と負担

(1) 共済給付金

【今までの検討状況】

- ・ 共済給付金額は、再建住宅の構造（木造・非木造）面積等に関わらず、住宅一戸当たり定額とする。
- ・ 公的支援制度の支給金額も考慮し、総額として住宅の自力再建への呼び水となるような給付水準を確保すべきである。

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 国において制度化が進められている居住安定支援制度による支援を含め、「自助」「共助」「公助」の三位一体の組み合わせにより機能する仕組みが必要である。

当調査会では、建築費用（1200万円）と居住関係経費（200万円限度）のうち、建築費用について「自助」「共助」の分担のあり方を、住宅の自力再建を促進する給付水準となるよう留意し、共済給付金額は、200万円から600万円の範囲でさらに検討する。

建築費用（＝1200万円）は、本制度が、再建する住宅の構造（木造・非木造）や面積を問わず、シビルミニマムとして定額を給付するものであることから、全国の住宅一戸当たり面積（100㎡以上は100㎡として平均71.7㎡）及び国土交通省が示す誘導居住水準から試算した平均世帯人員当たりの居住面積（72.2㎡）を参考に、標準的な再建築費用（16.6万円/㎡）を乗じて標準費用として試算。

(2) 負担金

共済負担金

【今までの検討状況】

- ・ 共済負担金額は、住宅の構造（木造・非木造）や面積等を問わず、住宅1戸当たり定額とする。
- ・ 本制度が次なる災害に備えるための仕組みであることから、負担金は、単年度掛け捨て方式とし、各年度の余剰金を積み立て、次なる災害での給付金に充当する。

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 住宅所有者誰もが加入できる負担水準とすることを基本に、負担金額を給付金額に応じた妥当な額となるよう検討する必要がある。

事務費負担金

【今までの検討状況】

- ・ 本制度が住宅所有者間の相互扶助の仕組みであることから、本来、加入者が事務費を負担すべきである。
しかしながら、住宅再建の公共性に鑑み、公費によりその一部を負担することを検討すべきである。
但し、事務費負担金は、共済負担金と経理を明確に区分し、加入者への説明責任が果たせるよう、所要の措置を講じる必要がある。

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 事務費の総額、加入者の事務費負担額及び、事務費に充当するその他の財源。
- ・ 加入者の事務費負担については、共済給付金を合わせた加入者の負担総額が、加入意欲を阻害しない水準となるよう検討。(住宅一戸当たり 100円 ~ 500円 / 年間の水準。)

(3) 共済給付金と共済負担金の関係

【今までの検討状況】

- ・ 一定の所与条件の下に、共済給付金と共済負担金をモデル試算すると、以下のとおりとなる。

【試算】

対象経費	建築費用 1200万円			
	200万円	300万円	400万円	600万円
共済給付金額	200万円	300万円	400万円	600万円
給付水準	対象経費の 1 / 6	1 / 4	1 / 3	1 / 2
共済負担金額(年額)	2500円	3300円	4000円	5500円

(注) 共済負担金は、加入率が概ね60%以下と想定したものであり、加入率が上がれば、共済負担金額は、さらに軽減される。
(加入率60%以下であれば、共済負担金は一定額)

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 当該制度は、県民の理解のもとに制度を構築する必要があることから、給付と負担についての県民の理解を得ながら、その金額を決定する必要がある。

5 公的バックアップ

(1) 仕組みのバックアップ

大規模災害時の共済給付金の補填措置

【今までの検討状況】

- ・ 制度の安定的運営のため、公的な関与は欠かせないことから、巨大災害時の公費による支援スキームを検討する必要がある。

この場合、県からの直接貸付や金融機関からの借り入れに対する債務保証を検討する必要がある。

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 大規模災害時の公的財政負担のあり方。
- ・ 公的関与のスキームについて、具体的な枠組みづくり。
- ・ 共済給付金総額の限度額設定の適否。

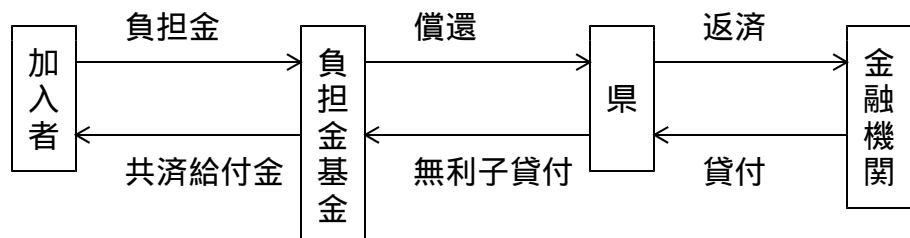
[主な意見]

- ・ 巨大災害時の給付のための借り入れに対する債務保証が必要
- ・ 予め、県や市町が基金として準備金を積み、巨大災害時に備える方法もある

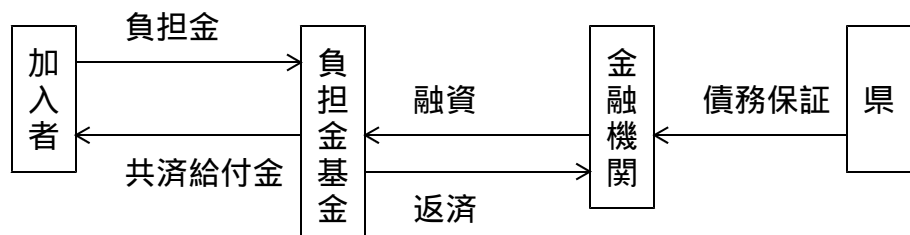
《参考》

【バックアップシステムの例】

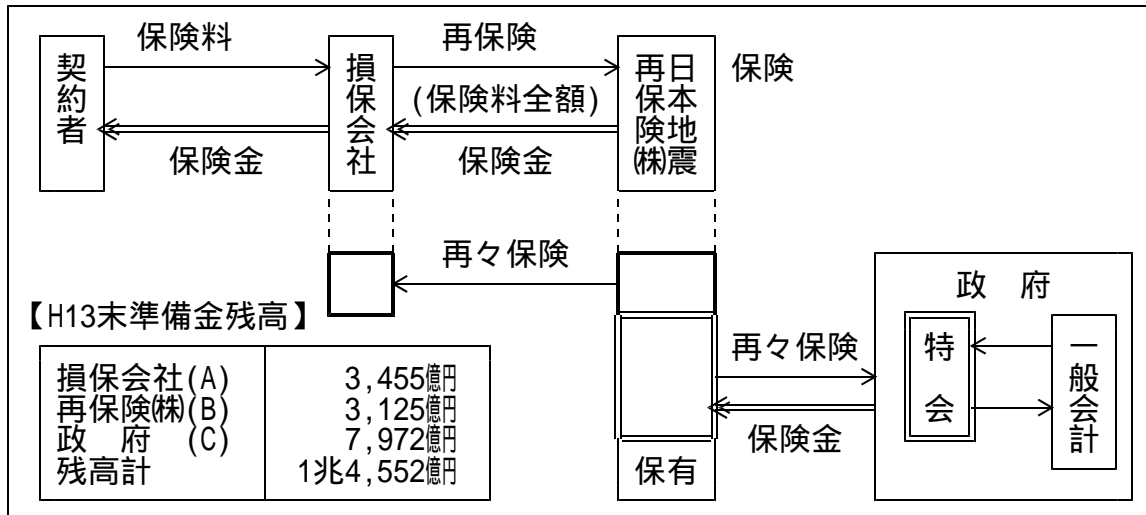
ア 県からの直接貸付



イ 金融機関からの融資による債務保証



【地震保険の公的関与】



政府は、一般会計と区分して経理するための地震保険特別会計を設置。再保険金の財源に充てるため、必要があるときは一般会計から特会に繰り入れ、繰入金は、後日、繰入金相当額に達するまで一般会計に繰り戻す。

(2) 事務費への支援

【今までの検討状況】

- 住宅再建共済制度の持つ公益性の見地から、制度を維持・運営するための事務費への公費支援について、検討する必要がある。

【今後さらに検討すべき事項】

- 事務費への公費助成の妥当性と助成額。

[主な意見]

- 住宅所有者、非所有者の公平性の観点から、事務費に公費を投入すべきではない
- 加入者の負担軽減を図るため、一定程度の公費負担は許されるのではない

(3) 共済給付金への支援

【今までの検討状況】

- 住宅再建には、被災者の生活基盤の早期回復や被災地域の早期再生等の公共性があることに鑑みると、できる限り加入者の負担軽減を図る必要があることや、制度への加入のインセンティブにもなること、さらには、国の居住安定支援制度が、住宅の建築費用を対象としていないことを踏まえ、本制度では、共済給付金に対し、公費による助成を行うことを検討する必要がある。

【今後さらに検討すべき事項】

- 直接共済給付金への公費助成の妥当性と助成額。

[主な意見]

- ・ 国が建築費を対象としないなら、県で公費補助を行ってもよいのではない
か
- ・ 公費助成することで、県民から信頼される制度となり、住宅所有者の加入
のインセンティブにもなるのではないか
- ・ 共済給付金に公費を出すことは、全国制度化へのネックになるのではない
か
- ・ 加入している人だけへの助成となるので、公平性の観点からは直接共済給
付金を助成せずに、間接的に共済制度を維持・運営するために必要な支援を
検討すべきである

6 制度への加入

【今までの検討状況】

- ・ 厳しい社会・経済情勢の下で、新たな負担を義務づけることや、助け合いの
制度における加入の義務化は、県民の理解が得られないことから、任意加入と
する。

7 加入等の手続

(1) 加入・負担金納入手続（平常時）

【今までの検討状況】

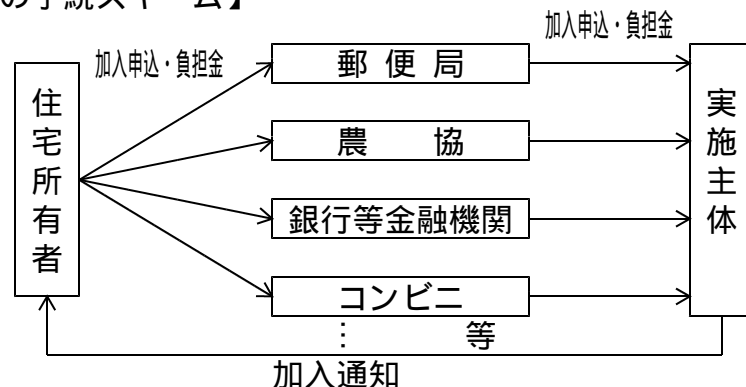
- ・ 郵便局、農協、銀行等金融機関やコンビニなど県民の身近な場所での加入申
込みと負担金の納入、年払い・口座自動引き落としなど加入者の利便性を最大
限に考慮し、平常時の事務量・事務費の軽減や費用対効果も勘案しつつ、加入
方法、負担金納入方法を検討する。

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 加入申込み、負担金の納入、加入通知、加入者・対象物件等の管理システ
ム等具体的な運営実務。

《参考》

【平常時の手続スキーム】



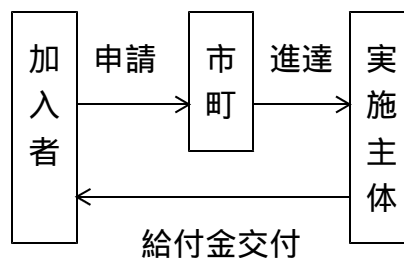
(2) 申請・給付手続（災害時）

【今までの検討状況】

- ・ 自然災害により被災し、本制度の給付対象となる加入者は、被災住宅の所在市町に対し、給付を申請する。
- ・ 当該市町は、申請者が給付要件に適合すると認めた場合は、本制度の実施主体に対し、その旨進達し、実施主体は、当該申請者に対し、直接給付金を交付する。

《参考》

【災害時の手続スキーム】



(3) 加入促進策

【今までの検討状況】

- ・ 住宅所有者の加入を促進するため、県・市町の持つ広報媒体を通じた広報やローン契約時の金融機関による勧奨、不動産業者による斡旋時の周知など、あらゆる機会を通じて制度の周知、勧奨を行う必要がある。
- ・ さらに、加入者による耐震補強への補助など、加入のインセンティブ策を検討する。

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 具体的な周知・勧奨方法の検討。
- ・ 制度の普及と加入を促進する県民運動の展開。
- ・ 実現可能な加入のインセンティブ策の検討。
- ・ 給付を受けた後も脱退せずに加入し続けるルールの検討。

[主な意見]

- ・ プールされた負担金を耐震補強補助等に活用することが、インセンティブになるし、減災にもつながる
- ・ 県民が自ら制度を作り上げる仕組みとして制度を構築すれば、加入が確保できるのではないか
- ・ かつて、国に対し、災害保障制度の創設を求める署名を行った「県民会議」の手法を参考に、県民の理解を広げる方策を検討すればよいのではないか

8 実施主体

【今までの検討状況】

- ・ 県単独、県・市町共同、県民が参画する新たな実施主体等それぞれのメリット・デメリットを勘案して、実施主体のあり方について、さらに検討する。
なお、制度の運営にあたっては、民間のノウハウを活用する方策を検討する必要がある。

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ それぞれのメリット・デメリットを整理のうえ、適切な実施主体を選定。

[主な意見]

- ・ 制度の提唱者である県が実施主体になるべき
- ・ 県・市町共同して実施主体になることが、制度の周知・勧奨等効果的な制度運営ができるのではないか
- ・ 県民の参画と協働の理念に沿い、県民も加えた新たな実施主体を創設すべきではないか
- ・ 民間保険会社等の活用も視野に入れればよいのではないか

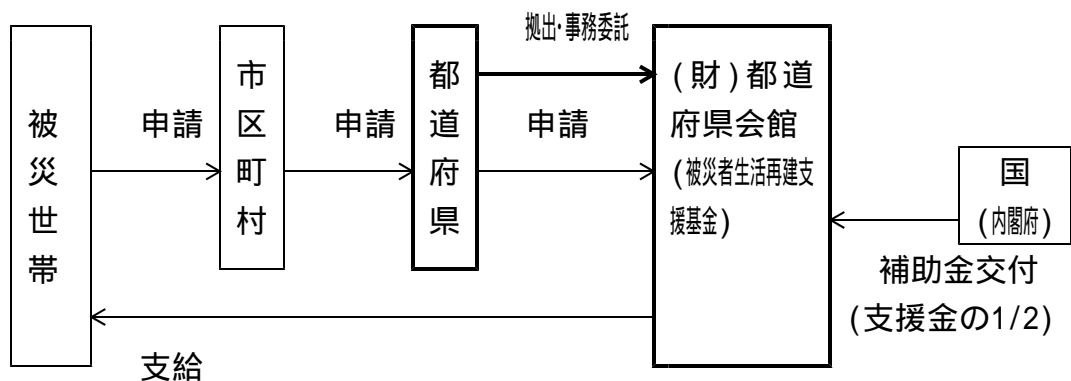
《参考》

【被災者生活再建支援法のスキーム】

実施主体(第3条): 都道府県

運営主体(第4条):(財)都道府県会館(被災者生活再建支援基金)に委託

制度根拠 : 被災者生活再建支援法



9 行政の役割

(1) 県・市町等の役割分担

【今までの検討状況】

- ・ 県と市町等がそれぞれに担う事務については、以下の区分が考えられるが、引き続き、県・市町間で協議する必要がある。

区 分	実施主体	県	市 町
平常時	・ 加入管理 ・ 負担金管理 ・ 全体広報	・ 制度の周知 ・ 加入勧奨	・ 制度の周知 ・ 加入勧奨
災害時	・ 要件審査 ・ 給付事務	・ 大規模災害時の債務保証 ・ 給付金請求手続き等の周知	・ 被害認定 ・ 各種証明 ・ 給付申請受付 ・ 要件審査（窓口業務） ・ 給付進達

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 具体的な事務量、事務費の算定及び、県と市町間の役割分担の具体的内容。

(2) 条例の制定

【今までの検討状況】

- ・ 県民が安心して加入できる公的な共済制度として、実施主体をはじめ、制度の内容及び運営方法等にかかる基本的事項については、条例により定める必要がある。

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 県・市町の役割分担を踏まえた条例のあり方。

(3) 不服申し立て機関の設置

【今までの検討状況】

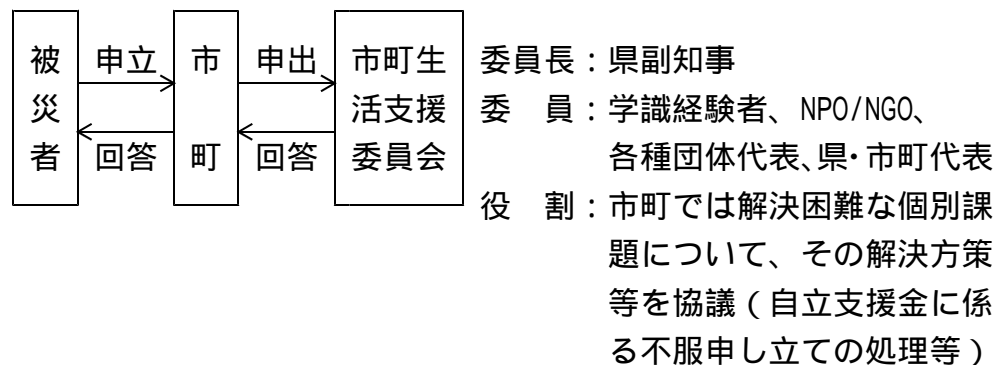
- ・ 復興基金により実施した、被災者自立支援金制度における不服申し立ての仕組み等を参考に、加入者の不服申し立てに対応する機関を設置すべきである。

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 第三者機関の設置形態、不服申し立ての処理スキーム。

《参考》

【被災者自立支援金にかかる不服申し立てのスキーム】

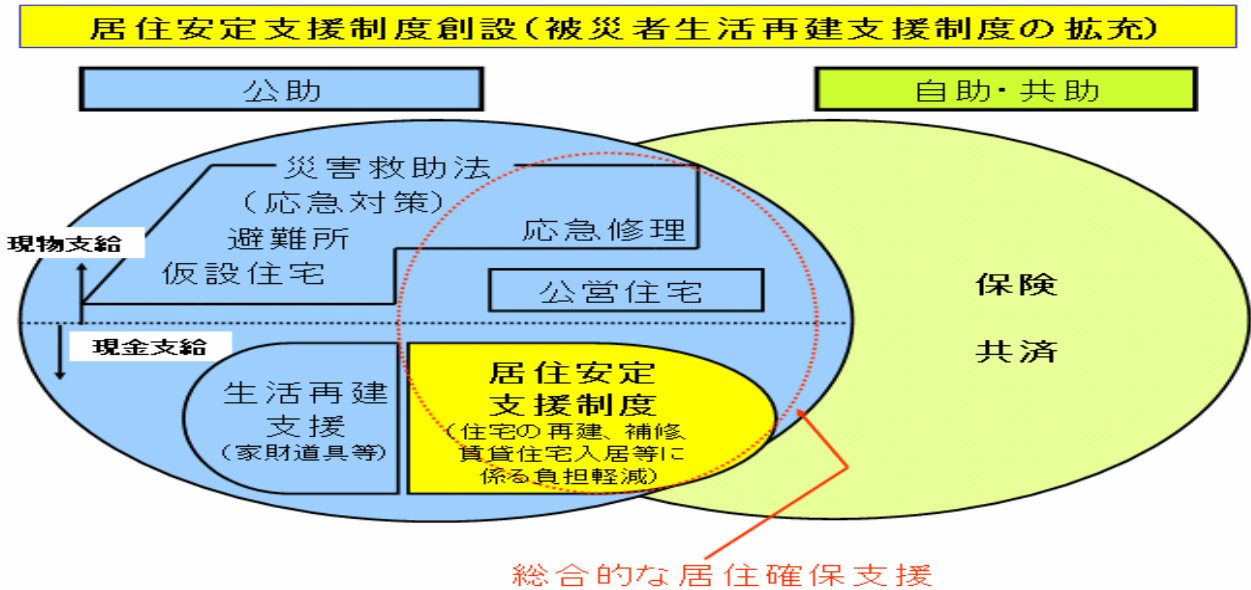


居住安定支援制度の概要

1 趣旨

被災者の安定した居住の確保は、自立した生活再建を支援する上で最重要課題の一つであり、被災者生活再建支援法制定時の附則及び附帯決議においても、住宅再建支援のあり方に関する検討及び必要な措置を講じることとされていた。

このたび、法制定後の検討状況や全国知事会の要望等を踏まえ、被災者の居住の安定の確保による自立した生活の再建を支援するため、現行の被災者生活再建支援制度に加え、同制度を拡充する形で居住安定支援制度を創設。



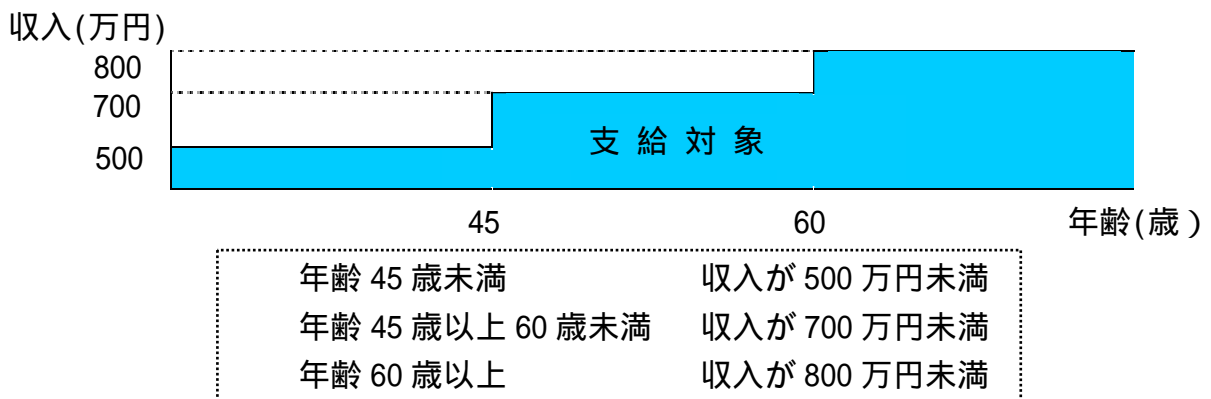
2 支給対象

(1) 次のうちいずれかに該当すること。

自宅が全壊（または全部解体）した世帯が、自宅を再建又は新築、購入する
 自宅が大規模半壊した世帯（＝大規模半壊世帯）が、自宅の補修をする
 居住する住宅が全壊または大規模半壊した世帯が、賃貸住宅（公営住宅を除く）
 に入居する

大規模半壊世帯：構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ
 当該住宅に入居することが困難であると認められる世帯
 （損壊部分が延床面積の50%以上70%未満）

(2) 収入及び年齢による区分



3 支給限度額

自宅が全壊（または全部解体）した世帯が自宅を再建又は新築、購入	200万円
大規模半壊世帯が自宅を補修	100万円
全壊または大規模半壊世帯が賃貸住宅に入居	50万円

大規模半壊世帯及び従前賃貸入居世帯が自宅を新築・購入
 年収が500万円超（45歳以上の場合のみ支給） 100万円
 上記の1/2
 単身世帯 上記の3/4

4 対象経費

原則として発災後38月以内に支出される以下の経費。

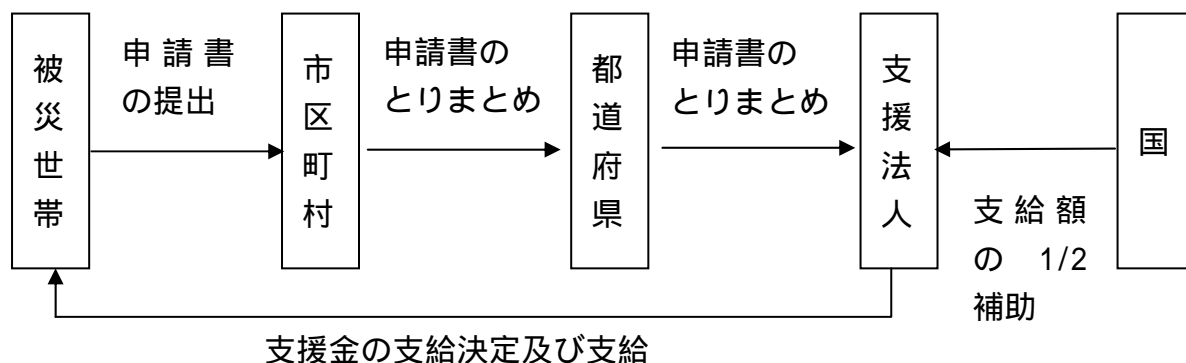
- 住宅の解体及び整地に要する経費
- 実際に要する費用の70%以内
- ローン利子及びローン保証料
- ローン利子については、借入利率のうち1%を超え3.5%以下の部分
- 賃貸住宅の賃借料
- 月額2万円を超える部分であって、発災後26月以内
- 以下の諸経費
 - ・ 建築確認・完了検査等申請料
 - ・ 表示登記、所有権保存登記、抵当権設定経費に係る費用
 - ・ 仲介手数料
 - ・ 水道加入料負担金

他の都道府県で生活再建を開始する場合は、～のそれぞれの経費について定められた方法に従い求めた額に1/2を乗じた額を算出額とする。

5 国庫補助

支給金額の2分の1相当額を国庫により補助。

【制度のスキーム】



復興10年委員会委員名簿（部会別）

(H16. 4. 1現在)

〔座長〕 新野幸次郎 (財)神戸都市問題研究所理事長
 〔副座長〕 野尻武敏 (財)21世紀ヒューマンケア研究機構理事長
 端 信行 京都橘女子大学教授

【健康福祉部会】

部会長 松原 一郎 関西大学教授
 副部会長 南 裕子 兵庫県立大学副学長
 市川 禮子 (社福)尼崎老人福祉会理事長 (住まい分科会)
 鶴飼 卓 県立災害医療センター顧問
 小谷部育子 日本女子大学教授 (住まい分科会)
 北浦かほる 帝塚山大学教授
 黒田 裕子 阪神高齢者・障害者支援ネットワーク副代表、(株)しみん基金・こうべ理事長
 地主 敏樹 神戸大学大学院教授
 高田 光雄 京都大学大学院教授 (住まい分科会長)
 立木 茂雄 同志社大学教授
 近田 敬子 (社)兵庫県看護協会会長
 中井 久夫 兵庫県精神保健協会会長
 西村 亮一 (社)兵庫県医師会会長
 檜谷美恵子 大阪市立大学助教授 (住まい分科会)
 山本あい子 兵庫県立大学教授
 吉井 弘 (財)兵庫県老人クラブ連合会会長

【社会・文化部会】

部会長 鳥越 皓之 筑波大学大学院教授
 副部会長 高島 進子 神戸女学院大学名誉教授
 坪田 勝彦 神戸市小学校長会会長
 岡田眞美子 兵庫県立大学教授
 河内 厚郎 文化プロデューサー、夙川学院短期大学教授
 北野美智子 兵庫県連合婦人会会長
 北本 正孟 (株)カントリー代表取締役
 黄 耀庭 神戸華僑総会会長
 小西 康生 神戸大学経済経営研究所教授
 小森 星児 ひょうごボランティアプラザ所長、神戸山手大学教授
 佐藤友美子 サントリー不易流行研究所部長
 島田 誠 アート・サポート・センター神戸代表
 白川 武夫 兵庫県連合自治会会長
 芹田健太郎 愛知学院大学教授、神戸大学名誉教授
 竹沢 泰子 京都大学人文科学研究所助教授
 徳山 明 富士常葉大学学長 (教育分科会長)
 西野 正矩 (財)兵庫県芸術文化協会理事長
 端 信行 京都橘女子大学教授
 馬殿 禮子 兵庫県臨床心理士会副会長 (教育分科会)
 速水順一郎 (社)兵庫県子ども会連合会常務理事兼事務局長
 フリッツ・レオンハート 神戸外国人倶楽部会長
 古山 桂子 元神戸新聞社論説委員
 森 綾子 宝塚NPOセンター事務局長
 柳瀬 啓子 生活協同組合コープこうべ理事
 ロニー・アレキサンダー 神戸大学大学院教授

【産業雇用部会】

部会長 加藤 恵正 兵庫県立大学経済経営研究所長
 副部会長 三谷 直紀 神戸大学教授
 角田 嘉宏 神戸経済同友会代表幹事
 今井 和男 兵庫県農業協同組合中央会会長
 太田 敏郎 兵庫県商工会議所連合会会頭代行
 奥田 眞 (社)ひょうごツーリズム協会副会長
 貴多野乃武次 阪南大学教授

黒田正治郎	近畿大学教授
佐竹隆幸	兵庫県立大学教授
定藤繁樹	関西学院大学教授
下崎千代子	兵庫県立大学経済経営研究所教授
下村治生	神戸青年会議所理事長
関満博	一橋大学教授
田中道雄	大阪学院大学教授
土谷正男	兵庫県商工会連合会会長
林宜嗣	関西学院大学教授
平田幸廣	兵庫県経営者協会会長
北条勝利	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
保田茂	神戸大学名誉教授

【防災部会】

部会長	室崎 益輝	独立行政法人消防研究所理事長
副部長	河田 惠昭	京都大学防災研究所巨大災害研究センター長・教授、人と防災未来センター長
	沖村 孝	神戸大学都市安全研究センター教授
	梶 秀樹	慶應義塾大学教授
	小村 隆史	富士常葉大学講師
	関山 巧	兵庫県消防協会会長
	田中 稔昭	日本災害救援ボランティアネットワーク理事長
	林 春男	京都大学防災研究所教授
	廣井 脩	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
	目黒 公郎	東京大学生産技術研究所助教

【まちづくり部会】

部会長	鳴海 邦碩	大阪大学大学院教授
副部長	中瀬 勲	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授
	沖村 孝	神戸大学都市安全研究センター教授
	角野 幸博	武庫川女子大学教授
	小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
	小林 潔司	京都大学大学院教授
	斉藤 庸平	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授
	高田 至郎	神戸大学教授
	高田 光雄	京都大学大学院教授
	土井 幸平	大東文化大学教授
	徳岡 研三	西日本旅客鉄道(株)代表取締役専務取締役
	中島 克元	神戸まちづくり協議会連絡会事務局長
	橋本 倫行	関西電力(株)常務取締役
	春名 攻	立命館大学教授
	松村 雄次	大阪ガス(株)代表取締役副社長
	美浦 康重	兵庫県弁護士会、兵庫県土地利用審査会会長
	森津 秀夫	流通科学大学教授
	結城 淳一	西日本電信電話(株)代表取締役副社長
	和田 安彦	関西大学教授

【総括検証部会】

部会長	野尻 武敏	(財)21世紀ヒューマンケア研究機構理事長
副部長	小西 康生	神戸大学経済経営研究所教授
	伊藤 滋	早稲田大学教授
	戎 正晴	兵庫県弁護士会
	辻 寛	(社福)兵庫県社会福祉協議会会長
	新野幸次郎	(財)神戸都市問題研究所理事長
	端 信行	京都橘女子大学教授
	林 敏彦	放送大学教授
	原口 洋一	日本放送協会神戸放送局長
	山口 一史	ひょうご・まち・くらし研究所常務理事
	山下 淳	同志社大学教授
	矢守 克也	京都大学防災研究所助教

復興10年委員会 検証企画小委員会構成員名簿

(H16. 4. 1現在)

氏 名	所 属 ・ 職	備 考
太田 敏郎	兵庫県商工会議所連合会会頭代行	
加藤 恵正	兵庫県立大学経済経営研究所長	産業雇用部会部会長
河田 恵昭	京都大学防災研究所巨大災害研究センター長・教授、人と防災未来センター長	防災部会副部会長
小西 康生	神戸大学経済経営研究所教授	総括検証部会副部会長
小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表	
小森 星児	ひょうごボランティアプラザ [®] 所長、神戸山手大学教授	
芹田健太郎	愛知学院大学教授、神戸大学名誉教授	
高島 進子	神戸女学院大学名誉教授	社会・文化部会副部会長
田中 稔昭	日本災害救援ボランティアネットワーク理事長	
辻 寛	(社福)兵庫県社会福祉協議会会長	
鳥越 皓之	筑波大学大学院教授	社会・文化部会部会長
中井 久夫	兵庫県精神保健協会会長	
中瀬 勲	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授	まちづくり部会副部会長
鳴海 邦碩	大阪大学大学院教授	まちづくり部会部会長
◎ 新野幸次郎	(財)神戸都市問題研究所理事長	
○ 野尻 武敏	(財)21世紀ヒューマンケア研究機構理事長	総括検証部会部会長
端 信行	京都橘女子大学教授	
林 敏彦	放送大学教授	
原口 洋一	日本放送協会神戸放送局長	
北条 勝利	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長	
松原 一郎	関西大学教授	健康福祉部会部会長
三谷 直紀	神戸大学教授	産業雇用部会副部会長
南 裕子	兵庫県立大学副学長	健康福祉部会副部会長
室崎 益輝	独立行政法人消防研究所理事長	防災部会部会長
山口 一史	ひょうご・まち・くらし研究所常務理事	

◎：委員長 ○：副委員長

オブザーバー

井高 孝一	北淡町長	
梶本日出夫	神戸市助役	
齋藤 富雄	兵庫県副知事	
原 亮介	兵庫県議会震災復興特別委員会委員長	
山田 知	西宮市長	

復興10年総括検証・提言事業推進方針の概要

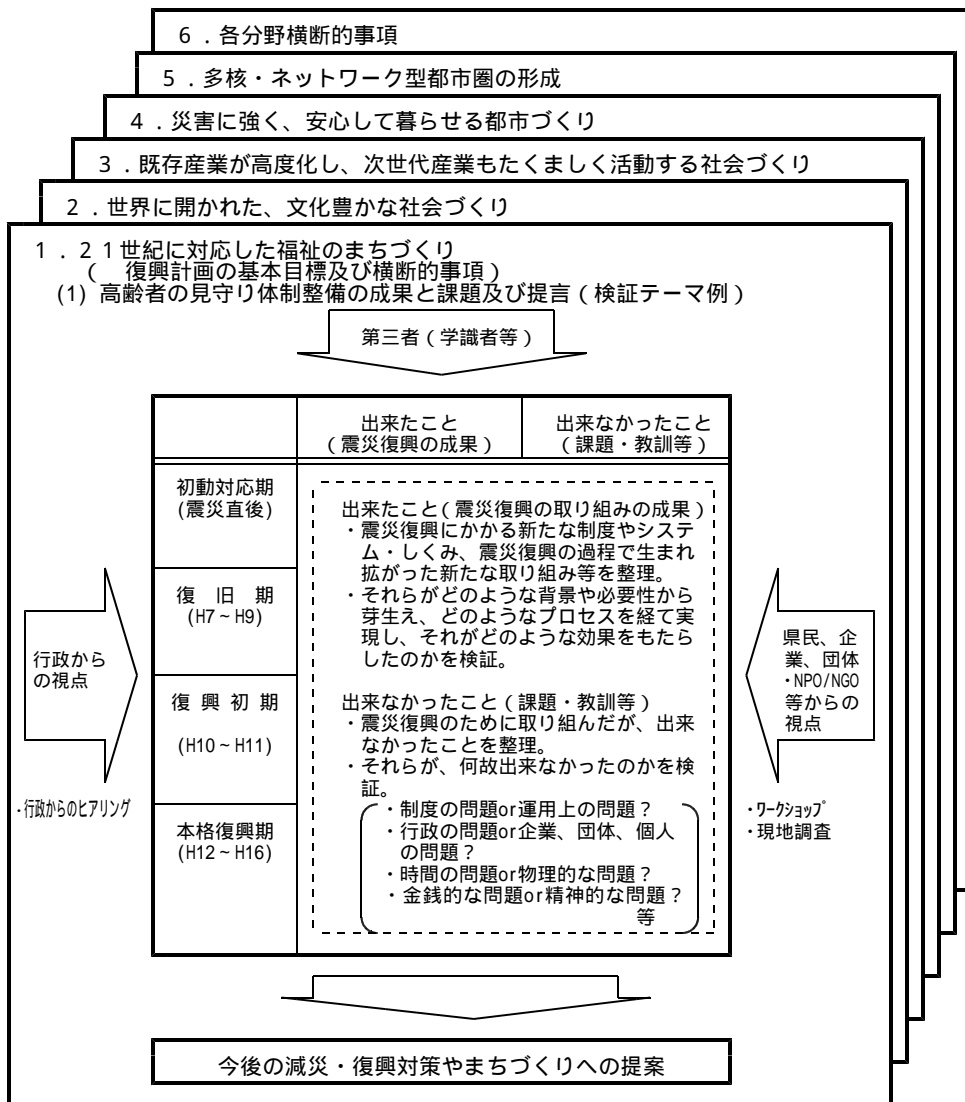
1 趣 旨

阪神・淡路大震災の復興過程から得られる経験と教訓を後世に継承し、今後の大規模災害に対する減災や復興に活かしていくことは、被災地の責務である。そこで10年間の長きにわたる取り組みを総括的に検証し、その結果や教訓を次世代への提言として広く国内外に発信することにより、安全で安心して暮らせる社会づくりに貢献する。

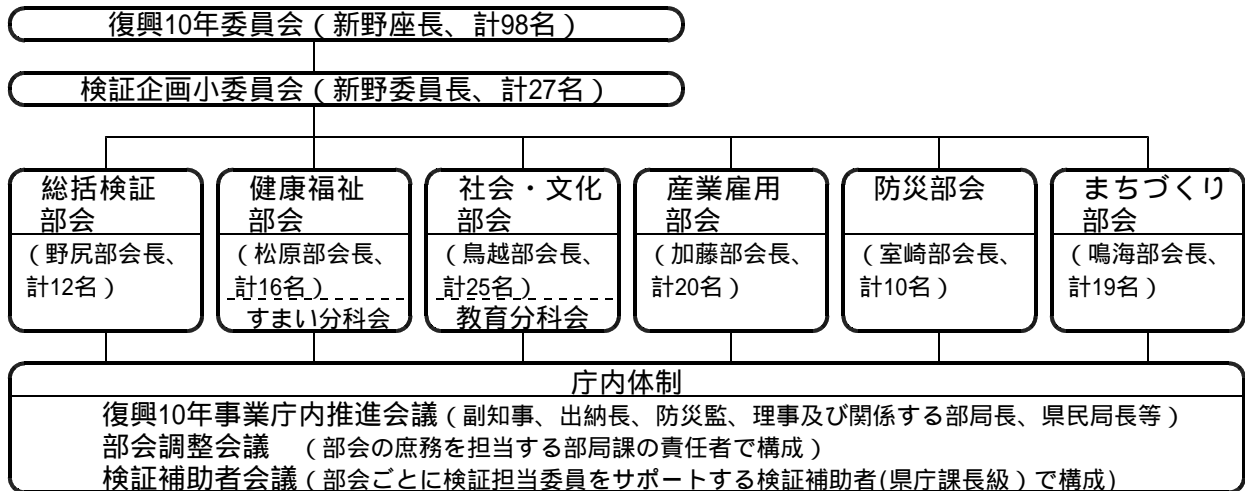
2 検証の基本的な考え方

行政、県民、企業、団体、NPO/NGO等が重点的に取り組んできた事柄や復興の過程における課題全般について、初動対応期から本格的復興期までのフェーズを追って、「できたこと」「できなかったこと」を整理し、その理由や成果等を分析・評価するとともに、21世紀を支える社会原理ともなる共生の視点や、復興の主役である県民の立場なども踏まえて、復興10年の取り組みを総括的に検証し、今後の震災に対する減災・復興に活かすための提案や、新しい時代を切り拓く先導的な仕組みの構築に資するための提案等を取りまとめる。

震災復興に係る課題の総合的検証
 共生の視点と県民の立場からの検証
 復興の分野や過程に着目した検証



3 検証の体制



4 検証テーマ

- (1) 検証テーマについては、今後の震災に対する減災や復興に活かすとともに、21世紀のめざすべき社会像の実現に資するという検証の基本的な考え方のもと、復興過程における重点的な取り組みや成熟社会を支える新たな制度・しくみ等に留意のうえ、各分野ごとに設定する。
- (2) 検証テーマ数は、6分野、54テーマとし、それぞれのテーマを担当する検証担当委員は、以下のとおりとする。

健康福祉部会 11テーマ(21世紀に対応した福祉のまちづくり)

	検証テーマ	検証担当委員
1	「高齢者の見守り体制整備」の成果と課題及び提言	松原一郎部会長
2	「高齢者の健康づくり・生きがいつくりの推進」の成果と課題及び提言	近田敬子委員
3	「こころのケアの推進」の成果と課題及び提言	中井久夫委員
4	「被災者支援のあり方」の成果と課題及び提言	地主敏樹委員
5	「命を守り、救う看護・福祉体制」の成果と課題及び提言	山本あい子委員
6	「災害救急医療の取り組み」の成果と課題及び提言	鵜飼 卓委員
7	「コミュニティづくりの推進」の成果と課題及び提言	立木茂雄委員
8	「住宅復興における取組み」の成果と課題及び提言	高田光雄委員
9	「災害復興公営住宅における取組み」の成果と課題及び提言	檜谷美恵子委員
10	「新しい住まい方における取組」の成果と課題及び提言	小谷部育子委員
11	「ユニバーサルデザインのまちづくり」の成果と課題及び提言	市川禮子委員

社会・文化部会 8テーマ（世界に開かれた、文化豊かな社会づくり）

	検証テーマ	検証担当委員
1	「県民の参画と協働による取り組み」の成果と課題及び提言	小西康生委員
2	「新たな防災教育と学校防災体制」の成果と課題及び提言	徳山 明委員
3	「被災児童生徒のこころのケア」の成果と課題及び提言	馬殿禮子委員
4	「文化活動の展開」の成果と課題及び提言	端 信行委員
5	「女性と男性の視点から見た協働」の成果と課題及び提言	古山桂子委員
6	「青少年の活動、青少年団体の活動」の成果と課題及び提言	速水順一郎委員
7	「外国人県民の支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」の成果と課題及び提言	竹沢泰子委員
8	「国際交流・協力を通じた国際性豊かな社会づくり」の成果と課題及び提言	芹田健太郎委員

産業雇用部会 8テーマ（既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり）

	検証テーマ	検証担当委員
1	「中小企業・地場産業の活性化」の成果と課題及び提言	佐竹隆幸委員
2	「商店街・小売市場の活性化」の成果と課題及び提言	田中道雄委員
3	「ツーリズム振興に向けた取り組み」の成果と課題及び提言	貴多野乃武次委員
4	「新産業創造と成長産業育成」の成果と課題及び提言	定藤繁樹委員
5	「国内外企業の立地推進」の成果と課題及び提言	加藤恵正部会長
6	「多様なワークスタイルづくりを通じたしごとの創造等、しごと・雇用対策」の成果と課題及び提言	下崎千代子委員
7	「食料の安定供給を支える農林水産業の活性化」の成果と課題及び提言	内田一徳委員
8	「都市と農山漁村交流推進」の成果と課題及び提言	保田 茂委員

防災部会 8テーマ（災害に強く、安心して暮らせる社会づくり）

	検証テーマ	検証担当委員
1	「県域（県・市町）における防災力向上のための取り組み」の成果と課題及び提言	室崎益輝部会長
2	「広域的な防災体制強化の取り組み」の成果と課題及び提言	河田恵昭副部会長
3	「防災を担う人材育成」の成果と課題及び提言	林 春男委員
4	「自主防災組織等の活動に対する支援」の成果と課題及び提言	小村隆史委員
5	「防災ボランティアに対する支援」の成果と課題及び提言	田中稔昭委員
6	「建築物の耐震化促進」の成果と課題及び提言	目黒公郎委員
7	「国際防災協力活動」の成果と課題及び提言	梶 秀樹委員
8	「総合的国民安心システム創設のための取り組み」の成果と課題及び提言	廣井 脩委員

まちづくり部会 11テーマ（多核・ネットワーク型都市圏の形成）

	検証テーマ	検証担当委員
1	「復興のまちづくりにおける取り組み」の成果と課題及び提言	土井幸平委員
2	「復興市街地整備事業における取り組み」の成果と課題及び提言	小林郁雄委員
3	「豊かな自然環境の保全と創造に向けた取り組み」の成果と課題及び提言	中瀬 勲副部長
4	「循環型社会づくりに向けた取り組み」の成果と課題及び提言	和田安彦委員
5	「街並み景観、歴史的建造物における取り組み」の成果と課題及び提言	鳴海邦碩部長
6	「街並み緑化・公園整備に向けた取り組み」の成果と課題及び提言	斉藤庸平委員
7	「新都市開発に向けた取り組み」の成果と課題及び提言	角野幸博委員
8	「道路、港湾、鉄道、空港の整備に向けた取り組み」の成果と課題及び提言	森津秀夫委員
9	「上下水道、電気、ガス、情報通信基盤施設の整備に向けた取り組み」の成果と課題及び提言	高田至郎委員
10	「河川、海岸、ダム、砂防施設等の整備に向けた取り組み」の成果と課題及び提言	沖村 孝委員
11	「社会基盤整備全般における取り組み」の成果と課題及び提言	小林潔司委員

総括検証部会 8テーマ（各分野横断的事項）

	検証テーマ	検証担当委員
1	「復興総括 - 復興全体の総括」	野尻武敏部長
2	「復興体制 - 復興の推進体制」	伊藤 滋委員
3	「復興体制 - 復興に関する法整備等」	戎 正晴委員
4	「復興計画 - 計画等の策定・推進」	新野幸次郎委員
5	「復興推進 - 新たに生まれた社会のしくみ」	山下 淳委員
6	「復興推進 - 施策推進上の共通課題への対応」	矢守克也委員
7	「復興推進 - 情報発信・相談体制」	山口一史委員
8	「復興資金 - 復興財源の確保」	林 敏彦委員

5 検証作業

具体の検証は、ワ・クシヨップ方式による県民との意見交換や現地調査・ヒアリングなどを通じた県民意見の反映など、県民の参画と協働に配慮しつつ、次のとおり進める。

- (1) 検証資料・データの整理
検証担当委員と協議に基づき、検証テーマを担当する部局課の職員が中心となって検証資料・データの整理を行う。
- (2) 検証担当委員による検証
検証資料等をもとに、被災地県民局単位で開催するワークショップ、被災地現地調査及び検証部会での議論等を踏まえ、検証担当委員が専門的な分析・評価を行うとともに、その結果を踏まえた提案をまとめ、部会に諮る。
- (3) 検証企画小委員会による検証結果と未来への提言等の取りまとめ
検証結果を取りまとめるとともに、検証結果等をもとにして得られる教訓等から、21世紀の成熟社会をリードする先導的な取り組みを、世代を越え、地域を越えた未来への提言として、検証企画小委員会で取りまとめ、復興10年委員会に諮る。

6 創造的復興フォーラム(仮称)の開催

平成17年1月に、分野別報告会と復興10年総括フォーラムを開催するほか、国連防災世界会議とも連携を図りながら、検証の成果を国内外に発信する。

- (1) 分野別報告会の開催
分野別(6分野)の検証結果を報告する。
- (2) 復興10年総括フォーラムの開催
検証から導き出される教訓を今後の災害復興に活かすための提言や、21世紀をリードする先導的なしくみなどの提言を国内外に発信する。

7 スケジュール

H15. 9月28日(日)	検証企画小委員会(第1回)開催
10月	検証部会(第1回)開催
H16. 1月～3月	行政、団体・企業、有識者等からのヒアリング
4月～6月	被災地現地調査
6月～7月	地域別ワークショップ
9月	検証中間報告
12月	検証結果・提言の取りまとめ
H17. 1月	創造的復興フォーラム(仮称)の開催
3月	報告書の作成

構成員一覧

アート・サポートセンター神戸	兵庫県社会福祉施設経営者協議会
大阪ガス(株)	兵庫県小学校校長会
海外災害援助市民センター	兵庫県商工会議所連合会
(株)朝日新聞社	兵庫県商工会連合会
(株)Kiss-FM KOBE	兵庫県商店連合会
(株)神戸新聞社	兵庫県生活衛生同業組合連絡協議会
(株)産業経済新聞社	兵庫県生活協同組合連合会
(株)サンテレビジョン	兵庫県地域文化団体協議会
(株)時事通信社	兵庫県中小企業団体中央会
(株)日刊工業新聞社	兵庫県農業協同組合中央会
(株)日本経済新聞社	兵庫県PTA協議会
(株)毎日新聞社	兵庫県築事協会
(株)読売新聞社	兵庫県連合自治会
(株)ラジオ関西	ひょうごボランティアプラザ
関西テレビ放送(株)	読売テレビ放送(株)
関西電力(株)	兵庫県
近畿広域戦略会議	神戸市
神戸外国人倶楽部	尼崎市
神戸華僑總會	明石市
神戸まちづくり協議会連合会	西宮市
国際防災・人道支援協議会	洲本市
(財)阪神・淡路産業復興推進機構	芦屋市
(財)阪神・淡路大震災記念協会	伊丹市
(財)阪神・淡路大震災復興基金	宝塚市
(財)ひょうご環境創造協会	三木市
(財)兵庫県芸術文化協会	川西市
(財)兵庫県消防協会	津名町
(財)兵庫県青少年本部	淡路町
(財)兵庫県老人クラブ連合会	北淡町
(社福)兵庫県社会福祉協議会	一宮町
(社)共同通信社	五色町
(社)神戸経済同友会	東浦町
(社)日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック	緑町
(社)兵庫県医師会	西淡町
(社)兵庫県子ども会連合会	三原町
(社)兵庫工業会	南淡町
(社)兵庫県私学総連合会	兵庫県市長会
(社)ひょうごツーリズム協会	兵庫県町村会
(特)阪神・淡路大震災「1.17希望の灯り」	神戸地域推進連絡会議
(特)市民活動センター神戸	阪神南地域推進連絡会議
(特)日本災害救援ボランティアネットワーク	阪神北地域推進連絡会議
(特)コミュニティ・サポートセンター神戸	東播磨地域推進連絡会議
(特)しみん基金・こうべ	北播磨地域推進連絡会議
(特)宝塚NPOセンター	淡路地域推進連絡会議
西日本電信電話(株)	市川 禮子 (社福)尼崎老人福祉会理事長
西日本旅客鉄道(株)	植田 紳爾 宝塚歌劇団理事長
日本労働組合総連合会兵庫県連合会	加藤 恵正 兵庫県立大学経済経営研究所長
日本赤十字社兵庫県支部	北本 正孟 (株)カントリー代表取締役
日本放送協会	小林 郁雄 阪神大震災復興市民まちづくり
被災地NGO協働センター	支援ネットワーク代表
兵庫県愛育連合会	野尻 武敏 生活協同組合コープこうべ理事長
兵庫県いずみ会	端 信行 京都橘女子大学教授
兵庫県外国人学校協議会	山口 一史 ひょうご・まち・くらし研究所
兵庫県看護協会	常務理事
兵庫県経営者協会	新野 幸次郎 復興10年委員会座長
兵庫県連合婦人会	

役員会構成員名簿

(H16. 4. 1現在)

所 属 ・ 職	氏 名
<p>代表会長 兵庫県知事</p>	<p>井 戸 敏 三</p>
<p>会 長 神戸市長 西宮市長 (財)阪神・淡路大震災記念協会理事長 (株)神戸新聞社代表取締役社長 兵庫県商工会議所連合会会頭代行 兵庫県地域文化団体協議会会長代行</p>	<p>矢 田 立 郎 山 田 知 貝 原 俊 民 稲 垣 嗣 夫 太 田 敏 郎 谷 口 務</p>
<p>副会長 兵庫県いずみ会会長 (社福)兵庫県社会福祉協議会会長 ひょうごボランティアプラザ所長・神戸山手大学教授 (特)日本災害救援ボランティアネットワーク理事長 兵庫県連合自治会会長 兵庫県連合婦人会会長 (財)兵庫県芸術文化協会理事長 兵庫県PTA協議会会長 兵庫県商工会連合会会長 日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長 (財)阪神・淡路産業復興推進機構理事長</p>	<p>五百井 嬉美代 辻 寛 小 森 星 児 田 中 稔 昭 白 川 武 夫 北 野 美智子 西 野 正 矩 真 野 義 之 土 谷 正 男 北 条 勝 利 太 田 敏 郎</p>
<p>顧 問 復興10年委員会座長</p>	<p>新 野 幸次郎</p>

企画委員会委員名簿

(H16.4.1現在)

委員名	所属
市川 禮子	(社福)尼崎老人福祉会理事長
野尻 武敏	コープこうべ理事長
端 信行	京都橘女子大学教授
速水順一郎	(社)兵庫県子ども会連合会常務理事兼事務局長
植田 紳爾	宝塚歌劇団理事長
黄 耀庭	神戸華僑総会会長
加藤 恵正	兵庫県立大学経済経営研究所長
村井 雅清	被災地N G O協働センター代表
小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
北本 正孟	(株)カントリー代表取締役
原口 洋一	日本放送協会神戸放送局長
山口 一史	ひょうご・まち・くらし研究所常務理事
小南 秀夫	(財)阪神・淡路大震災復興基金常務理事
齋藤 富雄	兵庫県副知事

(:委員長、 :副委員長)



平成16年 3月

阪神・淡路大震災10周年記念事業推進会議



1 基本方針

(1) 10周年記念事業の意義・目的

「阪神・淡路大震災10周年記念事業」は、大震災の犠牲者への想いや、震災や復興の過程で生まれた教訓や課題、成果を語り合い、確認し合い、共感と感動の輪を世界に広げるとともに、新たな夢へ挑戦することにより、阪神・淡路地域、さらにはわが国が、21世紀の成熟社会に向け、大きく飛躍することを期待する事業である。

記念事業の展開にあたっては、次の四つの観点を基軸とする。

経験と教訓の継承

私たちは、阪神・淡路大震災で一瞬にして6千人を超える尊い命と平穏な暮らしを奪われ、命の尊さを再認識することとなった。

失われたかけがえのない命に想いをはせ、震災の経験と、防災をはじめ健康福祉、まちづくり、芸術・文化、教育、産業・雇用など多分野に及ぶ貴重な教訓を次世代に語り継ぐことにより、今後の大規模災害に対する被害の軽減や復興に活かし、安全で安心な社会の構築に貢献していくことは、被災地に生きる私たちの責務である。

心からの感謝

震災からの復旧・復興にあたっては、全国から多くの物資や義援金をいただいたほか、多数のボランティアのご支援を受けた。また、世界各国からも、救助隊の派遣をはじめ、救助物資や義援金、激励のメッセージなどの支援を数多くいただいた。

これらの支援や励ましに深く感謝し、あの惨禍の中で痛感した、共に生きることの素晴らしさ、人と人との絆の大切さを、多くの方々と共有していくことが必要である。

被災地が一体となって記念事業に取り組むことにより、感謝の気持ちを国内外により大きく表すことができるものと考えられる。

がんばりの確認、励まし

被災地の復旧・復興は、被災者をはじめ関係者の奮闘により、着実に進められており、残された課題はあるものの、その成果は世界に誇れるものであるとすることができる。

震災から10年間、私たちがたどってきた道のりを振り返り、生きてきたことの喜びや、共にがんばってきた取り組みの成果を寄せ合い、自信を持ってアピールし、未来へつないでいくことが大切である。

被災者一人ひとりの取り組みや支援者の実践活動に光をあて、これまでの復興の成果を確認し、その労苦に敬意を表するとともに、よりよい社会を目指して、これからも共に努力していくことを誓い合いたい。

先導的取り組みの発信

20世紀は「科学の時代」とも言われ、日本は成長神話のもと、経済規模の拡大にひた走ってきた。しかし、阪神・淡路大震災で私たちは自然の脅威の前に近代都市がいかにもろく、科学技術を過信していたかを思い知らされた。そして、高齢化や環境問題など、21世紀に直面する様々な課題が、被災地で先駆けて顕在化することとなった。

被災地では、このような課題への果敢な挑戦を積み重ね、その過程で21世紀の新しい社会を先導する取り組みが芽生えた。

ボランティア活動の活発な展開や、住民主体のまちづくり活動など、震災を機に広がった自律的な地域づくりのしくみや、行政と民間とのパートナーシップに基づく協働、芸術・文化を活かした地域づくり、新産業創造に向けた取り組みなどを、21世紀の成熟社会を先導する新たなモデルとして定着させるとともに、国内外に発信していく必要がある。

震災からの創造的復興を通じて、新しい21世紀文明を世界の人々と共に展望し、未来への希望を共有することは、大きな意義がある。

(2) 名 称

「阪神・淡路大震災10周年記念事業」

(3) テーマ

「1.17は忘れない」

(4) 開催期間

平成16年（2004年）4月～平成18年（2006年）3月

平成18年（2006年）秋に開催されるのじぎく兵庫国体及び全国障害者スポーツ大会を、記念事業に位置付ける。

(5) 開催場所

原則として、被災地内（10市10町）とし、記念事業の意義・目的に添う事業については、被災地外でも対象とする。

(6) 記念事業の構成

分 野

記念事業は、健康福祉、まちづくり、芸術・文化、教育、産業・雇用、観光、防災など復興に関するあらゆる分野を対象とする。

規 模

記念事業は、被災地に暮らす人々が、さまざまな形で参加できる事業とするため、一人ひとりの被災者の生活を対象とする事業から、21世紀を展望する事業まで、また、コミュニティレベルから市町レベル、さらには、全国・国際レベルのものまで、幅広い事業を対象とする。

また、被災地外からの支援者や県外被災者との交流事業なども対象とする。

実施主体

県・被災市町のみでなく、10周年記念事業の趣旨に賛同して主体的に事業を実施する団体・グループ、NPO/NGO、企業等の多様な主体とする。

事業形態

シンポジウム・フォーラム、コンサート、展示、スポーツ大会、記録書等の作成など多彩な事業形態とする。

(7) 事業の展開方針

趣旨に賛同する様々な主体が、それぞれの活動分野に関する事業を自主的に企画、開催する。記念事業の推進に当たっては、次の視点を重視する。

多様な実施主体が自ら企画・実施し、自主的に参加する

震災後、地域や団体で営々と行ってきた事業や、復興の過程で始まったユニークな活動等のシーズ（種）を、震災10周年を機に大きく育てる

被災者だけでなく、被災地を舞台に生きる住民が主役として参加し、共にこの地域の未来を考える

復興の過程で芽生えた新しいしくみや取り組みをこれからの社会に定着させ、次の時代へ引き継ぐ

各主体が創造性を発揮する

2 10周年記念事業の実施

(1) 基本的考え方

10周年記念事業は、被災地に関係する多様な主体が、自主的、主体的に実施することを基本としていることから、県・市町、団体等が実施する事業について、10周年記念事業への参画を呼びかけ、その趣旨に賛同する事業実施主体から届け出があった事業は原則としてすべて10周年記念事業として位置づけ、事業の円滑な実施を支援する。

(2) 10周年記念事業の種別

10周年記念事業として位置づけられる事業は、事業の実施形態等により、次のとおりとする。

事業種別			実施主体	摘要
10周年記念事業	共同企画事業	県事業	県(本庁)が参画する実行委員会	
		県民局事業	関係県民局が参画する実行委員会	
		市町事業	被災市町が参画する実行委員会	
	自主企画事業	参画事業	県、市町、団体・グループ、NPO/NGO、企業	・参画事業のうち一定の要件を満たす事業
		助成事業	団体・グループ、NPO/NGO	

(3) 事業体系

10周年記念事業には、各実施主体の創造性あふれる事業の参加を期待するが、10周年記念事業の意義・目的、テーマに照らして、概ね次のような事業体系を想定する。

犠牲者への追悼の意を表す事業

6千余人に及ぶ震災犠牲者を追悼し、「いのち」の大切さ、共に支え合い、助け合うことの大切さを語り継ぐ事業

- ・メモリアルウォーク 等

震災の経験と教訓を継承し、発信する事業

- ・企業、団体等が取り組んできた復旧・復興対策を検証する事業
- ・災害対策に関するシンポジウム、フォーラム 等

支援への感謝のメッセージを発信する事業

- ・国内外から寄せられた温かい支援に感謝の意を表す機会となるイベント
- ・支援をいただいた国内外の人々との絆を深めるとともに、新たな出会いと交流の場となるイベント 等

復興の成果をアピールする事業

- ・復興事業として進めてきた施設等の完成記念事業
- ・被災地の現状と復興の成果を発信する大会 等

参画と協働による“創造的市民社会”づくりを促進する事業

- ・ボランティア活動など阪神・淡路大震災の復興過程において、先駆的に取り組まれた活動や、新たに生まれたしくみをさらに広め、促進するための事業 等

その他、10周年記念事業の趣旨に合致する事業

3 広報計画

(1) 基本的考え方

10周年記念事業の情報発信力を高めるため、記念事業として届出のあった事業について、各実施主体の主体性、独自性を損なわないよう留意しながら、推進会議が中心となって共通的な広報を実施し、事業の効果的な展開を図る。

(2) 広報の種類

実施主体		広 報 内 容
推進会議 が行う全 体広報	推進会議直轄広報	・ 記念事業の意義・目的の周知 ・ 事業実施の呼びかけ ・ 参加の呼びかけ ・ 事業成果の発信
	構成団体連携広報	
地域推進連絡会議が行う広報		・ 記念事業の実施呼びかけ ・ 地域中核事業等への参加の呼びかけ
事業実施団体が行う広報		・ 個別事業の参加呼びかけ ・ 全国関係団体等への感謝の表明等の広報 等

(3) 広報対象事業

10周年記念事業に賛同する事業実施主体から、届出のあった事業を「阪神・淡路大震災10周年記念事業」に位置づけ、推進会議が行う広報の対象とする。

(4) 広報の内容

記念事業の意義・目的の周知

10周年記念事業に対する理解を得るため、同事業の意義・目的の周知を図る広報を実施する。

事業実施の呼びかけ

復興に取り組んできた被災者をはじめ、地域住民、団体、NPO / NGO、企業、県、被災市町などが、主体的に10周年記念事業を実施するよう呼びかける。

参加の呼びかけ

記念事業が発信する情報をより多くの方々に伝達できるよう、事業への参加を呼びかける。

事業成果の発信

期間中に実施された事業の成果を後世に伝えるため、その内容を取りまとめ、発信する。

(5) 主な手法

ロゴマーク、シンボルマークの活用

10周年記念事業のロゴマーク、シンボルマークを公募により制定し、個々に実施される10周年記念事業で活用することにより、10周年記念事業全体の一体感の醸成と、事業意義のさらなる浸透を図る。

【ロゴ】



【シンボルマーク】



「記念事業かわら版（仮称）」の作成・配布

多彩な主体により実施される、個々の事業の概要等をPRするため、開催場所と時期の一覧などの情報を掲載した「記念事業かわら版（仮称）」を作成し、推進会議構成員等を通じて広く配布する。

構成団体が持つ広報媒体の活用

県・市町広報誌や団体機関誌等を活用し、情報提供を行う。

パブリシティの活用

新聞記事等による広域的なPRを図るため、情報発信効果の高い事業の情報提供を積極的に行う。

ホームページの作成

県内外の人々に広くPRするため、記念事業の基本コンセプトや最新の事業情報を掲載するホームページを開設し、構成団体のホームページともリンクさせる。

(6) 多言語化の推進

国外への情報発信、海外からの来客を想定し、パンフレット、ホームページ等主要な広報ツールは英語等外国語版を作成する。

また、事業実施の呼びかけや、参加の呼びかけについては、推進会議メンバーの協力を求めて在日外国人コミュニティへの浸透を図る。

(7) 広報推進体制

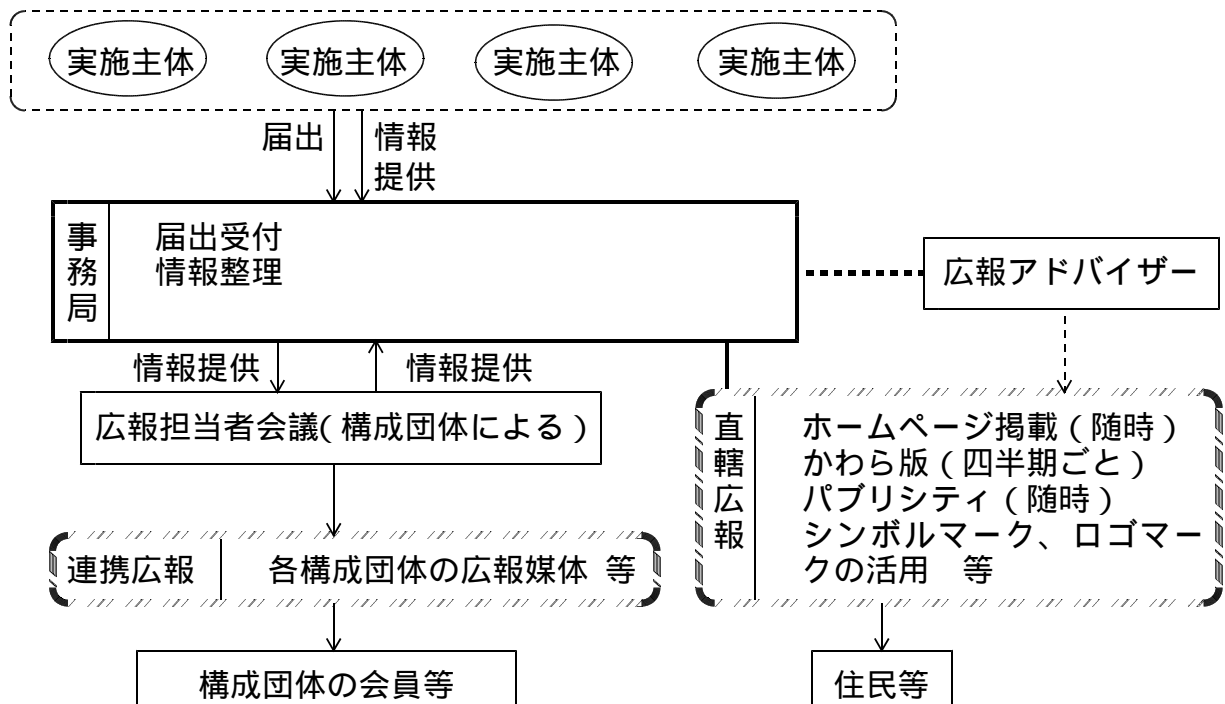
広報アドバイザーの委嘱

広報の展開に関する助言を得るため、専門家に広報アドバイザーを委嘱する。

広報連絡網の構築

推進会議構成員の連携を取り、効果的な広報を展開するため、推進会議構成団体の広報担当者による広報担当者会議（仮称）を設置し、広報連絡網を整備する。

【広報ルート】



(8) 具体的な広報展開

広報内容	手 法	時期	取 り 組 み 内 容
10周年 記念事 業の意 義・目 的の周 知 事業実 施呼び かけ	ロゴマーク、シン ボルマークの活用	平成16年 4月～	・一般公募することにより10周年記念事業への関心を高めるとともに、10周年記念事業において統一的に活用し10周年記念事業の一体性の確保と浸透を図る。
	プレスリリース		・記者クラブ等に募集情報を発表
	推進会議構成員の 広報媒体		・各団体の広報担当に掲載依頼（随時）
	ダイレクトメール		・事業募集を災害関係の全国のボランティア等に配布 ・県内学校等に対する論文募集等を検討
	事業説明パンフレット		・記念事業の概要、支援内容、推進体制、主な事業紹介
	ポスター		・交通機関、自治体掲示板等に掲示
	助成の手引き		・助成申請予定者等に配布
	インターネット		・ホームページ開設 （10周年記念の趣旨、助成制度、事業一覧 等） ・リンク集（推進会議構成員、事業実施団体等） ・メールマガジン（定期発行）メーリングリスト
実施内 容に関 する広 報	プレスリリース	随時	・記者クラブ等にニュース性のある情報を提供
	推進会議構成員の 広報媒体の活用	随時	・各団体の広報担当に掲載依頼（随時） ・報道関係者と事務局との情報交換会を実施
	かわら版	16年5月 9月 11月 17年4月 7月 10月	・事業募集特集 ・16年度事業紹介 ・1.17に向けて ・17年度事業紹介 ・夏休み特集号 ・芸術・文化特集
	雑誌	16年9月～ 17年12月	・情報誌に毎月広告（連載記事風に記載）掲載（16回）
	フリーペーパー	17年11月 17年4月	・17年1月事業一覧 等 ・17年度事業一覧 等
	インターネット		・定期的に情報更新
	成果発 信支援 のため の広報	ホームページ掲載	
パネル展示		17年1月	・国連防災世界会議、東京等で大震災の経験や復興の成果等のパネルを展示
報告書		17年度末	・各事業の実施結果を掲載 ・全国公共図書館等に配布

(9) 広報スケジュール

	16年度												17年度																	
	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期								
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
記念事業届出 受付	(随時受付)																													
助成申請手続	(随時受付・交付決定)																													
	審査						審査						審査						審査						審査					
	4～6月分については特例的に随時審査・交付決定																													
ポスター	←→						←→						←→						←→						←→					
	事業開始・支援制度等告知ポスター																													
パンフレット	←→						←→						←→						←→						←→					
	第1版発行						第2版発行						第3版発行						←→						←→					
かわら版																														
雑誌																														
インターネット 情報発信	(随時更新)																													
	推進会議ホームページ立ち上げ 推進会議構成員ホームページへリンク 事業実施団体ホームページへリンク メールングリスト構築 メールマガジン発行																													

4 事業助成方針

実施主体が10周年記念事業の趣旨に賛同し、推進会議に届け出た事業のうち、一定の要件を満たすものに対し、推進会議が事業助成することにより、10周年記念事業の実施を支援する。

(1) 事業助成の目的

阪神・淡路大震災10周年を機に、次の趣旨で10周年記念事業として実施される事業を支援する。

失われたかけがえのない命に思いをはせるとともに、大震災の経験と教訓を次世代に語り継ぎ、安全で安心な社会の構築に貢献する。(経験と教訓の継承)

復旧・復興への支援に対する感謝の気持ちを国内外に表す。(心からの感謝)

私たちがたどってきた道のりを振り返り、共にがんばってきた成果を寄せ合い未来へつなぐ努力をすることを誓い合う。(がんばりの確認、励まし)

復興の過程で芽生えた新しい社会を先導する取り組みを国内外に発信する。(先導的取り組みの発信)

(2) 対象期間

平成16年4月1日～平成18年3月31日

対象期間中に複数回実施する同一事業については、原則として1回に限り助成する。

(3) 申請期間等

事業実施時期	審査の時期	事前申請期限	交付申請期限
16年度事業	16年6月、9月、12月	各審査時期の1か月前	随時
17年度事業	16年12月、17年3月、6月	各審査時期の1か月前	随時

平成16年4月～6月実施の事業については、実施時期まで時間がないことから、特例的に随時受け付け、審査・交付決定する。

(4) 開催地域

原則として被災地(10市10町)とする。

ただし、記念事業の意義・目的に沿う事業で、推進会議が認めるものについては、被災地外開催の事業も対象とする。

(5) 対象者

10周年記念事業の趣旨・目的に合致する事業を実施する団体で、下表のとおりとする。

区 分		実施主体
共同企画事業	県事業	兵庫県が参画する実行委員会
	県民局事業	関係県民局が参画する実行委員会
	市町事業	被災市町が参画する実行委員会
自主企画事業	助成事業	団体・グループ、NPO/NGO

自主企画事業の実施主体に関する要件

実施主体は規約を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にした事業実施体制を整えている団体であること。

企業が企業活動として実施する事業は対象外とし、団体・グループ等と共同で行う地域活動事業を対象とする。

反社会的活動を営む団体、又はその種の団体の構成員等の統制の下にない団体であること。

(6) 助成の対象となる事業・経費

助成の対象となる事業

ア 阪神・淡路大震災10周年記念事業の趣旨に合致する事業であること。

(ア) 犠牲者への追悼の意を表す事業

(イ) 震災の経験と教訓を継承し、発信する事業

(ウ) 支援への感謝のメッセージを発信する事業

(エ) 復興の成果をアピールする事業

(オ) 参画と協働による“創造的市民社会”づくりを促進する事業

(カ) その他推進会議が10周年記念事業の趣旨に合致すると認める事業

イ 実施団体の構成員以外の者が広く参加できる事業であること。

概ね中学校区以上の地域からの参加が見込めること。

ただし、実施団体の構成員のみを対象とする事業であっても、青少年団体、婦人団体、福祉団体、学会等が10周年を機に全国・全県から参画を募る事業はこの限りでない。

ウ 自主企画事業については総事業費が100万円以上の事業であること。

ただし、総事業費100万円未満の事業であっても、総事業費30万円以上の事業

については、市町の推進組織又は「阪神・淡路大震災10周年記念事業地域推進会議」において複数の事業をとりまとめ、1つの事業として申請することができる。

助成の対象とならない事業

- ア 物品等の製作を目的とした事業（教訓の発信や復興の記録を伝えることを目的とする記録書等の作成を除く。）
- イ 収益を主たる目的として行われる事業
- ウ 政治的な普及活動
- エ 宗教的活動
- オ 従来から実施している事業
(事業拡充が明確なもの、周年記念事業としての実施実績があるものは対象とする。)
- カ その他10周年記念事業の趣旨に合致しない事業

助成の対象となる経費

10周年記念事業の実施に要する経費で、次に掲げるもののうち、推進会議が必要かつ適切と認めるもの

- ア 出演費（旅費、宿泊費、楽器等運搬費を含む。）
- イ 会場・附属施設使用費（楽屋・控室・駐車場使用料を含む。）
- ウ 会場設営・撤去費
- エ 音響・照明費
- オ 企画構成費
- カ 会場運営進行費
- キ 広報宣伝費・記録費
- ク 出演交渉・参加者募集費
- ケ 会場整理・警備費
- コ 人件費（事業実施にかかる人件費に限る。）
- サ 事務用品費、通信費、会議費、コピー代、備品購入費（10万円上限）等の事務局運営経費（総事業費の10%を上限とする。）
- シ その他事業の実施に必要な経費で推進会議が認めるもの

助成の対象とならない経費

- ア 事業の企画費（アイデア料）
- イ 商品券、図書券、テレホンカードその他これに類するものの購入経費（公募によるコンテスト等の賞品で、推進会議が認めるものは対象とする。）
- ウ 物品の展示、発表、研究成果発表等を主たる目的とした場合、当該物品に係る制作費、研究費自体

- エ 事業実施団体の構成員にかかる飲食費
- オ 他の団体、個人への助成金、寄附金
ただし、推進会議が特に認めるものはこの限りでない。
- カ 事業実施団体の組織維持にかかる人件費
- キ その他推進会議が適当と認めないもの

(7) 助成額

区 分	共同企画事業	自主企画事業
助成率	助成対象経費の合計額から、入場料収入等を控除した金額の1 / 2 以内	助成対象経費の合計額の1 / 2 以内
限度額	市町事業 : 500万円 県事業、県民局事業 : 1,000万円 特認事業 : 5,000万円	200万円 特認事業 : 500万円

特認事業の認定基準

共同企画事業

被災地のにぎわいをもたらす、被災地からの情報発信に大きな効果が見込める事業で、県内外からの多数の参加者が見込まれると認められる新たな事業、又は10周年記念事業として特に拡充する事業

自主企画事業

県・市町に準じた団体（特殊法人、独立行政法人、国・県・市町の外郭団体）が参画する実行委員会が実施する事業

助成の要件に適合する事業の助成総額が予算の範囲を超える場合には、助成限度額にかかわらず、予算の範囲内で助成額を決定する場合がある。

(8) 助成の決定方法

推進会議に審査委員会を設置して審査し、推進会議が決定する。
審査委員会委員は、推進会議構成員の中から代表会長が委嘱する。

阪神・淡路大震災 10周年記念事業



阪神・淡路大震災10周年を機に記念事業を計画している皆様へ

事業助成の手引き

対象期間：平成16年4月1日～平成18年3月31日

申請受付：随時受付中（最終締切：平成17年5月31日）



阪神・淡路大震災10周年記念事業推進会議

事業助成の趣旨

阪神・淡路大震災10周年記念事業の趣旨に賛同し、次の目的で事業を実施する旨届け出があった事業のうち、一定の条件を満たす事業に対し、阪神・淡路大震災10周年記念事業推進会議が支援します。

失われたかけがえのない命に想いをはせるとともに、大震災の経験と教訓を次世代に語り継ぎ、安全で安心な社会の構築に貢献する。(経験と教訓の継承)

復旧・復興への支援に対する感謝の気持ちを国内外に表す。(心からの感謝)

私たちがたどってきた道のりを振り返り、共にがんばってきた成果を寄せ合い未来へつなぐ努力をすることを誓い合う。(がんばりの確認、励まし)

復興の過程で芽生えた新しい社会を先導する取り組みを国内外に発信する。(先導的取り組みの発信)

助成対象期間

平成16年4月1日～平成18年3月31日

対象期間中に複数回実施する同一事業については、1回に限り助成します。

開催地

原則として被災地(神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町、緑町、西淡町、三原町、南淡町)とします。

ただし、推進会議が認めるものについては、被災地外開催の事業も対象とします。

助成対象実施主体

10周年記念事業の趣旨・目的に合致する事業を実施する団体で、下表のとおりとします。

区 分		助成対象実施主体
共同企画事業	県事業	県本庁と各種団体で構成される実行委員会
	県民局事業	関係県民局と各種団体で構成される実行委員会
	市町事業	被災市町と各種団体で構成される実行委員会
自主企画事業	助成事業	各種団体

【自主企画事業の要件】

規約を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にした事業実施体制を整えていること。
反社会的活動を営む団体、又はその種の団体の構成員等の統制の下にない団体であること。

【民間企業の取り扱い】

民間企業については、各種団体等との共同事業が対象となります。

助成の対象となる事業

- (1) 阪神・淡路大震災10周年記念事業の趣旨に合致する事業
 - 犠牲者への追悼の意を表す事業
 - 震災の経験と教訓を継承し、発信する事業
 - 支援への感謝のメッセージを発信する事業
 - 復興の成果をアピールする事業
 - 参画と協働による“創造的市民社会”づくりを促進する事業
 - その他推進会議が10周年記念事業の趣旨に合致すると認める事業
- (2) 実施団体の構成員以外の者が広く参加できる事業
 - 概ね中学校区以上の地域からの参加が見込めることが条件です。
 - 実施団体の構成員のみを対象とする事業であっても、青少年団体、婦人団体、福祉団体、学会等が、阪神・淡路大震災10周年を記念して全国・全県から参画を募る事業は助成の対象になります。
- (3) 自主企画事業については、総事業費が100万円以上の事業
 - ただし、総事業費100万円未満の事業であっても、総事業費30万円以上の事業については、市町の推進組織、阪神・淡路大震災10周年記念事業地域推進会議又はひょうごボランティアプラザが複数の事業をとりまとめ、総事業費100万円以上の事業として申請することができます。

【助成の対象にならない事業】

- 物品等の製作を目的とした事業
 - ただし、教訓の発信や復興の記録を伝えることを目的とする記録書等の作成は対象になります。
- 収益を主たる目的として行われる事業
- 政治的な普及活動として行われる事業
- 宗教的活動として行われる事業
- 従来から実施している事業
 - ただし、事業拡充が明確なもの、周年記念事業としての実施実績があるものは対象になります。
- その他10周年記念事業の趣旨に合致しない事業

助成の対象となる経費

10周年記念事業の実施に要する経費で、次に掲げるもののうち、推進会議が必要かつ適切と認めるものが対象となります。

- 出演費（旅費、宿泊費、楽器等運搬費を含む。）
- 会場・附属施設使用費（楽屋・控室・駐車場使用料を含む。）
- 会場設営・撤去費
- 音響・照明費
- 企画構成費
- 会場運営進行費
- 広報宣伝費・記録費
- 出演交渉・参加者募集費
- 会場整理・警備費
- 人件費（事業実施にかかる人件費に限る。）
- 事務用品費、通信費、会議費、コピー代、備品購入費（10万円上限）等の事務局運営経費（総事業費の10%以内とする。）
- その他事業の実施に必要な経費で推進会議が認めるもの

【助成の対象にならない経費】

- 事業の企画費（アイデア料）
- 商品券、図書券、テレホンカードその他これに類するものの購入経費（公募によるコンテスト等の賞品で、推進会議が認めるものは対象とします。）
- 物品の展示、発表、研究成果発表等を主たる目的とした場合、当該物品に係る制作費、研究費
- 事業実施団体の構成員にかかる飲食費
- 他の団体、個人への助成金、寄附金
- 事業実施団体の組織維持にかかる人件費
- その他推進会議が適当と認めないもの

【諸謝金等の経費算入について】

講師等が10周年記念事業への協力のために諸謝金等を辞退した場合、その諸謝金等相当額を助成対象事業費に換算・算入し、助成対象とすることができます。

対象経費 講師等諸謝金

「講師等」とは、講演会等の講師、シンポジウム、セミナー、フォーラム等のパネリスト、コーディネーター、司会、演奏会・演劇等の出演者で、実施主体外の者を言います。

経費算入を認める額

- ・ 諸謝金等の総額が総事業費の1 / 4以内であること。

【換算時の1人（1グループ）当たり基準単価】

区 分		基準単価
講演会、シンポジウム、セミナー、フォーラム、大会、研究会その他これに類する会合	講演者	1人10万円以内
	コーディネーター	1人10万円以内
	パネリスト	1人5万円以内
	司会	1人5万円以内
コンサート、舞台芸術その他これに類する芸術文化活動	出演者	1人あるいは1グループ10万円以内

上記基準単価によりがたい特別の事情がある場合は、事業承認時において認められる金額の範囲内とします。

助 成 額

区 分	共同企画事業	自主企画事業
助成率	助成対象経費の合計額から、入場料収入等を控除した金額の1 / 2以内とします。	助成対象経費の合計額の1 / 2以内。
限度額	市町事業 : 500万円 県事業、県民局事業 : 1,000万円 特認事業 : 5,000万円	自主企画事業 : 200万円 特認事業 : 500万円

【入場料収入等とは】

「入場料収入等」とは、入場料、参加費、参加者負担金、参加資料代、展示品売上金等を言います。

【他の公的支援の取扱い】

自主企画事業においては、市町等公的団体からの支援額は、推進会議が認める範囲内で助成対象経費に充てることができます。

【特認事業の認定基準】

共同企画事業（限度額5,000万円）

県内外からの多数の参加者が見込まれる新規事業であって、被災地ににぎわいをもたらす、被災地からの情報発信に大きな効果が見込める事業とします。

自主企画事業（限度額500万円）

県・市町に準じた団体（特殊法人、独立行政法人、国・県・市町の外郭団体）が参画する実行委員会が実施する事業とします。

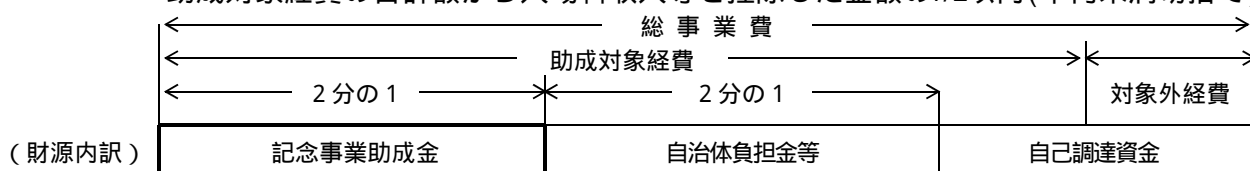
【予算の制約について】

助成の要件に適合する事業に係る補助金交付総額が予算の範囲を越える場合は、上記助成限度額にかかわらず、予算の範囲内で助成金額を決定することがあります。

【助成額の計算例】

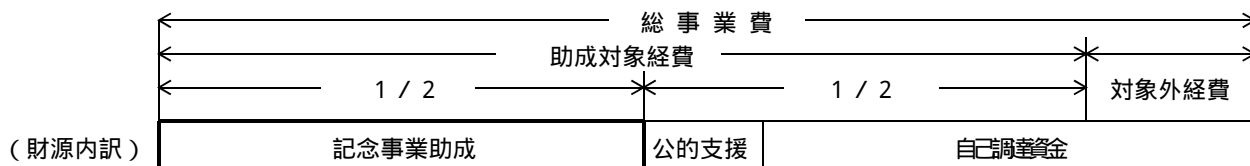
(1) 共同企画事業

助成対象経費の合計額から入場料収入等を控除した金額の1/2以内(千円未満切捨て)



(2) 自主企画事業

助成対象経費の総額の1/2(千円未満切捨て)以内。



申請手続の流れ

1 事前申請

事業費の詳細や、実行委員会等実施主体の構成が確定していない段階で、事業計画概要書による事前審査(内容審査)を行い、助成事業を内定します。

その後、事業内容が固まってから交付申請を行うこととなりますが、すでに事業の詳細が固まっているものについては、事前申請書類に代えて交付申請書類を提出することができます。

2 審査

阪神・淡路大震災10周年記念事業推進会議に審査委員会を設け、事業計画概要書に基づき、次の基準により事業内容を審査します。

審査結果は可否の理由も含めて申請者に通知するとともに、推進会議のホームページ等で公表します。

10周年記念事業の意義・目的に沿っているか

意義・目的の達成に効果があるか

独自性はあるか

アピール性はあるか

事業内容は実施可能なものとなっているか

3 交付申請

審査をパスした事業に対して内定を出しますので、事業計画を進めていただき、詳細が固まり次第、事業実施1か月前までに交付申請を行ってください。推進会議事務局で助成対象事業費を確認し、交付決定します。

4 変更申請

助成内定後、次の場合は事業計画の変更を申請してください。

- ・代表者が変わった場合（実施主体の規約等を提出してください。）
- ・予算総額が20%以上増減した場合

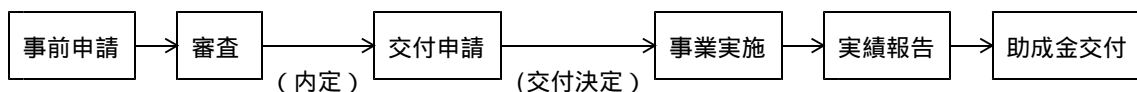
事業の趣旨や目的が変わるほど大きな変更があった場合は、別事業として再申請をお願いすることがあります。

規模縮小により総事業費が100万円未満となったり、中学校区エリアから参加者を集めることができなくなるなど、助成要件をはずれた場合は、交付決定を取り消す場合があります。

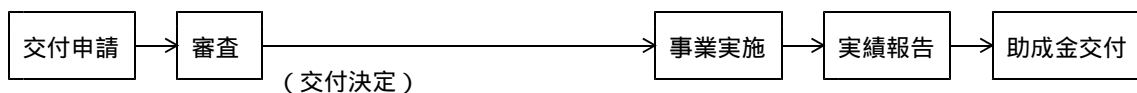
5 実績報告

事業終了後、実績報告を提出していただき、推進会議事務局で助成額を確定した後、助成金を交付します。

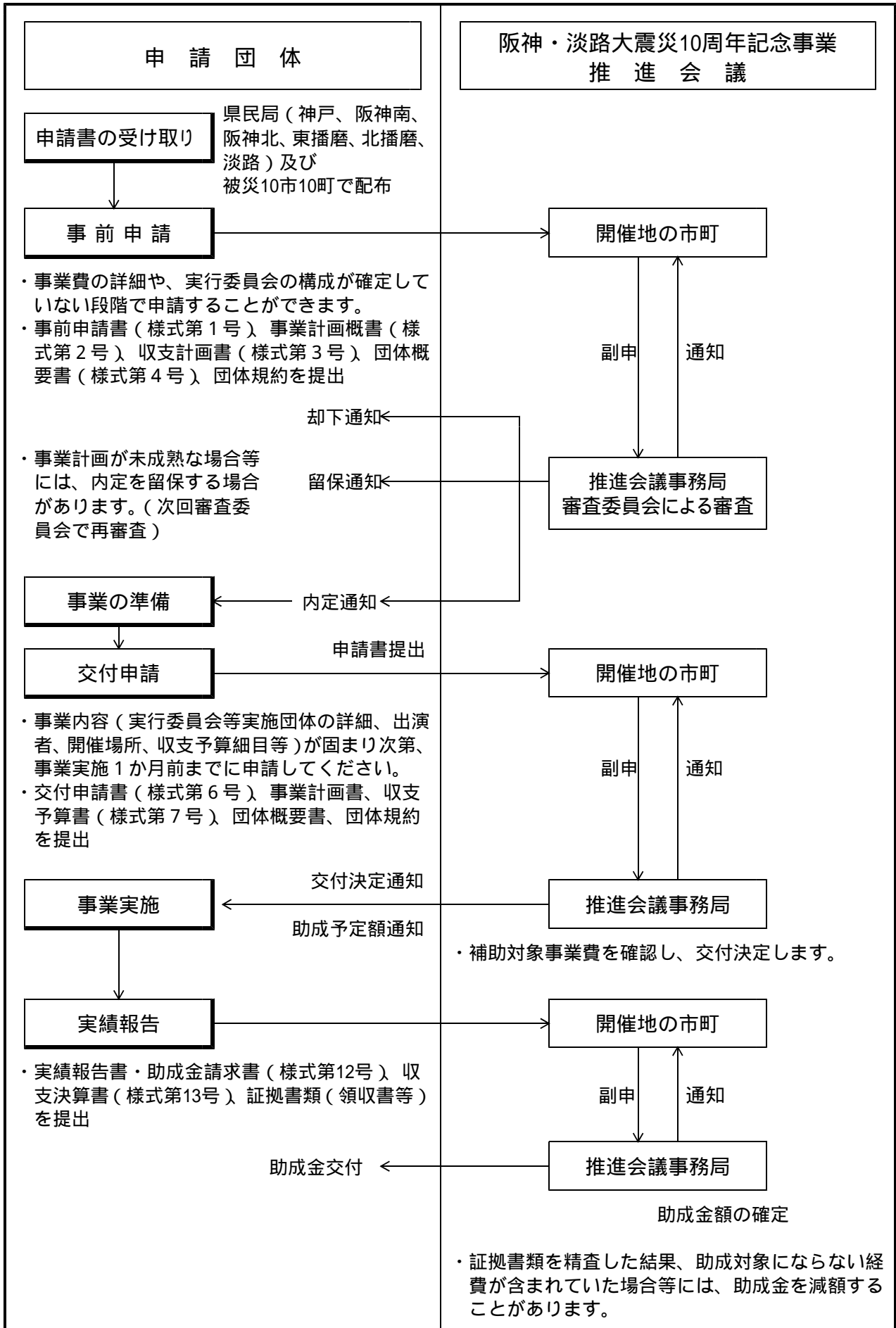
【通常の手続】



【事業内容が固まっている場合の手続き】



助成制度全体の流れ



このフロー図は被災地内で実施される自主企画事業の場合です。

申請期間等

下表のスケジュールで審査委員会を開催します。それぞれの審査委員会開催月の前月末まで事前申請を受け付けます。

交付申請は随時受け付けますが、事業実施1か月前までに行ってください。

年度をまたがる事業については、事業が開始される年度に事業全体を申請してください。

平成16年4月1日から同年6月30日の間に実施される事業については、随時受け付け、審査しますので、推進会議事務局にお問い合わせください。

事業実施期間	審査委員会の時期	事前申請期限	交付申請期限
平成16年7月1日から 平成17年3月31日まで	16年6月	5月末日	事業実施1か月前
	16年9月	8月末日	
	16年12月	11月末日	
平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	16年12月	11月末日	
	17年3月	2月末日	
	17年6月	5月末日	

提出書類一覧

事前申請	阪神・淡路大震災10周年記念事業助成金事前申請書（様式第1号） 事業計画概要書（様式第2号） 収支計画書（様式第3号） 団体概要書（様式第4号） 団体規約（実行委員会の設置要綱、規約等）
交付申請	阪神・淡路大震災10周年記念事業助成金交付申請書（様式第6号） 事業計画書（様式第2号） 収支予算書（様式第7号） 団体概要書（様式第4号） 団体規約（実行委員会の設置要綱、規約等）
事業内容変更	阪神・淡路大震災10周年記念事業助成金事業計画変更承認申請書（様式第10号）
事業中止	阪神・淡路大震災10周年記念事業中止届出書（様式第11号）
実績報告	阪神・淡路大震災10周年記念事業実績報告書・助成金請求書（様式第12号） 収支決算書（様式第13号） 決算額を証明する領収書又は請求書の写し 記録シート（後日配布）記録写真、リーフレット、パンフレット等 辞退された謝金等を経費に算入する場合は本人の辞退届 【留意事項】 助成金の支払いは原則として精算払いとします。 提出期日は、原則として事業完了日から30日以内です。 助成金の入金を待って支払うものなど領収書がない場合は、請求書で代用しますが、助成金交付後30日以内に領収書の写しを提出してください。 助成金に過払いが生じた場合は、速やかに返還してください。

虚偽の申請等があった場合は、助成金交付決定を取り消し、助成金の全額返還を命ずることがあります。

問い合わせ・申請窓口

【事業区分別申請窓口】

事業区分		申請窓口
共同企画事業	県事業	県担当部局
	県民局事業	地域推進会議事務局（県民局：神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、淡路）
	市町事業	市町担当課
自主企画事業	被災市町内実施事業	被災市町 ・事業開催地が複数市町にまたがる事業は、主な事業の開催地が所在する市町
	被災地外実施事業	推進会議事務局

【助成事業に関するお問い合わせ・ご相談は】

阪神・淡路大震災10周年記念事業推進会議事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 2号館2階
（兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部復興企画課内）

TEL：078-362-3955 FAX：078-362-4459

ホームページ <http://web.pref.hyogo.jp/hukkou/10th-year/index.html>

被災地を管轄する県民局

神戸県民局	企画調整担当	078-361-8619	東播磨県民局	企画調整担当	0794-21-9602
阪神南県民局	市町・防災担当	06-6481-8072	北播磨県民局	企画調整担当	0795-42-9316
阪神北県民局	市町・防災担当	0797-83-3124	淡路県民局	企画調整担当	0799-26-2012

被災市町窓口

神戸市	「震災10年 神戸からの発信」 推進委員会事務局	078-322-6475	津名町	町長公室	0799-62-0001
尼崎市	総務局総務部防災対策課	06-6489-6165	淡路町	企画調整課	0799-72-3111
明石市	政策部政策室	078-918-5010	北淡町	企画振興課	0799-82-1144
西宮市	総合企画局企画総括室企画総務グループ	0798-35-3431	一宮町	企画情報課	0799-85-1122
洲本市	企画部企画課	0799-22-3321	五色町	企画情報課	0799-33-0160
芦屋市	総務部企画課	0797-38-2009	東浦町	企画情報課	0799-74-4101
伊丹市	企画財政部企画調整室	072-784-8007	緑町	まちづくり課	0799-45-0390
宝塚市	企画財務部政策室企画調整課	0797-77-2001	西淡町	企画政策課	0799-36-3311
三木市	企画部企画政策課	0794-82-2000	三原町	企画室	0799-42-0323
川西市	総務部行政室防災安全課	072-740-1145	南淡町	町長公室	0799-50-2501

被災者復興支援会議 構成員名簿

(H16.4.1現在)

氏 名	所 属 ・ 職
室崎 益輝	独立行政法人 消防研究所理事長
加藤 恵正	兵庫県立大学経済経営研究所長
渥美 公秀	国立大学法人 大阪大学人間科学部助教授 (特非)日本災害救援ボランティアネットワーク理事
安富 隆義	日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長
井伊久美子	兵庫県立大学看護学部教授
岩堂美智子	大阪市立大学生活科学部教授
戎 正晴	弁護士 (特非)しみん基金・こうべ理事
小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
立木 茂雄	同志社大学文学部教授
速水順一郎	兵庫県教育委員 (社)兵庫県子ども会連合会常務理事兼事務局長
原口 洋一	日本放送協会神戸放送局長
森 健祐	兵庫県経営者協会常務理事兼事務局長
山川 雅義	(社)兵庫県医師会常任理事
吉岡 正勝	神戸市老人福祉施設連盟理事長 特別養護老人ホーム「協同の苑六甲アイランド」苑長
古西 保信	阪神・淡路大震災復興本部総括部長

(: 座長、 : 副座長)

被災者復興支援会議 フォーラムについて

1 連続フォーラム“ みんなの復興宣言 - 体験を力に、教訓を未来に - ”

被災者復興支援会議 が阪神・淡路大震災からの復興の歩みを振り返って抽出したキーワードに関する集中的な議論を毎月展開することにより、被災者と行政の間に立つ第三者機関の視点から、これまでの歩みを検証するとともに、今後の災害に役立つ教訓等を広く発信する。

月	キーワード	場 所	コーディネーター
4月	安 全 安 心	ひょうごボランティアプラザ	独立行政法人消防研究所 理 事 長 室崎 益輝 ()
5月	率 先 提 言	御蔵通5・6・7丁目自治会館	独立行政法人消防研究所 理 事 長 室崎 益輝 ()
6月	持 続 共 生	神戸・長田シューズプラザ	兵庫県立大学経済経営研究所 所 長 加藤 恵正 ()
7月	現 場 主 義	神 戸 市 内	(特非)ひょうごコミュニティネットワーク 理 事 長 増田 大成 ()
9月	震 災 文 化 (発信と継承)	芦屋又は神戸市内	(特非)ひょうご・まち・くらし研究所 常務理事 山口 一史 ()
10月	地域力・市民力	西 宮 市 内	国立大学法人大阪大学人間科学部 助 教 授 渥美 公秀 ()
10月	エンパワーメント (元気激励)	淡 路 島 内	(社)兵庫県子ども会連合会 事務局長 速水順一郎 ()
11月	合 意 形 成	芦屋又は神戸市内	同志社大学文学部 教 授 立木 茂雄 ()
12月	自 律 連 帯	神 戸 市 内	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク 代 表 小林 郁雄 ()
1月	参 画 協 働	神 戸 市 内	市民まちづくり研究所 所 長 松本 誠 ()

コーディネーター氏名の後の()()()は、()...支援会議メンバー、
()...支援会議 メンバー、()...支援会議 メンバーを示す。

2 総合フォーラム

震災復興の過程から得られた教訓や、被災者と行政の間に立つ第三者機関として支援会議の果たした役割を総括し発信するため、支援会議メンバー等によるパネルディスカッションを行う。

(時 期) 平成17年2月

(場 所) 神戸市内

生活復興県民ネット幹事名簿

平成16年5月17日現在

No.	団 体 名	代 表 者 名
1	芦屋市環境衛生協会	浅川 好雄
2	尼崎市市民運動推進委員会	福田 芳治
3	川西市コミュニティ協議会連合会	今濱 勝之
4	コープこうべ	野尻 武敏
5	国際ロータリー第2680地区	本山 新三
6	こころ豊かな美しい淡路推進会議	琴井谷 史郎
7	こころ豊かな宝塚づくり運動推進協議会	清水 勲
8	こころ豊かな美しい但馬推進会議	梅谷 光信
9	こころ豊かな美しい丹波推進会議	森田 洋子
10	こころ豊かな美しい中播磨推進会議	岩成 孝
11	こころ豊かな美しい西播磨推進会議	川崎 亮太郎
12	こころ豊かな美しい阪神南推進会議	福田 芳治
13	こころ豊かな美しい阪神北推進会議	今濱 勝之
14	こころ豊かな美しい東播磨推進会議	白川 武夫
15	こころ豊かな美しい北播磨推進会議	上月 寛三良
16	こころ豊かな兵庫づくり県民運動伊丹市連絡協議会	鈴木 嘉藏
17	こころ豊かな美しい兵庫推進会議	野尻 武敏
18	(財)神戸YMCA	武田 寿子
19	(財)兵庫県青少年本部	今井 鎮雄
20	(財)兵庫県老人クラブ連合会	吉井 弘
21	(社)ガールスカウト日本連盟兵庫県支部	本多 桂子
22	(社)日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック協議会	米倉 稔雄
23	(社)兵庫県医師会	西村 亮一
24	(社)兵庫県看護協会	近田 敬子
25	(社)兵庫県子ども会連合会	小林 勝弘
26	(社)兵庫県歯科医師会	橋本 猛伸
27	(社)兵庫県薬剤師会	東 和夫
28	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会	辻 寛
29	西宮コミュニティ協会	樽井 正雄
30	日本ボーイスカウト兵庫連盟	井戸 敏三
31	日本労働組合総連合会兵庫県連合会	北条 勝利

		団 体 名	代 表 者 名
団 体	32	兵庫県愛育連合会	土生田喜代子
	33	兵庫県いずみ会	五百井嬉美代
	34	兵庫県栄養士会	仙賀 鈴江
	35	兵庫県漁業協同組合連合会	大西 二三夫
	36	兵庫県経営者協会	平田 幸廣
	37	兵庫県J A女性協議会	堀 紀代子
	38	兵庫県商工会議所連合会	太田 敏郎
	39	兵庫県商工会連合会	土谷 正男
	40	兵庫県商店連合会	三條 正豊
	41	兵庫県消費者団体連絡協議会	幡井 政子
	42	兵庫県森林組合連合会	谷 洋一
	43	兵庫県生活研究グループ連絡協議会	邑橋 裕恵
	44	兵庫県生活協同組合連合会	宮内 明彌
	45	兵庫県精神保健協会	中井 久夫
	46	兵庫県青年洋上大学同窓会	木村 成明
	47	兵庫県中小企業団体中央会	在田 一雄
	48	兵庫県農業協同組合中央会	今井 和男
	49	兵庫県P T A協議会	真野 義之
	50	兵庫県ボランティア協会	小西 康生
	51	兵庫県民生委員児童委員連合会	松本 誠史
	52	兵庫県連合自治会	白川 武夫
	53	兵庫県連合婦人会	北野 美智子
	54	ふれあいのまちK O B E ・ 愛の輪運動推進委員会	高村 勳
	55	ライオンズクラブ国際協会 3 3 5 - A地区	松田 毅
56	ライオンズクラブ国際協会 3 3 5 - D地区	西川 義規	
		名 前	役 職 等
個 人	1	堯天 義久	神戸大学名誉教授、神戸市復興・活性化推進懇話会座長
	2	小西 康生	神戸大学教授
	3	室崎 益輝	独立行政法人消防研究所理事長、被災者復興支援会議 座長
	4	新野 幸次郎	神戸大学名誉教授、震災対策国際総合検証会議座長

財団法人 阪神・淡路大震災復興基金の概要

阪神・淡路大震災からの早期復興のための各般の取り組みを補完し、被災者の自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進めることにより、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生するため、(財)阪神・淡路大震災復興基金を平成7年4月1日に設立した。

1 名称、所在

- (1) 名称 財団法人阪神・淡路大震災復興基金
- (2) 所在 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(県庁1号館12階)

2 設立者

兵庫県及び神戸市

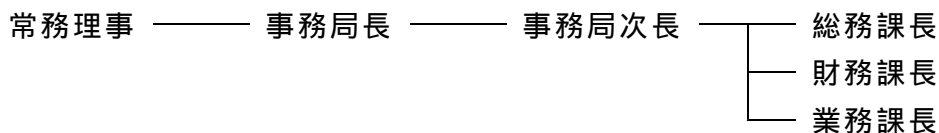
3 基金の規模

- (出捐金) 200億円(県2/3、神戸市1/3)
- (長期貸付金) 8,800億円(県2/3、神戸市1/3)
- (合計) 9,000億円〔6,000億円(当初設立時)+3,000億円(平成9年3月増額)〕

4 役員

- (理事長) 知事
- (副理事長) 神戸市長
- (常務理事) 県復興本部総括部参事
- (理事) 県 : 2副知事、理事(技術担当)、復興本部総括部長
神戸市 : 3助役、企画調整局長
その他 : 西宮市長
- (監事) 県出納長、神戸市収入役

5 事務局組織



6 事業内容

- (1) 被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業
- (2) 被災者の住宅の再建等住宅の復興を支援する事業
- (3) 被害を受けた中小企業者の事業再開等産業の復興を支援する事業
- (4) 被害を受けた私立学校の再建等教育・文化の復興を支援する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業

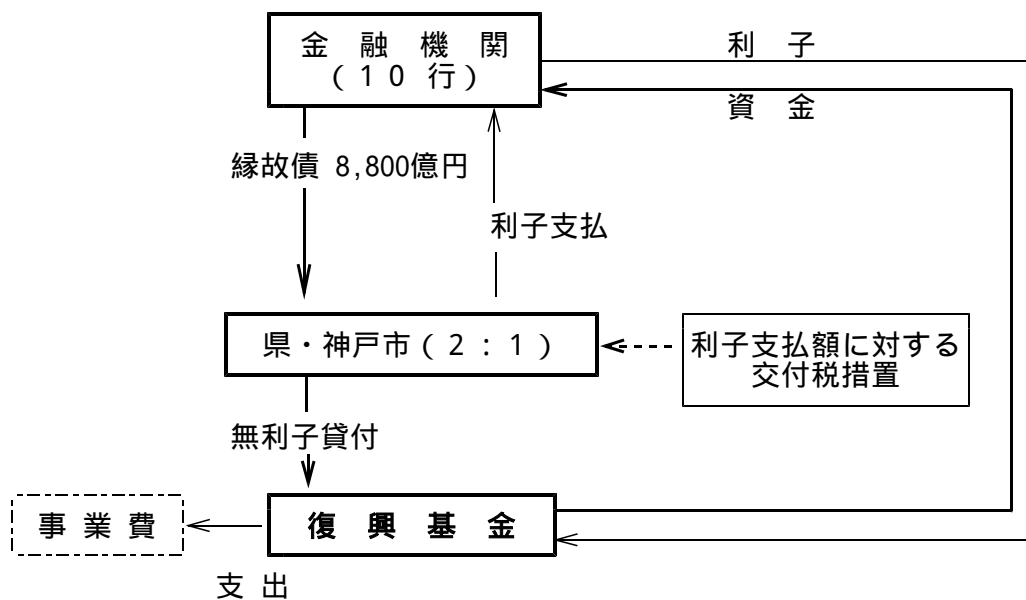
7 復興基金事業の仕組み

基本財産 200億円、運用財産 8,800億円

(運用財産の内訳)

運用財産	運用利率	運用期間	運用益
5,800億円	4.5%	10年間 (H 7.6.27 ~ H17. 6.27)	2,610億円
		5.5か月 (H17.6.27 ~ H17.12.12)	120億円
3,000億円	3.0%	5年間 (H 9.3.27 ~ H14. 3.27)	450億円
		4年間 (H14.3.27 ~ H18. 3.27)	360億円
合計 (8,800億円)			3,540億円

【参考：資金フレーム】



8 事業数〔特別会計を含む〕

(16.4.1現在)

対策	全事業数	受付状況		実施状況	
		15年度までに受付終了	16年度予定	15年度までに終了	16年度予定
住宅	33	19	14	10	23
産業	33	16	17	15	18
生活	32	23	9	22	10
教育	11	8	3	8	3
その他	4	2	2	2	2
合計	113	68	45	57	56

平成16年度(財)阪神・淡路大震災復興基金事業一覧

[平成16年4月1日]

区分	事業名	事業内容	当初 予算額 (千円)	照会先
住	被災者住宅購入 支援事業補助	被災者向け住宅資金融資を受け、新たに住宅を購入する被災者に対し、一定の条件で利子補給を行う。	750,602	県土整備部まちづくり局民間住宅室
	被災者住宅再建 支援事業補助	1.被災者向け住宅資金融資を受け、新たに住宅を建設する被災者に対し、一定の条件で利子補給を行う。 2.被災市街地復興土地区画整理事業地区内で住宅・店舗・事務所等の建設資金借入に対して補給を行う。	565,712	1. 県土整備部まちづくり局民間住宅室 2. 県土整備部まちづくり局市街地整備課
	被災マンション 建替支援利子補給	住宅金融公庫の災害復興住宅資金融資等を受け、被災した分譲マンションを再建する区分所有者及び住宅供給公社等が建て替えを代行したマンションを購入する被災者に対し、利子補給を行う(受付は判決確定後、再建に取り組む3団地のみ継続中)。	392,206	県土整備部まちづくり局民間住宅室
	住宅債務償還特別対策	既存住宅ローン(震災時残高400万円以上)の償還を行いながら、被災者向け住宅資金融資を利用して住宅を建設・購入・補修(借入額500万円以上)する被災者に対し、一定の条件で利子補給を行う。	356,419	県土整備部まちづくり局民間住宅室
対	県・市町単独住宅 融資利子補給	県・市町が、住宅資金が不足する被災者を対象に特別に設けた住宅融資に対し、一定の条件で利子補給を行う。	73,528	県土整備部まちづくり局民間住宅室 各市町担当課
	高齢者特別融資 (不動産活用型) 利子補給	高齢者の所有する不動産の処分を前提にした市町の高齢者特別融資(不動産活用型)に対し、利子補給を行う。	4,540	県土整備部まちづくり局民間住宅室 神戸市及び西宮市担当課
策	定期借地権方式による 住宅再建支援事業補助	被災した戸建住宅の土地を買い取り、50年間の定期借地権付き戸建住宅として元の土地所有者に再分譲する住宅供給公社等に対し、地代の一部等を補助する。	5,200	神戸市都市計画総局住宅部住宅政策課
	復興土地区画整理 事業等融資利子補給	復興土地区画整理事業及び復興市街地再開発事業により、清算金等を支払う権利者等の借入金に対し、利子補給を行う。	32,422	県土整備部まちづくり局市街地整備課
	小規模共同建替等 事業補助	敷地規模等の要件を満たさないため、優良建築物等整備事業等の補助対象とならない小規模な共同建替、協調建替等に要する経費の一部を補助する。	42,800	県土整備部まちづくり局市街地整備課 各市町担当課

区分	事業名	事業内容	当初 予算額 (千円)	照会先
住	隣地買増し宅地規模 拡大支援融資利子補給	住宅の再建にあたり、宅地が狭小なため隣 接地を購入する資金を借り入れた被災者 に対し、利子補給を行う。	745	県土整備部まちづくり局民間住宅室
	高齢者住宅再建 支援事業補助	住宅再建にあたり、高齢を理由に融資が 受けられず、自己資金を取り崩して住宅を 建設・購入・補修（補修費500万円以上） した65歳以上の一定の要件を満たす被災 者に対して補助を行う。	63,600	県土整備部まちづくり局民間住宅室
	被災者向けコレク ティブ・ハウジング 等建設事業補助	コミュニティを生活の根幹に据えた新しい 住まい方であるコレクティブ・ハウジ ング等を建設する事業者等に対し、協 同居住空間整備費等の一部を補助する。	107,223	県土整備部まちづくり局住宅地課
	総合住宅相談所設置 運営事業補助	住宅再建ヘルパーを配置し、民間自 力による住宅等の再建を支援する。	400	神戸市都市計画総局住宅部住宅政策課
宅	復興まちづくり支 援事業補助	<ol style="list-style-type: none"> 市街地復興の計画づくりや実施にあ たり、住民主体のまちづくりを推進す るため、アドバイザーやコンサルタント の派遣及び地元の住民団体等のまち づくり活動等に要する経費の一部を 補助する。 被災した市街地における空き地を 地域のイベントや憩いの場などとして 活用し、まちの賑わいを創出する活 動に要する費用を助成する。 (1) 県が被災地内において選定 するモデル箇所での住民団体等によ る花を活かしたまちづくり活動に 助成する。 (2) 被災地において、震災に起因 し当面利用計画がない空地で、住 民団体等が緑化する活動に助成す る。 復興10年を迎える被災地にお いて、景観の向上を図るとともに、 美しいまちなみにより被災地の復 興をアピールするため、道路の美 化、沿道住宅の美化に取り組む 住民団体の活動を助成する。 市町の「まちなみ緑化推進の 基本方針」に基づき、緑化を推進 すべき地域の中の一定のまとまり のある地区において、まちづくり 協議会等が中心となり定めた協 定・計画により住民等が取り組む 緑化事業で、県・市町がまちな み景観の向上に資すると認める 事業に対し、経費の一部を補助 する。 地域固有の自然や歴史的資源 等の再発見を通して、誰もが「住 んでいてよかった」「住み続け たい」と思えるまちづくり向け、 自治会、婦人会、老人クラブ、 子ども会等の地域組織主導によ る取り組み（「まちの再発見運 動」）に対し助成する。 	461,235	<ol style="list-style-type: none"> 県土整備部県土企画局都市政 策担当課長 ひょうごまちづくりセンター こうべまちづくりセンター 各市町担当課 総括部生活復興課 各市町担当課 (1) 県土整備部県土企画局都市 政策担当課長 各県民局 兵庫みどり公社 (2) 県土整備部県土企画局都市 政策担当課長 ひょうごまちづくりセンター 県土整備部県土企画局都市政 策担当課長 県土整備部まちづくり局都市計 画課 総括部生活復興支援室
策	小計		2,856,632	

区 分	事業名	事業内容	当初 予算額 (千円)	照会先
産 業 対 策	事業再開者・新規開業者支援資金利子補給	県・市で創設した事業再開等支援貸付等の借入者のうち、事業所（事業再開者）または住居（新規開業者）が全・半壊（ただし、16年度受付から一部損壊を加える）となったものに対し、利子補給を行う。	2,500	産業労働部商工労働局経営支援課
	政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給	被災した中小企業者の政府系中小企業金融機関（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工中金）からの借り入れに対し、利子補給を行う。	68,687	産業労働部商工労働局経営支援課
	国民生活金融公庫（生衛災害貸付）融資利子補給	被災した生活衛生関係事業者の国民生活金融公庫災害貸付金の借り入れに対し、利子補給を行う。	38,228	健康生活部健康局生活衛生課
	本格復興促進支援利子補給	1. 都市計画事業等の外的要因により未だ本格復旧ができない中小企業者（事務所が全・半壊となったもの）が、事業を本格復興するため、政府系金融機関の特定の貸付け又は県・市の特定の制度融資から借り入れた場合、利子補給を行う。 2. 復興市街地再開発事業によって建設される施設建築物の保留床を、店舗等（住宅を除く）として取得するため、資金融資を受ける管理法人及び個人・法人等に対する利子補給と、賃借に対する家賃補助を行う。	227,774	1. 産業労働部商工労働局商業振興課 2. 県土整備部まちづくり局市街地整備課
	産業復興ベンチャーキャピタル制度	被災地等の産業復興に寄与する事業を展開しようとする企業者に対して長期的な視点に立って投資を中心とした資金提供を行う。	1,000	産業労働部産業科学局新産業担当課長
	新産業構造拠点地区進出企業賃料補助	新産業構造拠点地区に進出して新規成長事業を行う事業者や外国・外資系企業に対し、オフィス賃料を補助する。	182,887	産業労働部商工労働局企業立地課 神戸市産業振興局企業誘致推進室 企業立地課
	新産業構造拠点地区中核的施設建設費補助・利子補給	新産業構造拠点地区（神戸起業ゾーン）に中核施設を建設する事業者に対し、建設費の一部を補助し利子補給を行う。	385,000	神戸市産業振興局企業誘致推進室 企業立地課
新産業構造拠点地区形成促進助成金交付事業（特別会計事業）	新産業構造拠点地区に進出して新規成長事業を行う事業者に対し、オフィス賃料及び進出調査費を補助する。	294,451	産業労働部商工労働局企業立地課	
被災者就業支援事業	就業支援を希望する中高年被災者で要件を満たす者に対し、自立支援推進員による個別面談やキャリアカウンセリング、職場体験等の実施に要する経費を補助する。	93,000	産業労働部商工労働局雇用就業課	

区分	事業名	事業内容	当初 予算額 (千円)	照会先
産業 対 策	地域産業活性化支援 事業補助	1.被災中小企業を主たる構成員とする団体等が、地域産業等の復旧・復興を図るために実施する販路開拓事業などの共同事業に対し、経費の一部を補助する。 2.被災地域の新しい産業構造の実現に向け地域の産業高度化等を図るため、地場産業団体等が共同で取り組む業界ニーズにマッチした実用的な情報システムの開発と活用のための事業に対して補助する。	175,000	1.産業労働部商工労働局工業振興課 2.産業労働部産業科学局新産業担当課長
	商店街・小売市場復興 イベント開催支援事業補助	1.被災地の商店街・小売市場が開催する復興イベントに対し、その経費の一部を補助する。 2.被災地内の商店街・小売り市場等が集客力とにぎわいを取り戻すために継続して取り組むイベントに対して補助する。	116,395	産業労働部商工労働局商業振興課
	商店街・小売市場共同 施設建設費補助	被災した商店街・小売市場が設置するアーケード、カラー舗装等の共同施設の建設費の一部を補助する。	50,000	産業労働部商工労働局商業振興課
	小規模製造企業復興 推進事業補助	被災した小規模企業で構成する団体が共同で実施する実験的復興事業に対し、それに要する経費の一部を補助する。	20,000	産業労働部商工労働局工業振興課
	被災商店街コミュニティ 形成支援事業補助	被災商店街等が集客力の向上を図るため、空き店舗や空き地を活用して行うギャラリーやポケットパークの整備・運営などコミュニティ形成に寄与する事業に対し、経費の一部を補助する。	2,750	産業労働部商工労働局商業振興課
	被災商店街空き店舗等 活用支援事業補助	被災商店街等が空き店舗・空き地を活用して、新たに共同して商業活動を展開し商店街のイメージアップを図る実験的な店舗運営事業や、商店街が不足業種解消のための新規開業者を誘致する事業に対し、経費の一部を補助する。	2,400	産業労働部商工労働局商業振興課
	共同店舗実地研修 支援事業補助	被災した小売市場が業態転換によりセルフ販売方式の共同店舗を導入しようとする際のストア・マネージャーによる実地研修の経費の一部を補助する。	500	産業労働部商工労働局商業振興課
	小規模事業者事業再開 支援事業補助	震災により大きな被害を受けた商業集積・産地集積を回復を促進し、地域産業の活性化を図るため、未だ事業再開を果たしていない小規模事業者が外的要因により復興が遅れている地域・業種で事業再開をする場合に要する店舗・事業所等の賃貸経費の一部を助成する。	20,000	産業労働部商工労働局商業振興課
小計			1,680,572	

区分	事業名	事業内容	当初 予算額 (千円)	照会先
生 活	被災者自立支援金	被災者の生きがいある自立生活の再建を支援するための支援金を支給する。	360,000	総括部生活復興課
	災害復興ボランティア活動補助	1.被災者の生活、自立を支援するボランティア活動に要する経費の一部を補助する。 2.NPO活動の広がりを支援するため資金の貸し付けを行う。 3.地域の課題解決や活性化を目的としてNPOが行政と協働して取り組む事業に対して補助する。 4.NPO・ボランティアグループが、地元自治会などと連携・協力して行う災害復興公営住宅高齢者のふれあい事業などに補助する。	320,549	1.県民政策部地域協働局参画協働課 2.県民政策部地域協働局参画協働課 3.県民政策部地域協働局参画協働課 4.総括部生活復興課
	被災地域コミュニティプラザ設置運営事業補助	高齢者、障害者等を支援する福祉コミュニティづくりの推進拠点施設「コミュニティプラザ」の設置費等に対し補助する。	288,000	健康生活部福祉局社会福祉課 各市町担当課
対 策	「生活復興県民ネット」設置運営事業等補助	1.県民、各種団体、ボランティアグループ、企業等が被災者の生活復興に向けた幅広いエネルギーの連携と結集を図ったネットワークとしての「生活復興県民ネット」の設置、運営や被災者の社会参画の推進と生きがい創造を支援する事業に対し補助する。 2.いきいき仕事塾開設事業 3.いきいき仕事塾修了生への支援 4.被災地コミュニティ・ビジョン等支援事業	147,112	1.総括部生活復興支援室 2.総括部生活復興課 3.総括部生活復興課 4.産業労働部商工労働局雇用就業課
	高齢世帯生活援助員設置事業等補助	災害復興公営住宅等の高齢者等を個別訪問し、生活支援のための相談、各種情報提供などを行う「高齢世帯生活援助員」の設置に要する経費等を補助する。 1.高齢世帯生活援助員設置事業 2.地域見守りネットワーク会議支援事業 3.ラジオによる被災高齢者等への語りかけ事業 4.夜間・休日見守り安心システム推進事業 (1)夜間・休日「安心ほっとダイヤル」開設事業 (2)緊急通報ボタン等普及促進事業 5.地域見守りフォーラム開催事業 6.地域見守り支援者専門研修会開催事業 7.コミュニティサポート支援事業 8.地域見守り活動のつどい開催事業	582,361	総括部生活復興課

区分	事業名	事業内容	当初 予算額 (千円)	照会先
生活	いきがい「しごと」 づくり事業補助	1. 震災を体験した若年者に対し、キャリアカウンセリングや職業意識の醸成及び職場適応力の形成に対する総合的な支援を行い、就職に対する不安感を払拭するとともに、就職後の職業生活に対する適応力の育成を図る事業に対して補助する。 2. 有償ボランティアやコミュニティ・ビジネス等の新しい価値観に基づく「生きがいしごと」ともいえる働き方への就業を支援するため、有償で公益的な仕事をしたい人と仕事をしてほしい人とのマッチング等を行う「生きがいしごとサポートセンター」の設置に対して補助する。	75,213	産業労働部商工労働局雇用就業課
	コミュニティプラザ等 医療相談事業補助	災害復興公営住宅のコミュニティプラザ等で、近隣地域の住民を対象に実施する兵庫県看護協会ボランティアによる健康相談や育児相談、閉じこもりがちな高齢者や育児不安、心身の悩みを持つ人々等への訪問活動、仲間づくりへの支援、メディア等を活用した健康相談「すくすくネット」を行う「まちの保健室」事業に要する経費及びボランティアによる訪問活動及び初年度からの事業検証による総括報告書の作成に対して補助する。	19,000	健康生活部健康局健康増進課
対策	生活支援マネジメント システム事業補助	成熟した市民社会の構築に向け、市民・NPOの能力の向上を図るとともに、NPOと行政の相互理解を深め、公民協働による生活復興の推進に資することを目的とした事業に対して補助する。	1,313	県民政策部地域協働局参画協働課
	災害復興公営住宅等 空家入居者支援事業	被災者が、浴槽・風呂釜の設置されていない公営住宅空家に入居するにあたり、浴槽・風呂釜を設置し、無償貸与する事業に対して補助を行う。	14,000	県土整備部まちづくり局住宅管理室
小計			1,807,548	

区分	事業名	事業内容	当初 予算額 (千円)	照会先
教育 対策	文化財修理費助成 事業補助	被災した国・県・市町指定文化財等の所有者に対し、修理費用の一部を補助する。	7,000	教育委員会文化財室 各市町教育委員会
	歴史的建造物等 修理費補助	被災した歴史的建造物等の所有者に対し、修理費用にかかる所有者負担額の一部を補助する。	65,000	教育委員会文化財室 各市町教育委員会
	被災地芸術文化 活動補助	被災地内に活動拠点を有し、芸術・文化活動を継続的に行っている団体・個人に対し、公演・展示・出版事業に要する経費の一部を補助する。	40,000	県民政策部県民文化局芸術文化課
小計			112,000	

そ の 他	震災周年追悼・記念 行事関連復興事業補助	1. 阪神・淡路大震災からの復興の成果及び震災後の国内外からの支援に対する感謝などを発信する「阪神・淡路大震災10周年記念事業」の開催等に要する経費を助成する。 2. 被災者の体験や思いなど、様々なメッセージを記録した伝承プレートの設置経費の一部を補助する。	1,016,000	総括部復興企画課
	震災復興広報強化事業	すべての人々が知識や技術、経験などを寄せ合い助け合う「協力復興」の気運を醸成するとともに、国内外からの創造的復興への参画を促進するため、本格的な復興状況を新聞・冊子等により総合的・一体的に広報する。	140,575	総括部復興企画課
小計			1,156,575	

計			7,613,327	
---	--	--	-----------	--

(受付を終了した事業)

区分	事業名	事業内容	当初 予算額 (千円)	照会先
住宅 対策	民間住宅共同化支援 利子補給	住宅金融公庫の災害復興住宅資金融資等を受け、小規模、不整形な敷地を利用した共同・協調化住宅を建設し、又はその住宅を購入する被災者に対し、利子補給を行う。	364,867	県土整備部まちづくり局民間住宅室
	被災マンション共用 部分補修支援利子補給	被災分譲マンションの補修に要する費用が多額のものについて、共用部分の補修のための住宅金融公庫の災害復興住宅資金融資に対し、利子補給を行う。	4,724	県土整備部まちづくり局民間住宅室
	大規模住宅補修 利子補給	大規模な住宅補修を行うため、被災者向け住宅融資を500万円以上借り入れた被災者に対し、利子補給を行う。	5,032	県土整備部まちづくり局民間住宅室
	民間賃貸住宅家賃負担 軽減事業	被災者が賃借する民間賃貸住宅等の家賃について、初期負担を軽減する。	875,214	県土整備部まちづくり局民間住宅室 各市町担当課
	災害復興準公営住宅 建設支援事業補助	国の特定優良賃貸住宅制度を活用して賃貸住宅を建設する事業者(土地所有者等)に対し、建設費等を補助する。	64,713	県土整備部まちづくり局住宅管理室 各市町担当課
	特定借上・特定目的 借上公共賃貸住宅建設 支援事業補助	国の特定借上・買取賃貸住宅制度、特定目的借上公共賃貸住宅制度及び公営住宅法(平成8年度改正)を活用して公共賃貸住宅を建設する事業者(土地所有者等)に対し、建設費等を補助する。	208,236	県土整備部まちづくり局住宅整備課 各市町担当課
	被災者向けファミリー 賃貸住宅建設促進 利子補給	被災地域において、新たに被災者向けファミリー賃貸住宅を供給しようとする事業者(土地所有者等)を対象に、建設資金のうち住宅金融公庫等からの融資に対し、利子補給を行う。	64,214	県土整備部まちづくり局民間住宅室
	宅地防災工事融資 利子補給	震災により被災を受けた県民が被災宅地の防災工事を行う場合、住宅金融公庫の災害復興住宅・宅地補修資金融資制度及び神戸市、西宮市、芦屋市の宅地防災工事貸付金に対し、利子補給を行う。	1,698	県土整備部まちづくり局開発指導室 各市町担当課
生活福祉資金貸付金 利子補給等	仮設住宅等から恒久住宅への円滑な移転のため、兵庫県社会福祉協議会の生活復興資金(転宅費)特例貸付金に対し、利子補給を行う。	7,993	健康生活部福祉局社会福祉課	
小計			1,596,691	
産業 対策	緊急災害復旧資金 利子補給	県・神戸市で創設した震災復旧緊急特別資金からの借り入れに対し、利子補給を行う。	462,565	産業労働部商工労働局経営支援課 神戸市中小企業振興センター
生活 対策	生活復興資金貸付金 利子補給等	生活復興資金貸付金を借り入れた被災者に対し、利子補給を行う。	580,159	総括部生活復興課
計			2,639,415	

(参考)

7年度終了事業

区 分	事 業 名
生 活 対 策	外国人県民救急医療費損失特別補助
教 育 対 策	私立専修学校・外国人学校授業料等軽減補助
	私立専修学校・外国人学校教育活動復旧費補助
	私立博物館相当施設修理費補助
そ の 他	追悼行事関連文化復興事業補助

8年度終了事業

区 分	事 業 名
産 業 対 策	商店街・小売市場共同仮設店舗緊急対策事業補助
	路線バス災害復旧費補助
	テレビCM放映事業補助
	会議、大会等誘致奨励金交付事業補助
	観光復興リレーイベント開催事業補助
生 活 対 策	被災外国人県民支援活動補助
	仮設住宅地スポーツ遊具等設置事業補助
教 育 対 策	私立専修学校・外国人学校施設等災害復旧費補助

9年度終了事業

区 分	事 業 名
産 業 対 策	観光対策推進事業補助
	被災商店街復興支援事業補助
生 活 対 策	小規模共同作業所復旧事業費補助
	医療情報ネットワーク整備事業補助
教 育 対 策	私立学校仮設校舎事業補助

10年度終了事業

区 分	事 業 名
住 宅 対 策	ひょうご輸入住宅総合センター設置運営事業補助
産 業 対 策	雇用維持奨励金
生 活 対 策	ふれあいセンター設置運営事業補助
	応急仮設住宅共同施設維持管理費補助
	地域集会所再建費補助
	消費生活協同組合貸付金利子補給
	健康づくり支援事業補助
教 育 対 策	私立博物館類似施設修理費補助

11年度終了事業

区 分	事 業 名
住 宅 対 策	被災宅地二次災害防止対策事業補助
	被災宅地二次災害防止緊急助成
	持家再建待機者等支援事業補助
産 業 対 策	環境事業団融資利子補給
生 活 対 策	元気アップ自立活動補助
	フェニックス・ステーション設置運営事業補助
	復興地域コミュニティ拠点設置事業補助
	いきいきライフサポート事業補助
	健康アドバイザー設置事業補助
教 育 対 策	私立登録博物館修理費補助

12年度終了事業

区 分	事 業 名
住 宅 対 策	災害復興公営住宅入居予定者事前交流事業補助
	公営住宅入居待機者支援事業補助
	災害復興グループハウス整備事業補助
産 業 対 策	被災者雇用奨励金
生 活 対 策	「こころのケアセンター」運営事業補助
	私道災害復旧費補助
	民間防犯灯復旧費補助
	住宅再建型宅地整備事業補助
	被災地求職者特別訓練事業補助

13年度終了事業

区 分	事 業 名
住 宅 对 策	景観ルネサンス・まちなみ保全事業補助
産 業 对 策	震災復興高度化促進事業補助
	店舗共同化促進利子補給
	農林漁業関係制度資金利子補給
	港湾運送事業者等復興支援利子補給
生 活 对 策	医療関係施設復興融資利子補給
教 育 对 策	私立学校復興支援利子補給

14年度終了事業

区 分	事 業 名
住 宅 对 策	学生寄宿舍建設促進利子補給
産 業 对 策	民有海岸保全施設復旧融資利子補給
生 活 对 策	アルコールリハビリテーション事業補助
そ の 他	被災者自立復興支援事業

15年度終了事業

区 分	事 業 名
住 宅 对 策	公営住宅特別交換（暫定入居）支援事業補助

財団法人 阪神・淡路大震災記念協会の概要

「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、人類の安全と共生について、総合的な調査研究及び実践を行うとともに、その成果の公開等を行うことにより、災害対策はもとより、大都市機能の改善等、人と自然が共存する安全かつ適正な国土の形成に資し、もって21世紀文明の創造に寄与する」ことを目的として、(財)阪神・淡路大震災記念協会を平成9年12月26日に設立した。

1 名称、所在

- (1) 名称 財団法人阪神・淡路大震災記念協会
- (2) 所在 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番2号

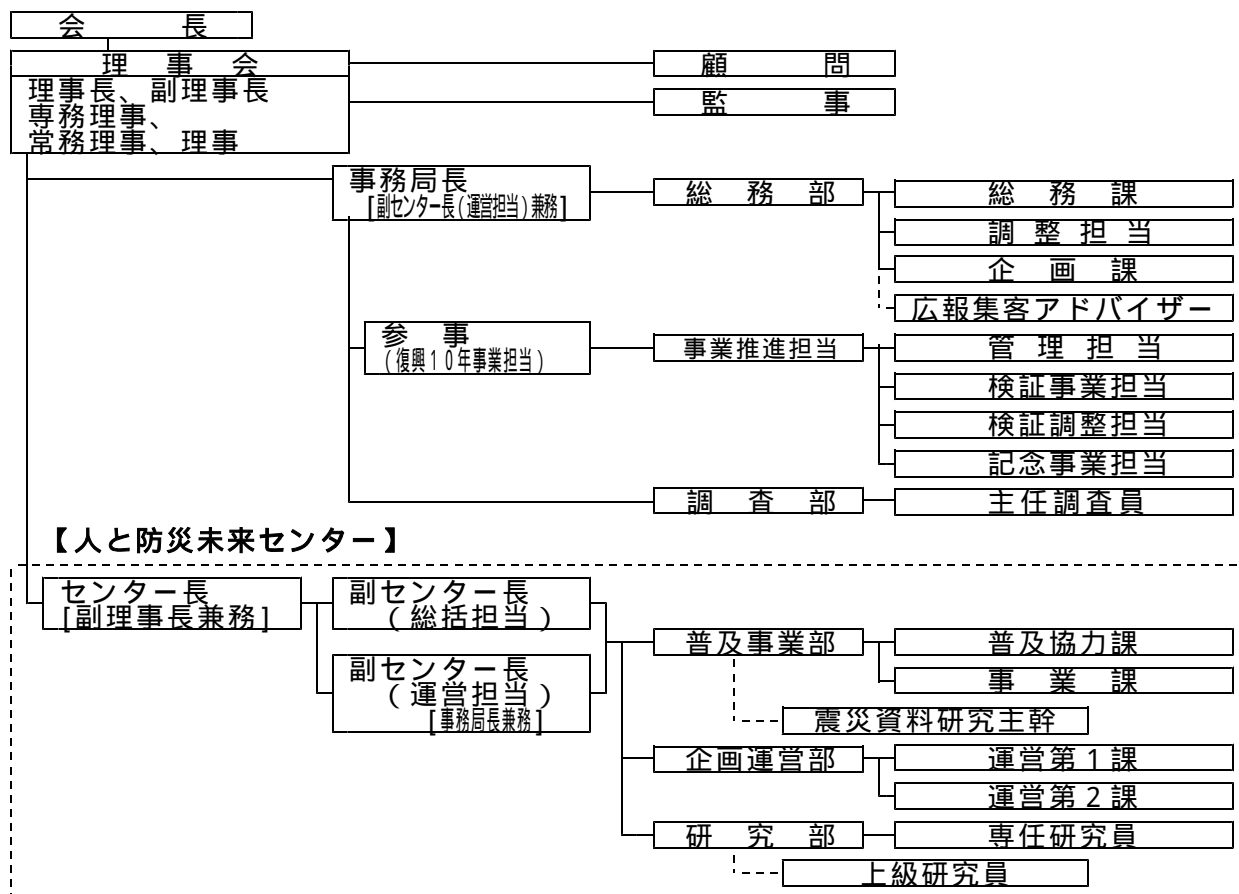
2 設立者

兵庫県、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町、緑町、西淡町、三原町、南淡町

3 基本財産

2億5千万円

4 組織



5 事業内容

- (1) 人類の安全と共生にかかる総合的な調査研究
- (2) 震災復興の記念となる事業の企画・立案等
- (3) 阪神・淡路大震災にかかる既存情報の収集整理・保存
- (4) 阪神・淡路大震災周年記念事業の啓発及び実施
- (5) 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターの管理運営

(財)阪神・淡路大震災記念協会 平成16年度事業の概要

1 人類の安全と共生にかかる総合的な調査研究

人類の安全と共生に係る諸問題の総合的な調査研究を行うため、研究企画委員会（芹田委員長）において提起された2つの基本方針に基づき調査研究を行う。

（基本方針）

阪神・淡路大震災の経験（震災当時からの復旧・復興の過程）の集積と伝承

震災の記録を体系的に整理するため、既存情報の分類整理方法の検討及び未来への証言として震災当時、復旧・復興過程の対応者の記憶の録画化など基礎的な調査を行う。

教訓を生かした新しい施策の提案 - 21世紀文明の創造

自然と社会の破壊を研究課題として、阪神・淡路大震災を教訓とした、災害対策21世紀の都市づくりを研究する。

（研究内容）

研究会名	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
林敏彦委員研究会	新しい地域経済システムと都市コミュニティ ←→		研究セミナー	都市のガバナンス	都市のガバナンス ←→	研究セミナー	阪神・淡路大震災10周年記念「研究フォーラム」(仮称)
中瀬勲委員研究会	都市の新しいコミュニティと環境形成 ←→			緑空間のマネジメント ←→		研究セミナー	(メンバー) 研究企画委員
沖村孝委員研究会	地盤情報を活用した被災分布の究明(神戸地域) ←→			阪神間西部地域を中心とした地盤震動特性の究明(研究セミナー) ←→		研究セミナー	
五百旗頭真委員研究会	災害対応プロセスの明確化とその教訓の継続的な発信方策の構築 ~ Oral History ~ ←→					(同じテーマで継続)	
端信行委員研究会(13年度で終了)	震災資料の分類・公開基準 ←→			震災資料の保存・利用及び活用方策			
国際連合地域開発センター(委託研究)		風土と文化に根ざした災害に強いまちづくり ○←→○			持続的なコミュニティベースの防災研究(16年度まで) ○←→○		

(1) 阪神・淡路大震災10周年記念「研究フォーラム」(仮称)の開催(新規)

平成17年1月17日には震災10周年を迎えることから、これまで各研究会で個々に調査研究・発表してきた成果を総括するものとして、協会研究企画委員による阪神・淡路大震災10周年記念「研究フォーラム」(仮称)を開催する。

（テーマ） 阪神・淡路大震災の教訓を生かした新しい施策の提案 - 21世紀文明の創造

（実施時期） 平成17年1～3月頃

（実施内容） 基調講演、パネルディスカッション

(2) 研究セミナー

平成15年度までに調査した成果を踏まえ、調査が終了した各研究会ごとに、研究セミナーを開催する。

(実施研究会) 林敏彦委員研究会(「都市のガバナンス」)

中瀬委員研究会(「緑空間のマネジメント」)

沖村委員研究会(「阪神間西部地域を中心とした地盤震動特性の究明」)

(実施時期) 平成16年5～12月

(実施内容) 研究成果の発表、パネルディスカッション

(3) 五百旗頭委員研究会

(研究課題) 災害対応プロセスの明確化とその教訓の継続的な発信方策の構築 - Oral History -

(研究内容) 阪神・淡路大震災を契機とする新たな災害対応の課題を整理し、災害対応プロセスの明確化とその教訓の継続的な発信方策の構築のため、震災当時から復旧・復興過程の対応者等の記録をまとめるなど、基礎的な調査を行う。

(平成16年度調査内容)

行政関係者や、震災で亡くなった人の家族等に対するインタビュー

震災復興に従事したオピニオンリーダー、行政関係者、地元企業支店長等とのグループディスカッション

阪神・淡路大震災“犠牲者の記録”(仮称)収集事業

2 震災復興の記念となる事業の企画・立案等

(1) 神戸文明博物館群(20世紀博物館群)構想

20世紀のめざましい科学技術や生活文化の発展の足跡を振り返り、それを形あるものとして総合的・体系的に21世紀に継承するとともに、青少年をはじめ市民が科学技術や文化について理解と関心を深め、科学技術の水準の向上、経済社会の発展、新しい文化の創造などに資するため、人々が学び、楽しめる参加体験機能、研究機能、ネットワーク機能をあわせもつ複数の博物館群を国営明石海峡公園(神戸地区)の隣接地において整備する。

平成16年度は、社会経済状況の動向などを勘案しながら、広報活動及び土木博物館(仮称)活動への参加に努め、長期的な視点に立って検討を進めていく。

3 阪神・淡路大震災にかかる既存情報の収集整理・保存

(1) 阪神・淡路大震災復興誌の編集

震災からの復興に関するあらゆる資料・記録等を基に、長期的な震災復興の過程を総合的に記録する「阪神・淡路大震災復興誌第9巻」を作成する。

(内容) 特別企画 各分野の年次記録 震災研究等の状況

(2) 街の復興カルテの作成

震災後9年を経過した調査地区(9地区)の復興の実態を示した報告書を作成する。

(調査地区) 長田区・須磨区、中央区・三宮地区、中央区・三宮北部地区、灘区、東灘区(住吉地区)、東灘区(東部地域)、芦屋市、西宮市、一宮町

- (3) 阪神・淡路大震災教訓情報資料集ホームページ維持・管理等業務(内閣府からの受託業務)
阪神・淡路大震災から得られた防災上の課題、教訓情報等を収集・整理し、情報発信することにより、今後の防災対策の推進に資する。

(アドレス) <http://www.hanshin-awaji.or.jp/kyoukun/index.html>

(主な業務) 阪神・淡路大震災に関する追加教訓情報の収集とホームページの更新 等

4 阪神・淡路大震災周年記念事業の啓発及び実施

(1) 阪神・淡路大震災10周年記念事業「総合フォーラム」

周年記念事業の趣旨に沿って、直面している重要な課題について内外からの参加者を募り、幅広く全体的な討議を行うことによって、創造的復興が目指す21世紀を展望する。

平成16年度においては、「創造的復興フォーラム」(仮称)や「研究フォーラム」(仮称)が開催されることから、これらとの連携を図りつつ、最も効果的な実施方法を検討する。

〔平成15年度実施状況〕

(テーマ) 21世紀の新たな都市像

(日時・場所) 平成16年2月16日 13:30～17:00 兵庫県公館大会議室

(基調講演) 伊藤 滋 早稲田大学特命教授 「日本の都市の再生」

(パネルディスカッション)

コーディネーター 林 敏彦 放送大学教授

パネリスト 伊藤 滋 早稲田大学特命教授

佐藤友美子 サントリー不易流行研究所部長

林 宜嗣 関西学院大学経済学部長

鷲田 清一 大阪大学大学院文学研究科教授

(2) 「防災とボランティアの日」及び「週間」啓発事業

阪神・淡路大震災を契機に高まった、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識をより深め、災害への備えの充実強化を図るため、「防災とボランティアの日(1月17日)」及び「防災とボランティア週間(1月15～21日)」を広くPRする。

リーフレット、インターネット等による啓発

各種情報誌等への広告掲載

(3) 1.17宣言策定に対する支援

被災地の責務として、阪神・淡路大震災の経験や教訓を風化させることなく次世代に継承していくため、「1.17人類の安全と共生を考える兵庫会議」による1.17宣言の策定、発信並びに啓発活動を支援する。

〔平成15年度実施状況〕

1.17宣言(第7回)の発表

(発表日) 平成16年1月17日

(発表場所) 1.17ひょうごメモリアルウォーク2004「追悼のつどい」会場

(発表者) 新野幸次郎 (財)神戸都市問題研究所理事長・神戸大学名誉教授

(4) 9周年記念事業総合記録書の作成

震災からの復興に向けた取り組みを示す貴重な資料として後世に伝えていくため、毎年1月17日を中心とした時期に実施されるシンポジウム、コンサート等阪神・淡路大震災周年記念事業の概要を取りまとめる。

(5) “ 阪神・淡路大震災の記憶 ” 伝承プレート設置支援事業

風化が懸念される阪神・淡路大震災の経験や教訓等を一般市民等がより実感できる形で次世代に継承するため、被災地における震災モニュメント等に係る被災者の体験や思い、メッセージ等を記録した伝承プレートの設置に対して助成を行う。

(補助対象者) 民間の地域・職域団体、又は当該団体と県若しくは市町で構成される団体
(補 助 率) 補助対象経費の 1 / 2 以内 (30万円を上限)
(件 数) 29件

(6) 復興10年事業受託業務 (県からの受託業務)

復興10年総括検証・提言事業

阪神・淡路震災復興計画に基づき、10年間にわたって進めてきた創造的復興への取り組みを総括的に検証し、その結果や教訓を次世代への提言として広く発信する。

(7) 震災10周年記念調査研究事業 (新規)((財) 阪神・淡路大震災復興基金からの受託業務)

ア 「 21世紀文明の創造 」 調査研究事業

大震災から10周年の節目の時を迎えるにあたり、協会としてこれまで行ってきた調査研究の成果や現在行われている総括検証・提言事業の成果等を踏まえながら、より幅広い観点から21世紀文明の創造に寄与するため、今後取り組むべき調査研究の方向やその実践、さらには震災の経験・教訓を生かすシンクタンクのあり方を含めた「21世紀文明の創造」に寄与する調査研究事業を実施する。

(研究テーマ)

震災の経験や教訓を踏まえた、新しい社会システムなど「21世紀文明の創造」に寄与する調査研究

“ 震災の経験を生かした ”

「 21世紀文明のあり方 」 「 安全で安心な都市 (まち) づくりのあり方 」

「 新しい共生社会のあり方 」 「 国際貢献・交流・ネットワークのあり方 」

「 こころのケアのあり方 」 「 防災・災害対策のあり方 」

(事業年度) 平成16～17年度

(研究成果の発信) 平成16年12月 中間報告書作成

平成17年12月 最終報告書作成

平成17年度末 シンポジウム開催

イ 大震災10周年記念出版企画事業

阪神・淡路大震災10周年を機に、復興に取り組んだ行政職員の軌跡を本にまとめ、今後の復興政策に資するとともに、これまでの復興過程における多くの支援に感謝の意を表するために配布する。

(企画コンセプト)

震災発生時から復旧・復興にいたるまで、行政各分野における執行責任者の目に刻まれた事実を記録し、これを後世に残し伝える。

復興過程を行政各分野の最前線で担った責任者・担当者の努力を浮き彫りにするとともに、その過程で直面した様々な課題をも摘出し、将来への教訓とする。

復興の当事者として生活や事業の再建に立ち向かいながら、県レベルでの創造的復興を下支えした県民各層、並びに県外の関係者の支援・尽力に対して、復興の到達点を報告することによって感謝の意を伝える。

(タイトル) 「 阪神・淡路大震災10年 - 復興への水かき 」 (仮題)

(発行部数) 7 , 0 0 0 部 (予定)

5 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターの管理運営（県からの受託業務）

阪神・淡路大震災の経験と教訓を後世に継承し、国内外の災害における被害の軽減に貢献するとともに、いのちの尊さや共生の大切さなどを発信する「人と防災未来センター」の管理運営業務を行う。（詳細については、33～35ページを参照）

（人と防災未来センターの概要）

(1) 施設内容

部 門	施 設 内 容	
	防災未来館	ひと未来館
展示部門	シアター、展示室 等	シアター、展示室 等
研究部門	研究室、共同研究室、プレゼンテーション室	防災関係機関等の入居スペース
研修部門	セミナー室、ワークステーション室 等	ヒューマンケアカレッジ講義室 等
交流部門	交流サロン、サーバー室等情報システム 等	
資料部門	資料室、収蔵庫 等	
その他	慰霊のモニュメント	カフェテリア、ミュージアムショップ

(2) 展示内容

【防災未来館】

階数	展示コーナー	展 示 内 容 等
4 F	1.17シアター、大震災ホール 等	阪神・淡路大震災の発生から今日に至るまでの歩みを、震災発生時の衝撃を再現した映像シアター、復興の歩みを伝える映像シアターと再現ジオラマで伝える。
3 F	震災からの復興をたどるコーナー 等	実物資料や模型、語り部などにより、阪神・淡路大震災の被災と復興の状況、そこから得られた教訓を伝える。
2 F	防災情報コンテナ、防災ワークショップ 等	行政や地域での防災の取り組み、防災研究や世界の地震災害などの防災に関する最新情報を提供するとともに来館者が自分で実験して楽しく防災を学ぶ。

【ひと未来館】

階数	展示コーナー	展 示 内 容 等
3 F 2 F	自然	多様な生命が共に生きている姿や、いのちが再生し、継承していく様を展示し、「いのちの大切さ」を訴える。
	人	こころとからだのしくみを知り、愛ややさしさなど人の「いのち」の本質を考えるとともに、「こころのやすらぎ」とは何かを表現し、体験する。
	コミュニケーション	来場者が音楽の創作や遊びなどに参加し、コミュニケーションや交流の楽しさ、協働の喜びを体験する。
1 F	こころのシアター	大型立体ハイビジョン映像を中心とした複合的な機能を持つシアターにより、いのちに対する慈しみや感動を映像で体感する。

(3) 施設規模 延床面積：約18,400㎡(防災未来館 - 約8,200㎡、ひと未来館 - 約10,200㎡)

(4) 場 所 神戸市中央区脇浜海岸通 1 - 5 - 2

阪神・淡路大震災復興本部の設置に関する条例

(設置)

第1条 阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、当分の間、阪神・淡路大震災復興本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を総理し、本部を代表する。
- 4 副本部長及び本部員は、知事が任命し、又は委嘱する。
- 5 副本部長は、本部長の職務を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、本部長の定めるところにより、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部に、部制条例（昭和38年兵庫県条例第68号）第1条の規定にかかわらず、知事が定める部を置く。

- 2 部に部長を置き、部長は、部の事務を掌理する。

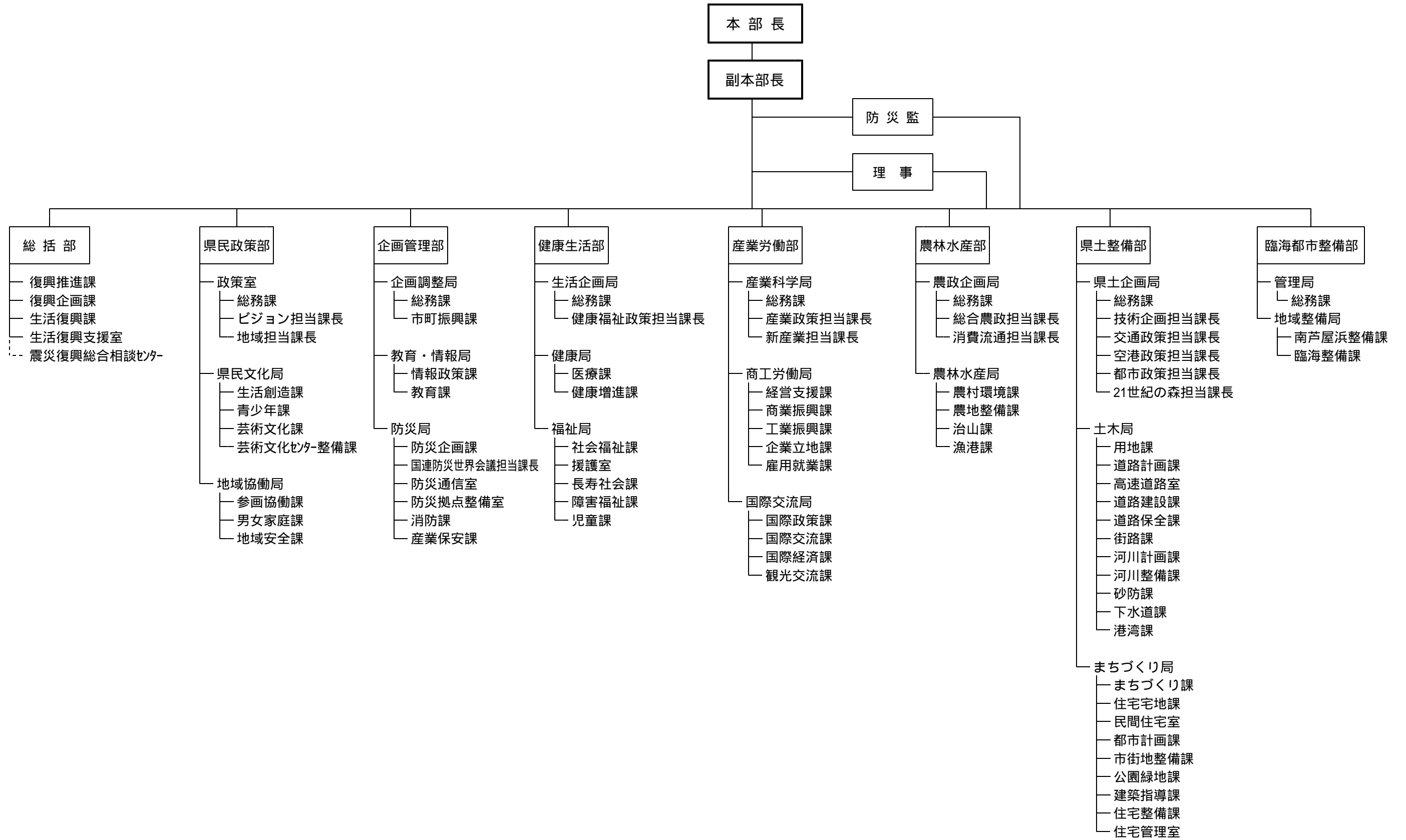
(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成7年3月15日から施行する。

阪神・淡路大震災復興本部組織図 (平成16年4月1日現在)



組 織 の 沿 革

年 月 日	事 項						
7 . 3 . 15	<p>総括部設置。</p> <p>総務課（総務係、財務係、企画調整係、渉外係）、計画課（計画担当）、企画課（企画担当、調査担当）で発足。</p> <p>地方機関として、震災復興総合相談センターを所管。</p>						
8 . 4 . 1	<p>総務課の渉外係を廃止。</p> <p>計画課及び企画課を統合し、復興推進課（計画担当、企画担当、調査担当、復興支援館開設準備担当）に改組。</p>						
8 . 7 . 20	<p>阪神・淡路大震災復興支援館の開館に伴い、復興推進課の復興支援館開設準備担当を廃止。</p>						
9 . 4 . 1	<p>総務課の企画調整係を廃止。</p> <p>復興推進課の調査担当を廃止し、同課に記念協会設立準備担当及び周年記念事業担当を設置。</p>						
9 . 12 . 26	<p>財団法人 阪神・淡路大震災記念協会の設立に伴い、復興推進課の記念協会設立準備担当及び周年記念事業担当を廃止。</p>						
10 . 4 . 1	<p>生活復興局（生活復興推進課）及び住まい復興局（住まい復興推進課）を総括部に移管。</p> <p>総括部総務課と復興推進課を統合し、復興推進課に改組。</p> <p>生活復興推進課に生活支援マネジメントシステム推進室（要綱設置）を設置。</p>						
11 . 4 . 1	<p>業務執行体制の基本単位の見直しから、各課に次の「室長」を配置。</p> <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">復興推進課</td> <td style="border: none;">計画室（5周年事業調整担当、計画担当）</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">生活復興推進課</td> <td style="border: none;">生活復興県民ネット支援室、被災者復興対策室、生活復興マネジメントシステム推進室（システム推進担当、地域支援担当）</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">住まい復興推進課</td> <td style="border: none;">被災者対策室</td> </tr> </table> <p>副課長の廃止に伴い、各課に主幹（企画管理担当）を配置。</p>	復興推進課	計画室（5周年事業調整担当、計画担当）	生活復興推進課	生活復興県民ネット支援室、被災者復興対策室、生活復興マネジメントシステム推進室（システム推進担当、地域支援担当）	住まい復興推進課	被災者対策室
復興推進課	計画室（5周年事業調整担当、計画担当）						
生活復興推進課	生活復興県民ネット支援室、被災者復興対策室、生活復興マネジメントシステム推進室（システム推進担当、地域支援担当）						
住まい復興推進課	被災者対策室						

年 月 日	事 項
12 . 4 . 1	<p>行財政構造改革推進方策に基づく中間職制の廃止により、次長を廃止。 事業の終了・縮小等に伴い、生活復興局及び住まい復興局を廃止。 復興推進課を改組し、復興推進課（企画管理担当、総務担当、財務担当、企画担当）と復興企画課（企画管理担当、計画担当）を設置。 復興企画課に室長（メモリアルセンター整備担当（整備調整担当、建設担当））を設置。 生活復興推進課を改組し、生活復興課（企画管理担当、プログラム推進担当、自立支援担当）を設置。 生活復興推進課の3室を改組し、室長（生活復興支援担当（管理担当、地域活動推進担当、協働復興担当））を設置。 住まい復興推進課を住まい復興室とし、県土整備部に移管。</p>
13 . 4 . 1	<p>室長（メモリアルセンター整備担当）に、「開設準備担当」を設置。 神戸県民局長が、震災復興総合相談センター所長を兼務。</p>
14 . 4 . 1	<p>阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターの開設に伴い、その整備等を所管していた「メモリアルセンター整備室」を「人と防災未来センター整備室」に改称し、「開設準備担当」を廃止。 「人と防災未来センター整備室」及び「生活復興支援室」は、それぞれ復興企画課及び生活復興課とは業務執行上、独立性が高いことから、その位置づけを明確にし、独立した組織とした。 復興推進課の企画管理担当と総務担当を統合し、人事・調整担当を設置。 生活復興支援室の協働復興担当を生活復興課に移管。</p>
15 . 4 . 1	<p>阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センタ - 2期施設の整備完了に伴い、「人と防災未来センタ - 整備室」を廃止し、復興企画課に「事業調整担当」を設置。 復興推進課内の事務を再配分し、「調整担当」を設置。</p>
15 . 10 . 1	<p>復興10年事業の推進に関する事務をつかさどるため、総括部参事（復興10年事業担当）及び復興企画課参事（企画担当）を設置。</p>
16 . 4 . 1	<p>総括部参事及び復興企画課参事の所掌事務を変更。 住宅再建支援制度の推進体制を強化するため、復興推進課に「支援制度担当」を設置。 復興10年事業を一層推進するため、復興企画課に「検証担当」を設置するとともに、「事業調整担当」を廃止し、「記念事業担当」を設置。</p>